

2025年1月

# BUSINESS LAW SCHOOL 商事法務ビジネス・ロー・スクール セミナー案内

#### 受講のお申込みについて

受講のお申込みは、株式会社商事法務 WEB サイト(https://www.shojihomu.co.jp/)の各セミナー案内画面からお申し込みいただくか、専用申込書に必要事項をご記入のうえ FAX・郵便にてご送付ください。

商事法務 WEB サイトはこちら

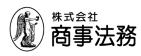


#### セミナー案内メールマガジンについて

全セミナーをご案内する火曜版、おすすめセミナーをピックアップしてご案内する金 曜版を配信しています。







〒 103-0027 東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 3 階 TEL: 03-6262-6761 FAX: 03-6262-6802

E-mail: law-school@shojihomu.co.jp

	配信期間 頁 目期限
新任担当者のための 福崎剛志 弁護士 1/27(月)・ 株主総会運営の基礎と実践 [全3講]	(水) 4
株主総会の準備・運営の最終チェックポイント [全2講] ** 牧野達也 三菱UFJ信託銀行 ** 角田大憲 弁護士 ** 弁護士 ** 17.3 (月)・ ファン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2時間で解説 2025 年株主総会「想定問答」のポイント 河和哲雄 弁護士   ~ 2025 年版「株主総会想定問答集」をテキストとして~ [東京会場] 河和哲雄 弁護士	
2025 年株主総会に向けたポイント解説 (全8回) 井上真一郎 弁護士 他 第1回10 最終回 2/	
株 主 株式事務の基礎知識と担当者の役割 中川雅博 配信中~1 総 ~新任担当者必須の知識をやさしく解説~ [WEB] 三菱 UFJ 信託銀行 申込期限 1 会 は では、 こ こ では、 こ こ では、 こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	
会 基礎から学びたい人のための 牧野達也 配信中~ 2   株主総会事務局の実務(全2回)[WEB] 三菱 UFJ 信託銀行 申込期限 2	
アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応 ~予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ~[WEB] 伊藤広樹 弁護士 配信中~5 森 駿介 弁護士 申込期限 5	
事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント [WEB] 石井裕介 弁護士 配信中~ 5 申込期限 5	
上場会社のための 2025 年定時株主総会の準備 [WEB] 角田大憲 弁護士 配信中~3 申込期限3	
2時間で学ぶ 総会担当者必修判例 30 選本村 健 弁護士1/24(金)~~事案から押さえる総会運営の留意点~ [WEB]山田康平 弁護士申込期限 3	
先輩に学ぶ 株主総会の基礎と実務・取組み ~総会担当者の1年~ [WEB] 猪越 樹 1/31 (木) ~ 申込期限 3	
株主アクティビズムの傾向と対策 ~分析を通して 2025 年の展望をうらなう~ [東京会場] 松下 憲 弁護士 1/28 申込期限 1	
監査等委員会設置会社への移行と移行後の実務 [東京会場] 太子堂厚子 弁護士 2/17 申込期限 2	
指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント ~自社最適化の視点から確認・検討すべきこと~ [WEB] 渡辺邦広 弁護士 配信中~ 1 申込期限 1	
コートポー 取締役会評価の実務	
レ   アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか   配信中~ 2   太田 洋 弁護士   申込期限 2	
ド ガ 役員報酬の制度設計・見直しと開示実務	
プンプラン 企業価値向上につなげる SR 活動 蔵本祐嗣 配信中~ 2   ス ~投資家が取締役会にいま本当に求めているもの~ 日本のせんたく立案支援工房 申込期限 2	
グループ会社管理におけるリスクマネジメントとコーポレートガバナンス ~企業はいま何を検証すべきか~ [WEB] 三笘 裕 弁護士 配信中~ 2 申込期限 2	
あらためて考える「モニタリング・モデル」の本質と 進化するガバナンスの工夫 ~企業の取組事例を参考にして~ [WEB] 塚本英巨 弁護士 配信中~ 3 申込期限 2	
新任担当者のための コーポレートガバナンス・コード解説 内田修平 弁護士 1/15 (水) 〜 つードを踏まえた取締役会・株主総会運営の基本ポイント〜 [WEB] 内田修平 弁護士 申込期限 3	
法務担当者のための インサイダー取引規制対応の実務 [題1部: LIVE +第2部: 東京会場] 戸嶋浩二 弁護士 他 申込期限 2	
会社 社法 ディスクロージャーの実務 ~基礎の確認から近時の動向まで~ [東京会場] 浜田 宰 弁護士・公 認会計士 2/7 申込期限 2	
・ 事例で学ぶ適時開示	
R	
・会商的法・ 本機知識から実務対応まで~[東京会場] 伊東祐介 弁護士 2/12 申込期限 2   大一シック金商法 〈開示編〉[東京会場] 谷口義幸 プロネクサス 2/14 申込期限 2   株式会社法基礎講座 ~「会社法」の体系と要点をわかりやす〈解説~[WEB] 川口恭弘 同志社大学教授 配信中~1 申込期限 1	
判   新任子会社役員が押さえておきたい「義務と責任」	
「従事者」と会社のための 10 か条の心得 [WEB 再募集] 森原憲司 弁護士	
部 公益通報対応業務の実務ガイド 2024 ~ 従事者・担当者のための Q&A ~ [WEB 再募集] 中村克己 弁護士 申込期限 3	
報 内部通報制度 調査・認定・フィードバックの技術 [WEB 再募集] 大月雅博 弁護士 本気で取り組む! 内部通報の実効性向上〜経営トップ・役員を巻き込んでの施策とは〜 [WEB 再募集] 沖田美恵子 弁護士	50
海科・フレン・ウェルールの科・ウ	
経営 激制するピンネスルールの期间 ~新しいルールを経営の武器とするために~[東京会場] 澤口 実 弁護士 申込期限 2   法 務 経営法務人材養成塾 児玉康平 日立製作所 エ グゼクティブアドバイザー 4/17 ( 申込期限 4	(木) ~ 32

	印紙税の基本~事例で学ぶ実務対応~[東京会場]会場開催のみ	山端美徳 税理士・行 政書士	1/17(金) 申込期限 1/16(木)	33	
	契約交渉ロールプレイング〜実務的な落としどころを探る〜[東京会場]	壱岐祐哉 弁護士 他	1/29(水) 申込期限 1/28(火)	34	
	契約実務から民法を学ぶ~近時の電子契約等リーガルテックも踏まえた民法の体系的思考プロセスを養成~[東京会場]	齋藤弘樹 弁護士	2/13(木) 申込期限 2/12(水)	35	
	法務カウンセリングの技術~ケース・スタディを通じてカウンセリングのノウハウを 習得する~ [大阪会場] 会場開催のみ	松本伸也 弁護士	3/3(月) 申込期限 2/25(火)	36	
	「似ている、関連する条項・契約」の相互関係・意味の基本知識と実務の ポイント〜契約関係を立体的に理解する〜 [東京会場]	遠藤元一 弁護士	3/4(火) 申込期限 3/3(月)	37	
取	契約書レビューのスタートガイド [基礎編・実践編] 〜チェックマニュアルを用いて 実務に使えるフレームワークを身につける〜 [大阪会場] 実践編は会場開催のみ	五島 洋 弁護士 済・済・済・済・済・済・済・済・済・済・発士 おきまる こうしん かいきん おき かいかい かいしん おき かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	3/13(木) 申込期限 3/3(月)	38	
取引法務	契約書レビューのスタートガイド [基礎編・実践編] 〜チェックマニュアルを用いて 実務に使えるフレームワークを身につける〜 [東京会場] 実践編は会場開催のみ	吉田尚平弁護士	4/11 (金) 申込期限 4/1 (火)	30	
123	契約審査における税務の勘所 ~印紙税・消費税を題材として~ [WEB]	安田雄飛 弁護士・税理士	配信中~ 2/3(月) 申込期限 1/27(月)	39	
	基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方(全3講) ~担当者に必須の実用知識を重点集中解説~ [WEB]	太田大三 弁護士	配信中~ 2/7(金) 申込期限 1/24(金)	40	
	法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」ポイント解説〔契約編〕 (全3講)〜実務から考える契約条項の基本と実践〜[WEB]	片桐 大 弁護士 他	配信中~ 3/10(月) 申込期限 3/3(月)	41	
	脱初心者のための 一緒に考える英文契約実践講座 [WEB 再募集]	辻野篤郎 弁護士	配信中~ 2/13(木) 申込期限 2/5(水)	56	
	電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント [WEB 再募集]	宮内 宏 弁護士	配信中~ 2/13(木) 申込期限 2/5(水)	57	
	営業担当者に伝えたい 契約書の重要リスクポイント 〔営業担当者編+管理部門編〕 [WEB 再募集]	太田大三 弁護士	1/15(水)~3/17(月) 申込期限3/3(月)	57	
紛争	訴訟の「手続」ではなく「本質」を学ぶ! 〜訴訟を主体的にハンドリングできる法務パーソンになるために〜 [東京会場]	武井祐生 弁護士	3/19(水) 申込期限 3/18(火)	42	
紛争訴訟	法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」ポイント解説〔紛争編〕 〜紛争事例で考える契約条項〜 [WEB]	上村哲史 弁護士 他	配信中~ 3/10(月) 申込期限 3/3(月)	43	
IJ	サイバーリスクの基本的な考え方と実務対応上の留意点~『金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン』を踏まえて~[東京会場][LIVE]※オンデマンド配信あり	山岡裕明 弁護士	1/30 (木) 申込期限 1/29 (水)	44	
スク対	講師の実体験から学ぶ半グレ対応 〜毅然とした態度で臨むための心得と備え〜 [WEB]	森原憲司 弁護士	配信中~ 2/20(木) 申込期限 2/13(木)	45	
応	先例から学ぶ 企業不祥事への備え(全12回) ~ 『企業不祥事インデックス』を紐解きながら~ [WEB]	上谷佳宏 弁護士 他	配信中~ 4/30(水) 申込期限 4/16(水)	46	
_"	個人情報関連法令の総ざらい ~ケーススタディに基づいて~ [東京会場]	影島広泰 弁護士	1/24(金) 申込期限 1/23(木)	47	
データ	3時間でわかる 利用規約・プライバシーポリシーの作成・見直しの実務ポイント [東京会場]	殿村桂司 弁護士 水越政輝 弁護士	2/25(火) 申込期限 1/21(金)	48	
	3時間で分かる 個人情報保護法の基礎と実務 [WEB]	影島広泰 弁護士	配信中~ 1/31(金) 申込期限 1/24(金)	49	
独禁法・下請法	ベーシック独占禁止法 ~事例で学ぶ独禁法の考え方~ [東京会場]	菅久修一 ベーカー& マッケンジー法律事務所	2/4(火) 申込期限 2/3(月)	50	
下請法	ベーシック下請法<フォローアップ動画付> [WEB 再募集]	長澤哲也 弁護士	配信中~ 2/28(金) 申込期限 2/21(金)	57	
道	裁判例を通じて学ぶ 事業者のための製造物責任法の実務と応用 [WEB]	原戸稲男 弁護士	配信中~ 1/31(金) 申込期限 1/24(金)	51	
消費者対応	法務・総務部門が知っておきたい カスハラ対策の現況と課題 〜従業員の離職を防ぎ、会社の生産性を上げる〜 [WEB]	中山泰章 弁護士・弁理士	1/16(木)~3/17(月) 申込期限3/10(月)	52	
応	ベーシック景品表示法 [WEB 再募集]	古川昌平 弁護士	配信中~ 2/13(木) 申込期限 2/5(水)	58	
環境	サステナブルなビジネス展開のための 廃掃法・古物営業法等のリサイクル規制 AtoZ 〜規制の概要から産業廃棄物処理委託契約書の留意点、行政対応まで〜 [東京会場]	猿倉健司 弁護士 上田朱音 弁護士	1/21(火) 申込期限 1/20(月)	53	
海外法務	中国ビジネス再検討 ~再編?撤退?激動の中国に翻弄されないために~ [東京会場]	唐沢晃平 弁護士 中川裕茂 弁護士	1/20(月) 申込期限 1/17(金)	54	
霧內	リーガルマインド 法律入門 〜法学未履修の総務・法務ご担当の皆様へ〜 [WEB 再募集]	弥永真生 明治大学教授	配信中~ 2/13(木) 申込期限 2/5(水)	58	
そ の 他	信託法務・信託実務の基礎講座 〜金融機関・事業会社・法律事務所で信託を初めて学ぶ人のために〜 [WEB 再募集]	小野祐司 弁護士	1/15(水)~3/17(月) 申込期限3/10(月)	58	

<sup>※「&</sup>lt;mark>会場開催のみ</mark>」の表示があるセミナーを除き、「会場開催 [東京/大阪]」セミナーについて、後日、収録動画によるWEB受講者の募集を予定しております。WEB受講の募集は、原則としてセミナー開催日の翌営業日から、株式会社商事法務 WEB サイトにて開始いたします。「LIVE」セミナーについても収録動画を後日配信いたします。

## 新任担当者のための 株主総会運営の基礎と実践〔全3講〕

## ~根拠法令・判例・実務慣行を踏まえた総会実務の基本構造を学ぶ~

#### セミナー概要

初めて総会を迎える担当者、経験の浅い担当者を主な対象として、現場の最前線で対応している各講師が、総会指 導の経験を踏まえ、総会運営実務上、重要なポイント・基本事項の全体像について、なぜそのような形になっている のかという法令等の根拠も含め解説。

| 福崎剛志 弁護士(日比谷タックス&ロー弁護士法人)[第1講]

山田和彦 弁護士 (中村・角田・松本法律事務所) [第2講]

奥山健志 弁護士(森・濱田松本法律事務所)[第3講]

#### 開催日程等

●開催日程:第 1 講 2025 年 1 月 27 日 (月) 14 時~ 17 時 (質疑応答込み)

第2講 2025年2月6日(木) 14時~17時(質疑応答込み) 第3講 2025年2月19日(水)14時~17時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

員:40名(先着順) ●申込期限:2025年1月24日(金)

●受講料:66,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆招集通知の作成、チェック、総会シナリオ、想定問答等、一連の総会運営の対応については、ひな形等の 整備が進み、また、各社におけるノウハウの蓄積も進んでいることと思われます。
- ◆ところで、こうしたひな形、ノウハウ等の蓄積が進みますと、総会準備を円滑に進めることができる反面、総 会直前期には、多忙さもあって、一つひとつの記載・行為の根拠となる法令・判例、実務慣行の確認にまで 手が回らない担当者も少なくないようです。
- ◆また、担当者としては、株主総会資料の電子提供制度やバーチャル株主総会の対応など、新しい制度や実 務に的確に対応していく必要がありますが、そのためにも、これらの対応の基礎となる従来からの実務や慣行の根拠・理由等について正確な知識をもっておくことがなによりも重要です。
- ◆そこで本セミナーでは、初めて総会を迎える担当者、経験の浅い担当者を主な対象として、現場の最前線で 対応されている各講師が、総会指導の経験を踏まえ、総会運営実務上、重要なポイント・基本事項の全体 像について、なぜそのような形になっているのかという法令等の根拠も含め解説いたします。
- ◆株主総会は、株式会社の重要事項を決定する法律上の最高の意思決定機関であるとともに、株式会社とし て最大のイベントです。この機会に、総会実務の根拠となる法令等を整理し、改めて株主総会運営に関する 基本的な知識と考え方を身につけ、自信をもって本年株主総会を迎えるために本講座をご活用いただくこと をお勧めいたします。

#### 主要講義項目

第1講 株主総会事務局のスケジュール、 1 狭義の招集通知(アクセス通知) 総会当日までの主要事項の基本概念

- 1 はじめに
- 2 最近の株主総会の動向
- 3 株主総会のスケジュール
- 4 想定問答の作成とその活用法
- 5 株主総会議案の確定
- 6 議決権行使の勧誘
- 7 招集通知の早期発送と電子化
- 8 書面投票と電子投票
- 9 バーチャル株主総会への対応
- 10 株主提案への対応
- 11 事前質問・書類閲覧・謄写請求への対応
- 第2講 招集通知(狭義の招集通知、事業 報告、参考書類、議決権行使書)の基本 構造と各記載内容

- 2 事業報告
- 3 参考書類
- 4 議決権行使書面

第3講 株主総会当日の運営と終了後の事 務にかかわる基本概念

- 1 株主総会の当日の運営の視点
- 2 当日の役割分担の確認
- 3 株主総会当日の会場設営
- 4 株主総会当日の受付事務
- 5 バーチャル総会の位置付け
- 6 株主総会当日の議事進行
- 7 株主総会終了後の事務

# 株主総会の準備・運営の最終チェックポイント(全 2 講) 〜総会準備・運営に当たって見落としがちな実務ポイントを徹底解説〜

#### セミナー概要

株主総会を取り巻く最近の動向等を踏まえ、本セミナーでは、最新の情報に基づいた本年株主総会の開催準備および事後処理に必須の直前対策・最終チェックのポイントを、実務の流れに即して解説。

| 牧野達也 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 マスターフェロー [第 1 講担当]

角田大憲 弁護士(角田大憲法律事務所)[第2講担当]

#### 開催日程等

●開催日程:第1講2025年3月3日(月)14時~17時30分(質疑応答込み)

第2講2025年3月17日(月)14時~17時30分(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月28日(金)

●受 講 料:38,500円(税込)/1名分

※ サブテキストとして、「2024年版株主総会白書」を配布(無料贈呈)します。



#### 講座開設の趣旨

- ◆定時株主総会の開催時期が近づくにつれ、各企業の事務局担当者の皆様には、総会招集・開催へ向けた準備に余念がないことと思います。
- ◆ 2025 年の定時株主総会開催に向けての検討課題として、法令改正で新たに求められる対応は現時点で見当たりません。しかしながら、2024 年 6 月に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」が閣議決定され、そこで記載されている事項につき今後具体的な動きが出てくることが想定されます。例えば、「会社法制の見直し」については、「会社法制研究会」において次期会社法改正に向けた論点が検討されています。また、「投資単位の引下げ」も、東証主催の「少額投資の在り方に関する勉強会」での検討がすすめられていますし、「有価証券報告書の総会前開示」に関する環境整備の検討なども動向注視が必要です。これらの事項は、2025 年の定時株主総会の準備に直接の影響はないものの、検討内容等を踏まえた想定問答の準備などが必要になるものと思われます。
- ◆また、政策保有株式の解消に伴い、受け皿となる機関投資家ならびに個人株主との良好な関係の構築に向けた対応も重要な検討課題といえます。引き続き活発な動きをみせるアクティビストへの対応、より厳格化する機関投資家、議決権行使助言会社の基準を踏まえた票読みと賛成票向上に向けた施策の実施が必要となる会社も増える可能性も考えられます。
- ◆これらに加え、昨今の災害の発生状況を踏まえ、地震等「天災事変」の発生時の対応や 2024 年 4 月施行の障害者差別解消法の改正を契機とした「環境の整備」としての取組み、株主総会でのデジタルの活用(3 回目となる電子提供制度対応含む)など前年に検討された事項につき改めて本年の対応方針を確認することも考えられるでしょう。
- ◆以上の検討事項ならびに株主総会を取り巻く最近の動向等を踏まえ、本セミナーでは、最新の情報に基づいた本年株主総会の開催準備および当日の運営、事後処理に必須の直前対策・最終チェックのポイントを、実務の流れに即してわかりやすく解説します。

- 〈第1講〉株主総会の事前準備・事後処理と事務局の留 意点、チェックポイント
- 1 はじめに
  - (1) 2025 年株主総会に向けた検討事項
- (2) 株主総会日程作成上の留意点とチェックポイント
- 2 株主総会関係書類作成上の留意点とチェックポイント
- (1) 招集通知(アクセス通知)作成上の留意点とチェックポイント
- (2) 事業報告作成上の留意点とチェックポイント
- (3) 株主総会参考書類作成上の留意点とチェックポイント
- (4) その他の留意点
- 3 機関投資家の議決権行使の態様と留意点
  - (1) 機関投資家、助言会社の基準見直しの状況と留意点
  - (2) アクティビストへの対応と留意点
  - (3) 票読み作業と賛成票獲得のための方策と留意点
- 4 株主総会の事後手続と留意点
- (1) 株主総会の事後処理手続の概要
- (2) 配当金支払手続における留意点
- (3) 臨時報告書での議決権行使結果開示の留意点
- (4) 備置書類の確認と閲覧・謄写請求への対応における留意点
- (5) その他の留意点

- 〈第2講〉株主総会運営のポイント
  - 1 株主総会をめぐる最近の状況 (1) 株主総会資料電子提供制度下での実務の状況
  - (2) 開示をめぐる状況(重要な契約の開示、英文開示を含む)
  - (3) 会社法改正をめぐる状況
  - (4) その他(改正障害者差別解消法を踏まえた対応を含む)
- 2 株主総会運営のための前提知識
- (1) 株主総会がするべきこと
- (2) 株主総会の「成功」と「失敗」(株主総会当日のポイント)
- 3 株主総会運営の実務ポイント
- (1) 株主総会のシナリオ・ビジュアル化
- (2) 議事進行
- ① 議長采配
- ② 動議処理
- ③ 質疑打ち切り
- (3) 役員答弁
- ① 答弁しなければならない事項(説明義務)
- ② 答弁するべきでない・答弁拒否できる事項
- ③ 実際の答弁
- 4 本年の役員答弁準備の実務ポイント
- (1) 最近の株主質問の動向と本年のトピックス
- (2) その他

## 2時間で解説 2025 年株主総会「想定問答」のポイント ~ 2025 年版「株主総会想定問答集」をテキストとして~

#### セミナー概要

『株主総会想定問答集〔2025 年版〕』をテキストとして、各社における株主総会想定問答集の作成と株主質問への回答のポイントをコンパクトに約2時間にまとめて分かりやすく解説。

## 類 河和哲雄 弁護士 (河和法律事務所)

1975 年 4 月 弁護士登録、1996 年 4 月 河和法律事務所所長就任(現在に至る)。 2002 年 8 月 法制審議会会社法(現代化関係)部会委員、2002 年 9 月 日本弁護士連合会司法制度調査会特別委嘱委員、2003 年 12 月 東京弁護士会会社法部部長、2003 年 4 月(〜現在)東京弁護士会法制委員会委員。商事法務発行『株主総会想定問答集』の初年度版(1984 年)より執筆メンバーを務める。その他の著書に江頭憲治郎=門口正人編集代表『会社法大系第1巻〜第 4 巻』(共編、青林書院、2008)。

#### 開催日程等

●開催日程:2025 年 3 月 5 日(水)14 時 30 分~ 17 時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年3月4日(火)

●受 講 料:35,200円(税込)/1名分

※ テキストとして『2025 年版 株主総会想定問答集』を配付(無料贈呈)します。

# (申込画面)

#### 講座開設の趣旨

- ◆本セミナーは、「2025 年版 株主総会想定問答集」(商事法務、2025 年2月刊行予定)をテキストとして、 各社における株主総会想定問答集の作成と株主質問への回答のポイントを分かりやすく解説するものです。
- ◆今回の想定問答集では、質疑応答例の編成はおおむね昨年版を維持していますが、状況の変化等により不要となった設問を削除する一方、国際情勢や、東証による市場区分再編に伴い重要性が強まっている常に株主・投資家から問われるガバナンス体制、サステナビリティ、人的資本、多様性等をめぐる設質問に加えや、金利や為替に係る経営環境の変化に伴い想定すべき質問、資本コスト重視の傾向の下で問われる資本効率に関する質問、四半期決算開示制度の変革に伴う質問など最新の想定質問株主総会資料の電子提供制度対応等の総会運営に関わる設問を追加するなど、2025年の株主総会の準備に際して各社の参考に資する内容構成になっています。
- ◆本年総会における説明義務の射程と実務の勘所を確認し、余裕をもって株主総会準備の総仕上げに臨んでいただくため、本セミナーを積極的にご活用ください。

- I 本年株主総会の前提状況
- 1 国内外経済動向と経営環境
- 2 法令、関連諸制度の改正等
- 3 株主総会の最近の状況
- Ⅱ 株主総会想定問答集 2025 年版の解説
- 1 編集方針・活用上の留意点
- 2 株主総会における株主の質問に対する説明 義務
- (1) 説明義務の範囲・程度と説明拒絶事由
- (2) 説明義務の法的基準と実務指針
- (3) 質疑応答手続の工夫
- 3 重要な想定質問と説明の在り方
- (1) 最近の質問傾向と今年の予想
- (2) 総会運営手続一会場設営、発言制限など質疑 応答手続その他
- (3) 経営方針
- ① 経営計画、事業戦略、海外戦略、金利・為替動 向への対応
- ② 資本効率、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた方策

- ③ サステナビリティ、人的資本、多様性等への取組み
- (4) 当期業績、業績予想、株価動向
- (5) 剰余金配当、株主還元の方針
- (6) 会計、開示の新制度
  - ① 新しい会計基準(リースに関する会計基準の影響、IFRSの動向)
- ② 四半期報告書の廃止に伴う対応
- (7) コーポレート・ガバナンス一取締役会の構成、スキル・マトリックス、社外役員の独立性・活動状況、取締役報酬(制度設計、決定の方針・手続)、企業年金など
- (8) 内部統制、リスク管理(サイバー防御など)、 危機管理、子会社・関連会社
- (9) 会計監査人関連事項
- 10) 各種時事的問題
- Ⅲ 想定問答集の役割と見直しの在り方
- 1 想定問答集の役割
- 2 想定問答集見直しの在り方
- ※ 状況の変化により講義内容に多少の変更があり得ますのであらかじめご了承ください。

#### LIVE配信

## 2025 年株主総会に向けたポイント解説 (全 8 回) ~準備段階から当日運営まで~

#### セミナー概要

2025 年の株主総会に向けて、2024 年6月総会を振り返りながら、準備段階〜当日運営のポイントをコンパクトに解説する連続セミナー。最終回として伝統の「模擬株主総会」をオンデマンド配信。各回の LIVE 配信では受講者からの質問に講師が回答しますので、課題整理にご活用ください。

	各回のテーマ	講師	LIVE 配信日時 (質疑応答含む)	オンデマ開始日	ンド配信 終了日			
第1回	6月総会の振り返りと展望	井上真一郎 弁護士 (弁護士法人三宅法律事務所)		11/5 (火)	2025年 6/27 (金)			
	2024年6月総会を振り返り、2025年総会運営で論点となりうるポイントを整理します。							
第2回	バーチャル株主総会の最新動向	砂金 宏 ICJ エンゲージメ ントソリューション部	17:00 ~ 18:30	11/19 (火)				
	株主との対話の選択肢として広がりつつあるバーチャル総会に向けた検討ポイントを解説します。	取組事例を題材	オに 2025 年					
第3回	株主提案等アクティビストの動向	三谷革司 弁護士 (スパークル法律事務所)	17:00 ~ 18:30	12/3 (火)				
	2024 年 6 月総会における株主提案の状況を整理し、2	025 年のアクティビストの動向	可を展望します。					
第4回	機関投資家の議決権行使結果の分析	白鳥琢也 三井住友信託銀行 ガバナンスコンサルティング 部 IRSR 第 1 チーム長		12/17 (火)				
	2024年6月総会における機関投資家の議決権行使結果 て、直近の動向を踏まえて解説します。	果および各機関投資家の議決権	行使ガイドライ	イン等につい				
第5回	株主総会資料の作成	中川雅博 三菱 UFJ 信託銀 行 法人コンサルティング部 部付部長	12/10 (火) 17:00~18:30	12/24 (火)				
	最近のトレンドや 2024 年 6 月総会における招集通知 の検討ポイントを整理します。	・参考書類・事業報告を踏まだ	えて、2025 年紀	総会に向けて				
第6回	当日運営の準備 〜想定問答・リハーサルの見直し〜	石川智史 弁護士(島田法律 事務所)	1/21 (火) 17:00~18:30	2/12 (水)				
	想定問答やリハーサルの内容の見直しを中心に 2025年	F総会に向けた当日運営の準備	のポイントを解	説します。				
第7回	総会当日の有事対応方針	渡邉和之 弁護士(西綜合法 律事務所)	2/18 (火) 17:00~18:30	3/11 (火)				
	総会当日に非常事態が生じた際に的確に対応できるよう、対応のポイントを再確認します。							
第8回	模擬株主総会〜実演と解説〜	_	_	3/11 (火)				
	総会担当者として押さえておきたい基礎を中心に実演な	・ を行い、ポイントを解説します	0	,				

- ※ LIVE 配信での受講者・講師間の質疑応答部分はオンデマンド配信いたしません。
- ※ 各回(第8回以外)の司会は渡邉和之弁護士ほか第一東京弁護士会株主総会指導センターのメンバーが担当します。

#### 企画・監修

第一東京弁護士会株主総会指導センター

〈総責任者〉 渡邉和之 弁護士 (第一東京弁護士会総合法律研究所会社法研究部会部会長)

●参加(LIVE)・視聴(オンデマンド配信)方法:

お申込時に登録いただいたメールアドレス宛てに参加・視聴用 URL をご連絡します。 本連続セミナーの参加・視聴用URLは受講者の所属企業内(他部署を含む)に限り共有い ただけます。何名でも受講いただけますので、総会業務にかかわる皆様でご活用ください。

●申込期限:2025年3月28日(金)●受講料:66,000円(税込)/1社

※「資料版商事法務」購読者には本セミナーを特別割引価格(49,500円(税込)/1社)でご提供します。備考欄に「資料版商事法務購読者」と記載の上、お申し込みください(割引は記載のある場合に限り適用されます)。



## 株式事務の基礎知識と担当者の役割 〜新任担当者必須の知識をやさしく解説〜

#### セミナー概要

上場会社の株式を管理する「振替制度」の仕組みや株主総会の準備事務との関係を整理することで「株式事務」の全体構造と基本事項を理解できるよう、平易に解説。

講義時間:約4時間

## 講師紹介

#### 中川雅博 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 部付部長

平成2年 大阪大学法学部卒業、東洋信託銀行株式会社(現三菱 UFJ 信託銀行株式会社)入社、平成17年 合併に伴い三菱 UFJ 信託銀行証券代行営業2部配属、平成18年 証券代行部配属、現在に至る。『株式事務の基礎知識』(商事法務)、『全株懇モデルI』(共著、商事法務)、『株主総会の準備実務・想定問答』(共著、中央経済社)、『会社法改正後の新しい株主総会実務』(共著、中央経済社)、『株主総会資料電子提供の法務と実務』(共著、商事法務)、『株主総会ハンドブック第5版』など、株式実務・株主総会関係の著作・講演多数。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年11月12日(火)10時~2025年1月24日(金)17時

●視聴方法: Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年1月17日(金)●受講料:38,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆最近は、株式事務の専任担当者を配置している企業が少なくなり、また、株式事務の担当者の業務経験年数も浅くなっているようです。それは、上場会社に「株主名簿管理人」(=証券代行機関)の設置が義務づけられ、「株式事務」のほとんどが株主名簿管理人に委託され、事務の合理化が図られているからです。その結果、各社の株式担当部門では、担当者が必ずしも株式事務に通じていなくても、自社の株式管理はどうにかこなすことができるのが実情とも思われます。
- ◆とはいえ、株式事務担当部門は、会社と株主の関係を円滑にとり結ぶうえでの縁の下の力持ちともいうべき 重要な役割を担う部門であり、担当者としては、その職責を十分に果たすことができるよう、業務に関わる実 務知識を常にブラッシュアップしておきたいところであり、人事異動等に伴い新たに株式事務を担当すること になった新任担当者等にとって基本知識は必要不可欠です。
- ◆そこで本講座では、新任担当者を対象に、上場会社の株式を管理する「振替制度」の仕組みや株主総会の 準備事務との関係を整理することで「株式事務」の全体構造と基本事項を理解できるよう、平易に解説します。
- ◆また、「株主総会資料の電子提供制度」については、独立した章を設け、次回の株主総会に向けた検討事項も含めて解説することとします。上場会社の総務・総会担当者はもちろん、これから株式上場を目指す上場準備会社の担当者にも、ぜひご聴講いただきたく、ここにご案内申し上げます。
- ※ 本講は「株主総会担当者基礎研修コース」の対象講座です(特別割引価格でご受講いただけます)。

#### 主要講義項目

#### 1 株式事務の概要

- (1) 株式会社、株式事務をめぐる基本的な法規制
- (2) 株式事務の代行委託と担当者の役割
- (3) 振替制度のもとでの株式事務の概要

#### 2 株主総会と株式事務

- (1) 株主総会をめぐる基本的な法規制
- (2) 株主総会の実務と適法な総会に向けての 事務局の役割
- (3) 議決権行使をめぐる最近の諸問題
- (4) その他の次期定時株主総会に向けた検討課題
- 3 株主総会資料の電子提供制度の実務対応
  - (1) 電子提供制度の概要
  - (2) 電子提供制度の実務対応

(3) 次回の株主総会に向けた検討課題

#### 4 株式事務の多面性

- (1) 企業再編と株式事務
- (2) 新株発行、自己株式の取得等と株式事務

## 基礎から学びたい人のための 株主総会事務局の実務 (全2回)

#### セミナー概要

総会の準備段階から当日の運営、事後手続きに至るまで、知っておくべき法令・実務知識、留意点につき、基礎か ら易しく丁寧に解説。 講義時間:約7時間

## 牧野達也 三菱UFJ信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 マスターフェロー

1987年慶応義塾大学卒業後、東洋信託銀行(株)(現 三菱 UFJ 信託銀行(株))入社。国内留学(同大学大学院法 学研究科修了)後、1991年より証券代行部配属。2016年より法人コンサルティング部所属。この間、株主総会等株式 実務関連の法務業務に従事。

2010 年から 2014 年まで専修大学非常勤講師、2018 年より武蔵野大学非常勤講師、2023 年より琉球大学非常勤講師。 著書として『株主総会ハンドブック』、『監査等委員会設置会社の活用戦略』、『株主提案権の行使と総会対策』(いずれも 共著、商事法務)ほか。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024 年 11 月 26 日(火) 10 時~ 2025 年 2 月 28 日(金) 17 時

※ 第2部は12月26日(木)配信開始

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年2月20日(木) ●受講料:44,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆株主総会は、株式会社の重要事項を決定する最高の意思決定機関であるとともに、企業のトップ以下全役 員出席のもと、株主=投資家に会社の魅力をPRU、経営方針について信認を受けるための株式会社として 最大のイベントです。
- ◆株式会社にとってきわめて重要な意味をもつ株主総会を成功させるには、事務局スタッフが正しい知識を身 につけ細心の注意を払って事前準備、当日の対応、事後手続を行う必要があります。
- ◆一方で、株主総会の担当者が短期間で交替するため、業務経験年数が短く、正しいスキル・知識の涵養に 十分な機会を得ることが難しい状況もままあるようです。
- ◆本セミナーは、株主総会の事務局スタッフが、総会の準備段階から当日の運営、事後手続きに至るまで、知っ ておくべき法令・実務知識、留意点につき、最近のトピックス〔株主総会資料の電子提供制度、バーチャル (オンリー)総会等の株主総会DX対応、アクティビスト対応等〕も踏まえて、基礎から易しく丁寧に解説する ものです
- ◆新任の担当者や経験の浅い担当者の皆様はもちろんのこと、一年に一度の定時総会の準備をするにあたって、 スキルをメンテナンスしたいとお思いの中堅以上の担当者の方にもご聴講をおすすめします。
- ※「2024年版株主総会白書」を配布(無料贈呈)します。
- ※ 本講は「株主総会担当者基礎研修コース」の対象講座です(特別割引価格でご受講いただけます)。

#### 主要講義項目

#### 第1 株主総会の基本

- 1 株主総会開催の目的と獲得目標
- 2 株主総会事務局として必要な法令の概観~主な裁判例の紹介も併せて~
- 第2 株主総会関連の一連の手続きと事務 局の役割
  - 1 株主総会関連手続きの概観
  - 株主総会の事前準備として行うこと(その1: 課題整理から招集通知作成まで)
  - フターコロナの運営、株主総会の
- DX対応等も踏まえて~ (2) 日程表の作成 (3) 総会関係書類の作成~最近の時流も踏まえて~
- 株主総会の事前準備として行うこと(その2: 招集通知作成後、総会前日まで)
- (1) 株主 (アクティビスト 有無と対応方針の検討 (アクティビスト等) からの事前アプローチの
- (2) 株主構成・付議議案・機関投資家の行使基準を踏まえた票読みと賛成票獲得のための施策検討・実施
- (3) 想定問答の作成

- (4) シナリオ、ビジュアル画面作成~バーチャル総会対応も併せて~(5) リハーサルの実施(6) 総会場の設営~バーチャル総会対応も併せて~
- (7) 不測の事態への対応
- 4 株主総会当日に行うこと
- (1) 来場株主の受付
- (2) 第一事務局としての役割と議長をサポートする場面 (3) 株主総会における議事運営の留意事項
- 5 株主総会終了後に行うこと
- (1) 決議通知等の作成・発送
- 配当金支払、源泉税納付 有価証券報告書等、臨時報告書の提出 (3)
- (4) 株主総会議事録等の作成 (5) 商業登記
- 商業登記
- (6) 備置書類の確認と閲覧・謄写請求への対応
- 6 その他

# アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応 WEB配信 ~予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ~

#### セミナー概要

有事対応を場面ごとに解説するとともに、有事対応を見据えて、株主提案権行使の予兆・端緒を察知する前、すなわち平時から講じておくべき準備・対策についても解説。

#### 講義時間:約3時間

## 講師紹介

#### 伊藤広樹 弁護士 (岩田合同法律事務所)

2007 年弁護士登録。主に M&A 取引,会社法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを行う。上場会社の株主総会対応、経営支配権争奪事案・アクティビストへの対応、コーポレートガバナンス、商事紛争への対応等も専門とする。近著として「株主提案への実務対応」(共著 資料版商事法務 480 号)、「賛否拮抗総会に関する近時の裁判例からの実務上の示唆」(共著 旬刊商事法務 2294 号)、「株主の招集による上場会社の株主総会の実務対応」(共著 旬刊商事法務 2239 号)、『企業防衛実務』(共編著商事法務 2024)、『最新・株主総会物語』(共編著 商事法務 2022)等、会社法実務関係の著作多数。

#### 森 駿介 (岩田合同法律事務所)

2011 年弁護士登録。主に、株主総会対応、紛争解決(訴訟・保全等)、M&A、危機管理対応(第三者委員会等)、広告表示・消費者問題(景表法・特商法、集団訴訟等)等についてアドバイスしている。『企業防衛実務』(共編著 商事法務 2024)、『株主総会判例インデックス』(共著 商事法務 2019)、『時効・期間制限の理論と実務』(共著 日本加除出版 2018)、『コーポレート・ガバナンスの法律相談』(共著 青林書院 2016)等、民商法関係の著作多数。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年12月3日(火)10時~2025年5月30日(金)17時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年5月23日(金)●受講料:33,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆近時、我が国でもアクティビスト(物言う株主)の活動が活発化しています。アクティビストは、ターゲットとする投資 先企業を選定し、エンゲージメント(対話)を行い、これが奏功しなければ、実行中のアクティビズムの公表や会社へ の強力な意見表明手段である株主提案権の行使に踏み切ります。特に株主提案については、コーポレートガバナンス 改革以降、年々行使件数が増加し、有名企業への株主提案が高い賛成率を得るようになったことで、日常的に関連 報道がされるようになりました。とはいえ、多くの株主総会担当者の皆様は、実際に株主提案を受けた経験はなく、そ もそも自社がアクティビズムや株主提案の対象となることがあるのか、いざという時はどうしようかと思っていらっしゃる のではないでしょうか?
- ◆そこで、本講座では、本分野に経験豊富な弁護士が、アクティビズムを活発化させている近時の環境・要因と併せて アクティビストのターゲットとなりやすい会社の特徴を概説し、エスカレーション回避のための対応に触れた上で、実際 に株主提案を受けてしまった場合の対応について解説します。株主提案については、株主提案権行使の予兆・端緒 をどのように察知するのかから始まり、いざ提案を受けた際の初動、その後の総会当日に向けての提案株主との交渉、 プロキシーファイト、総会当日の運営、総会後の事務処理まで、場面ごとに実務上の留意点を明快に整理します。さらに、 こうした有事対応を見据えて、株主提案権行使の予兆・端緒を察知する前、すなわち平時から講じておくべき準備・ 対策についても解説します。

#### 主要講義項目

#### I アクティビズムの動向と対応

- ・ 近時の環境と要因
- ・ アクティビストのターゲット
- エスカレーション回避のための対応

#### Ⅱ 株主提案への対応

- ・ 株主提案の予兆・端緒の発見とその対応
- ・ 株主提案を受けた場合の対応
- 株主総会の招集までの対応
- ・ 株主総会の開催までの対応
- ・ 株主総会の運営
- 株主総会終了後の対応
- ※ 本講は「株主総会実務講座(セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でご受講いただけます)。

## 事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント

#### セミナー概要

株主総会資料の電子提供制度施行を受け招集通知全体の構成やレイアウトが変化し、また、金商法関連法令やコーポレートガバナンス・コード、機関投資家の議決権行使基準等への配慮も重要となる事業報告・株主総会参考書類等 作成のポイントについて、近時の動向も踏まえて解説。

講義時間:約3時間

## 講師紹介

#### 石井裕介 弁護士 (森・濱田松本法律事務所)

1993 年 国立筑波大学附属駒場高等学校卒業 1999 年 東京大学法学部卒業 2003 年 経済産業省に出向(株券不発行法制及び会社法現代化の改正作業や、ファンド法制の改正作業を担当)(~2004 年) 2004 年 法務省民事局参事官室に出向(会社法現代化に関する改正作業を担当)(~2006 年) 2008 年 コーネル大学ロースクール修了 2008 年 Hughes Hubbard & Reed 法律事務所(ニューヨークオフィス)にて執務(~2009 年) 2016 年 一橋大学大学院法学研究科(法科大学院)非常勤講師。

#### 視聴期間等

●視聴期間:2024 年 12 月 26 日(木)10 時~ 2025 年 5 月 30 日(金)17 時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年5月23日(金)●受講料:39,600円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆ 2024 年の定時株主総会では、株主総会資料の電子提供制度施行から2年目を迎え、株主数の多い企業を中心にサマリー版招集通知の採用が進み、全体の構成やレイアウトについてより一層の工夫が見受けられました。また、事業報告・株主総会参考書類においては、コーポレートガバナンス報告書や有価証券報告書の記載事項に留まらず、精緻化・厳格化の一途をたどる機関投資家の議決権行使基準を強く意識した、役員報酬関連の記載その他のガバナンス関連の任意の情報開示が一層進みました。加えて、改正障害者差別解消法の施行を受けた株主総会運営の見直しに伴う招集通知の記載の変化も見受けられました。
- ◆ 2025 年定時株主総会は、女性登用に留まらない「多様性」や、環境・人的資本・人権等を含む「サステナビリティ」等を意識した記載など会社法の枠組みのみからでは到底対応困難となった事業報告、株主総会参考書類について、近時の制度改正や他社の動向を踏まえた記載のさらなる検討が必要となります。
- ◆そこで、本講座では、日本経団連ひな型の策定および改訂等に深く関与し、上場会社の株主総会支援を毎年多数手掛ける石井裕介弁護士を講師として招聘し、2024年定時株主総会の状況を踏まえた招集通知、事業報告・株主総会参考書類等への記載の傾向、会社法のみならず、金商法関連法令やCGコードなどの各種制度改正、機関投資家の議決権行使基準等にも配慮した最新動向を踏まえた事業報告・株主総会参考書類等作成にあたっての実務対応について、解説します。
- ※ サブテキストとして、石井裕介・小畑良晴・阿部光成編著『新しい事業報告・計算書類――経団連ひな型を参考に 〔全訂第2版〕』(商事法務、2022年)を配付(無料贈呈)します。

- I 2024 年定時総会の振り返り
- Ⅱ 株主総会資料の電子提供制度について
- 1 株主総会資料の電子提供制度の株主総会関係書 類への影響
- (1) 招集通知本体 (アクセス通知)
- (2) その他の書類
- 2 株主総会資料の電子提供制度施行2年目でみられた実務対応
- Ⅲ 広義の招集通知に関する留意事項
- 1 近時の広義の招集通知の全般的傾向
- 2 留意すべき各要素
- (1) CG 報告書・有価証券報告書の記載事項
- (2) 機関投資家の議決権行使基準の動向等
- Ⅲ 事業報告に関する留意事項
  - 1 事業報告の記載事項の概観と各項目の記載の基 準時
- 2 株式に関する事項

- 3 会社役員・社外役員に関する記載
- (1) 重要な兼職の状況
- (2) 補償契約・役員等賠償責任保険契約に関する事項
- (3) 社外役員の独立性に関する事項・主な活動状況
- 4 役員報酬に関する記載
- (1) 業績連動報酬等・非金銭報酬等に関する事項
- (2) 報酬の決定プロセス(株主総会決議・個人別の額の決定の委任)に関する事項
- (3) 報酬等の額またはその算定方法に係る決定方針に関する事項
- IV 狭義の招集通知・株主総会参考書類
- 1 狭義の招集通知の記載事項
- 2 改正障害者差別解消法関連の記載
- 3 役員選任議案の記載事項
- 4 報酬関連議案の記載事項
- ※ 本講は「株主総会実務講座(セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でご受講いただけます)。

## 上場会社のための 2025 年定時株主総会の準備

#### セミナー概要

2024年の株主総会動向や、開示府令による「重要な契約の開示」や東証のプライム市場上場企業を対象とした決 算短信等の英文開示義務化等の動き等、最新情報を踏まえ 2025 年の定時株主総会の準備のための重要ポイントを 解説。

講義時間:約3時間

## 關於 角田大憲 弁護士 (角田大憲法律事務所)

1991年東京大学法学部卒業、1994年最高裁判所司法研修所修了(46期)・弁護士登録(東京弁護士会)、1994年 森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 所属、2001年パートナーを経て、2003年中村・角田法律事務所 (現 中村・角田・松本法律事務所)参画、2023年現事務所開設。

2009 年~2012 年新司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員(いずれも商法)。 会社法、コーポレートガバナンス、訴訟・紛争を主に取り扱う。著書として『株主総会ハンドブック』・『コーポレートガバナンスハンドブック』(共著、商事法務)、『会社法という地図の読み方株式・新株予約権編』・『同機関・計算・組織再編編』・ 『金商法という地図の読み方』(商事法務)ほか多数。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2025年1月9日(木)10時~2025年3月10日(月)17時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年3月3日(月) ●受 講 料:33,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆上場各社の 2024 年総会では、電子提供制度開始から1年を経て工夫を始めている企業も見受けられます。
- ◆また、会社提案の否決や株主提案の可決例も、多く見受けられました。
- ◆ 2023 年 3 月の東証による資本コストや株価を意識した経営の要請もあり、機関投資家を含む株主による「会 社提案反対」・「株主提案賛成」の可能性はより一層高まっています。さらに、女性登用を含む「多様性」や、 環境・人的資本・人権等を含む「サステナビリティ」等も、引き続き強く意識するべき課題です。また、開 示府令による「重要な契約の開示」や東証のプライム市場上場企業を対象とした決算短信等の英文開示義 務化等の動きもあります。
- ◆本講では、2024 年の株主総会動向や最新情報を踏まえ、2025 年の定時株主総会の準備のための重要ポ イントを解説します。
- ※ サブテキストとして、「2024年版株主総会白書」を配布(無料贈呈)します。

- I 株主総会をめぐる最近の状況と今後の展望
- 1 株主総会資料電子提供制度下での実務の状況
- 2 開示をめぐる状況(重要な契約の開示、英文開示を含む)
- 3 その他(改正障害者差別解消法を踏まえた対応を含む)
- Ⅱ 2024 年株主総会を振り返って
- 1 一般的な傾向と対応
- 2 機関投資家の議決権行使の状況と動向
- 3 イレギュラーな事態の状況と動向(会社提案議案の否決・撤回、株主提案・修正動議など)
- 4 その他のトピックス
- 5 2025 年定時株主総会に向けての教訓と工夫
- Ⅲ 2025 年定時株主総会の準備
- 1 招集手続に関する準備
- 2 総会当日の答弁等に関する準備
- 3 その他
- IV その他

## 2 時間で学ぶ 総会担当者必修判例 30 選 ~事案から押さえる総会運営の留意点~

#### セミナー概要

株主総会担当者が必ず覚えておくべき株主総会関係の代表的裁判例を 30 件ピックアップし、事件名・事案の概要・ 結論をわかりやすく紹介した上で、各事件を踏まえた総会運営の留意点を押さえる。

#### 講義時間:約2時間

## 講師紹介

#### 本村 健 弁護士(岩田合同法律事務所)

慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻前期博士課程修了(法学博士)、ワシントン大学ロースクール修了(LLM)。 経営法務・ガバナンスに関わる助言、危機管理対応(第三者委員会等)、経営権争奪・プロキシーファイト対応を行うほか、 IPO 支援に取り組む。独立社外役員、買収防衛策特別委員、公益法人や学校法人の理事監事評議員等への就任に加えて、 東京大学客員教授、東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師等を歴任。

#### 山田康平 弁護士(岩田合同法律事務所)

2013 年東京大学法科大学院修了。2014 年最高裁判所司法研修所修了(67 期)、弁護士登録、岩田合同法律事務所入所。2022 年 Cornell Law School(LL.M.)修了、ニューヨーク州弁護士試験合格。2022 年 -2024 年 Drew & Napier LLC(シンガポール)勤務。

M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、豊富な株主総会対応(株主提案対応、経営権争奪事案対応を含む。) 経験を有する。 主な著書に『株主総会判例インデックス』(共著 商事法務、2019年) など多数。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2025 年 1 月 24 日 (金) 10 時~ 2025 年 3 月 24 日 (月) 17 時 ●視聴方法: Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年3月14日(金)●受講料:22,000円(税込)/1名分

#### 〈申込画面〉



#### 講座開設の趣旨

- ◆株主総会の運営に関する会社法のルールは簡潔かつ抽象的なものにとどまります。それ故、株主総会の運営 に関する実務は、判例・裁判例を通じて形成されてきた側面が多分にあります。総会実務を知り、理解する 観点からは、これらの判例等による規範やルールを学ぶことの意義は大きく、極めて重要です。
- ◆そこで本講座では、株主総会担当者が必ず覚えておくべき株主総会関係の代表的裁判例を厳選して 30 件 ピックアップし、事件名・事案の概要・結論をわかりやすく紹介した上で、各事件を踏まえた総会運営の留 意点を押さえます。

#### 主要講義項目

- ●本講座では、数ある判例等から厳選し、古くは【一括上程方式・一括審議方式-中部電力事件】【事前質問に対する一括回答と説明義務-東京建物事件】から、近時の【従業員株主によるサクラ質問-フジメディアHD事件】【Quoカードの贈呈と利益供与ーモリテックス事件】【TOBと公正性担保措置-伊藤忠ファミマ事件】のような裁判例を通じて、総会実務の理解をより深めることを目指します。
- ●取り上げることができなかった判例等や本セミナーで紹介した事例の詳細を確認するに際しては、『株主総会判例インデックス』(商事法務)をぜひ参照ください。

#### 第1 総会運営の適切性確保

- (1) 手続的利益の確保
- (2) 総会の受付・議決権行使の態様
- (3-1) 議事の運営方法等
- (3-2) 審議及び採決の方法・決議の成立
- (4) 株主の質問と説明義務
- (5) 総会をめぐる訴え
- (6) 利益供与と総会屋・刑事事件

- 第2 会社によるプロテクション一有事導入型買収防衛策
- 第3 株主による法的アクション
- (1) 株主提案権
- (2)総会の開催をめぐる争い

#### 第 4 現代的紛争

- (1) 不祥事と総会
- (2) 株式買取請求と「公正な価格」

## 先輩に学ぶ 株主総会の基礎と実務・取組み ~総会担当者の1年~

WEB 配信

#### セミナー概要

経験豊富な株式実務担当者を講師に迎え、実務家目線での運営ポイント、留意点、エピソードや新任担当時の業務への取組み方等について対談形式でご紹介いただくことで、主に株主総会の新任担当者に向けて、拠りどころを提供。

講義時間:約2時間

講師紹介

猪越 樹 氏 ソニーグループ株式会社 IR グループ SR チーム

川島淳一 氏 サンケン電気株式会社 コーポレートデザイン本部 経営企画室 コーポレートガバナンス課 参事

高田佑香 氏 日産自動車株式会社 IR 部 (株式チーム)

藤井 董 氏 帝人株式会社 経営企画管掌 ステークホルダーコミュニケーション統括グループ

(50 音順)

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2025年1月31日(木)10時~2025年3月31日(月)17時

●視聴方法: Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年3月24日(月)●受講料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆昨年も好評を博した「株主総会の基礎と実務・取組みを先輩担当者に学ぶ」第3弾。
- ◆経験豊富な4名の株式実務担当者を講師に迎え、総会当日までの業務タイムラインに沿って、各講師が考え る実務家目線での運営ポイント、留意点を紹介いただきながら、各講師が経験したエピソードや新任担当者 時代の業務への取組み方などについて対談形式でお話しいただきます。
- ◆株主総会担当部署に配属されて間もない皆様や経験の浅いご担当者のために、拠りどころを提供することを 企図するセミナーです。
- ※ 本講は「株主総会担当者基礎研修コース」の対象講座です(特別割引価格でご受講いただけます)。

## 主要講義項目

はじめに-6月総会を軸としたタイムライン

- 1 日程調整・課題整理
- 2 招集通知作成
- 3 SR 活動
- 4 議長シナリオ・想定問答作成
- 5 当日対応
- 6 エンディング
- 7 質疑応答

# 株主アクティビズムの傾向と対策 ~分析を通して 2025 年の展望をうらなう~

#### セミナー概要

株主アクティビズムの最新動向や関連するルール等の概要を確認し、それを踏まえて、上場会社がアクティビスト株 主とどのように向き合っていくべきかについて解説。

## 松下 憲 弁護士 (森・濱田松本法律事務所)

2005 年慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2012 年コーネル大学ロースクール(LL.M.)卒業。2006 年弁護士登録、 2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2022 年~京都大学法科大学院非常勤講師(M&A 法制担当)。国内外の M&A、同意なき買収、買収防衛策、アクティビスト株主対応、株主提案・委任状勧誘を含む株主総会対応等を専門としつつ、会 社法務全般を幅広く手掛ける。最近の著作として、「企業買収行動指針のM&A実務への影響」(旬刊経理事情 2023年)」、 「買収防衛策に関する裁判所の判断枠組みと実務からの示唆(上・中・下)」(旬刊商事法務 2022年)、「アクティビスト 株主対応の最新のスタンダード(上・下)」(旬刊商事法務 2021年)等。

#### 開催日程等

●開催日程:2025 年 1 月 28 日(火)14 時~17 時 30 分(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

員:40名(先着順) ●申込期限:2025年1月27日(月) ●定

●受 講 料:33,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆近年、アクティビストの影響力が高まり、上場会社においてはアクティビストの存在を意識した経営判断が必 須の状況になっています。2023年3月の東京証券取引所による資本コストや株価を意識した経営に関する 要請以降、PBRの低い会社がアクティビストから厳しい要求を受けるケースが増加しており、また、アクティビストの影響により経営陣が交代するケースも生じています。このようなアクティビストの脅威を踏まえ、上場 会社においては、アクティビストと適切に対話し、場合によっては合意することも求められます。上場会社とし ては、株主アクティビズムに関連する最新の状況を理解した上で、適切な準備をしておくことの重要性は高い
- ◆そこで本セミナーでは、株主アクティビズムの最新動向や関連するルール等の概要を確認し、それを踏まえて、 上場会社がアクティビスト株主とどのように向き合っていくべきかについて解説します。
- ◆また、昨今は、上場会社が M&A を実施する際には、アクティビストが介入してくる可能性があることを前提 とした検討が必要な状況になっています。本セミナーでは、企業買収における行動指針の内容や M&A アクティ ビズムの実例を踏まえ、上場会社の M&A における留意点等についても解説します。

#### 主要講義項目

#### 1 株主アクティビズム

- (1) 株主アクティビズムの最新動向
- ・2024 年のアクティビスト株主の活動状況 (2) アクティビスト株主の手法 (3) アクティビスト株主の要求事項
- - ·株主還元、取締役交代、事業戦略、M&A、 ガバナンス、ESG 等
  - ・最近の重要トピック(低 PBR 改善の東証要請、 自己株式取得、政策保有株式等)
- (4) 株主アクティビズムへの事前対策
- ・自己分析
- ・株主エンゲージメント (5) アクティビスト株主とのエンゲージメント ・関連法規制(インサイダー取引規制、フェアディ スクロージャー・ルール等)
- エンゲージメントの方法・留意事項
- (6) アクティビスト株主との合意
- ・合意の内容・有効性
- ・開示の要否(重要な契約に関する企業内容 等開示府令の改正等)
- ・取締役を受け入れる場合の留意点(CGS ガ イドライン等)
- (7) 株主アクティビズムを踏まえた株主総会 対策

- ・機関投資家から賛成を得るためにするべき事項
- ・2024年の株主提案の状況・分析
- (8) 買収防衛策(買収への対応方針)
  - ・近時の裁判例・企業買収における行動指針を 踏まえた検討

#### 2 M&A アクティビズム

- (1) M&A アクティビズムの手法
- (2) 狙われやすい M&A
- (3) アクティビスト株主からの買収提案
- (4) 企業買収における行動指針の影響
- (5) 事例分析

#### 3 まとめ

#### 4 質疑応答(講師との意見交換)

セミナーの振り返りを兼ねて会場限定パートを実施します。 講義ついての質問や講師との意見交換など会場限定な らではの一歩深い議論を通してセミナーの理解を深め る機会としてください。

# 監査等委員会設置会社への移行と移行後の実務

#### セミナー概要

監査等委員会設置会社の移行の判断、移行後の運営、移行手続きについて、実務上の対応と留意点について解説。

## 

森・濱田松本法律事務所パートナー。2001年弁護士登録。東京大学法学部卒。会社法、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、紛争解決などを中心に案件を取り扱う。

会代法、コーハレートがハファンへ、コンフライアンへ、初ず呼ばるとで中心に来げて扱いが。 主な著書:『株主提案と委任状勧誘〔第3版〕』(共著)(株式会社商事法務、2023)、『Q&A 監査等委員会設置会社の実務〔第2版〕』(株式会社商事法務、2021)ほか多数。 主な論文:「<新春座談会>取締役会の新時代・コロナ禍を乗り越えて一」旬刊商事法務 2251号 (2021)(共著)、

「TOPIX500 構成銘柄企業にみる監査等委員会設置会社の指名・報酬の規律-指名・報酬に関する意見陳述権の行使 状況を中心に一」旬刊商事法務2186号(2018)(共著)ほか多数。

#### 開催日程等

●開催日程:2025 年 2 月 17 日(月)14 時 30 分~ 17 時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月14日(月)

●受 講 料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆近年のわが国の上場会社の機関設計の選択の大きな変化は、平成26年会社法改正により導入された監査 等委員会設置会社が、2015年5月1日の制度導入から9年超が経過した現在までに、上場会社の4割超 を占めるに至ったことです。監査等委員会設置会社が増加している要因としては、取締役会の独立社外取締 役の比率を高め、経営陣への権限委譲を進める上で、監査等委員会設置会社への移行に合理性がある場合 が多かったことが挙げられますが、引き続き、監査等委員会設置会社の増加傾向が続くと考えられます。
- ◆本セミナーでは、①監査等委員会設置会社の移行の判断、②監査等委員会への移行後の運営、③監査等 委員会設置会社への移行手続きについて、実務上の対応と留意点について解説します。
- ※【会場受講特典】講師の著書『Q & A 監査等委員会設置会社の実務〔第2版〕』(商事法務、2021)を 1冊無料贈呈。
- ※ 本セミナーでは法人申込を受け付けています(法人申込は1社につき39,600円(税込))。法人申込では 1口の申込で何名でもご受講いただけます (同一法人内に限る)。また、法人申込では「コーポレートガバナ ンスに関する実務講座(全 10 講セット)」受講企業のための割引価格もご用意しています。

- I 監査等委員会設置会社への移行の判断
- 1 監査等委員会設置会社の増加の背景と現状
- 2 移行するか否かの検討ポイント(どのよう な会社に移行のメリットがあるか)
- 3 委員会型の機関設計の比較(監査等委員 会設置会社と指名委員会等設置会社のいず れを選択するか)
- Ⅱ 監査等委員会設置会社とその運営
- 1 監査等委員会設置会社の機関・取締役の 選解任・報酬等のルール
- 2 監査等委員会設置会社の取締役会
- ① 取締役会の重要な業務執行の決定に関す る権限委譲
- ② モニタリング型の取締役会に移行する場合 の運営
- 3 監査等委員会設置会社の監査等委員会
- ① 監査等委員(会)の職務と権限 ② 監査等委員会の運営

- ③ 監査等委員会の監査のあり方(内部監査 部門との関係等)
- 4 指名・報酬に関する規律
  - ① 監査等委員以外の取締役の選解任・報酬 等の意見陳述権
- ② 任意の指名・報酬委員会の運営(監査等 委員会の意見陳述権との関係)
- Ⅲ 監査等委員会設置会社への移行手続と 実務対応
- 1 定款変更その他の社内規程の改定
- 2 移行を決定する株主総会の決議事項と実 務上の留意点
- 3 移行直後の取締役会の決議事項と実務 上の留意点
- 4 移行直後の監査等委員会の決議事項と 実務上の留意点
- 5 その他の移行に関する実務対応

## 指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント ~自社最適化の視点から確認・検討すべきこと~

#### セミナー概要

コーポレートガバナンス・コードおよび CGS ガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開 示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たっての任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直 しのポイントを幅広く解説。 講義時間:約2時間

## | 震|| 渡辺邦広 弁護士(森・濱田松本法律事務所)

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、ニューヨーク州弁護士。 2000 年 香川県立高松高等学校卒、2004 年 東京大学法学部卒業、2012 年 コロンビア大学ロースクール修了(LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar)、2012 年 Simpson Thacher & Bartlett 法律事務所(ニューヨークオフィス)に て執務(~ 2013 年)、2013 年 法務省民事局にて局付として執務(平成 26 年会社法改正及びこれに伴う法務省令改正を担当)(~ 2015 年)。『取締役会運営の法務~基礎から最新実務論点まで~』(株式会社商事法務主催)、『監査等委員会設置会社への移行とガバナンス向上のための設計・運営上の留意点』(株式会社プロネクサス主催)等のセミナーや「任意の指名委員会・報酬委員会の実務」(商事法務、2022 年)、『一問一答 平成 26 年改正会社法 [第2版]』(商 事法務、2015年)など、コーポレート・ガバナンス、会社法務関係を中心に著作・講演多数。

●視聴期間:2024 年 11 月 22 日(金)10 時~ 2025 年 1 月 31 日(金)17 時 ●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年1月24日(金) ●受 講 料:27,500円(税込)/1名分





#### 講座開設の趣旨

- ◆ 10 年前であれば設置しているだけで注目を集めた任意の指名・報酬委員会も、その後のコーポレートガバ ナンス・コードの制定・改訂・再改訂等を経る中で、今では設置していること自体は当たり前になりつつあり、 その設計・運営の実態が問われるようになってきています。自社に最適な設計・運営を考えるに当たっては、 任意の指名・報酬委員会の設置が求められている趣旨やガバナンスの実質論を踏まえるとともに、他社の開 示内容等にも目を配り先進的な取組みについてアンテナを張ることが必要となります。
- ◆本セミナーでは、コーポレートガバナンス・コードおよび CGS ガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価 証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たっての任意の指名・ 報酬委員会の設計・運営見直しのポイントを幅広く解説いたします。
- ※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座(セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格で ご受講いただけます)。

## 主要講義項目

#### 1 仟意の委員会の最近の動き

- 指名委員会・報酬委員会の重要性
- ・「形式」から「実質」へ
- ・委員会の開催回数の状況
- ・指名委員会の権限・役割と活動状況の開示事
- ・CEO 後継者計画への現 CEO の関与
- ・社長・社外取締役のサクセッションプランと開 示事例
- ・報酬委員会の権限・役割と開示事例
- ・役員報酬の複雑さ

#### 2 仟意の委員会の基本

- ・監査等委員会の意見陳述権との関係
- ・委員構成や議長選定の傾向
- 3 指名委員会の設計・運営上の留意点
- ・指名委員会の構成
- ・指名委員会の検討事項の範囲
- ・指名委員会が最終決定すべきではない事項 ・後継者計画(サクセッションプラン)

- ・「後継者計画」への指名委員会の関与
- ・指名委員会において検討・検証すべき要素・ 事項
- ・指名委員会への情報提供
- ・指名委員会の活動計画
- 4 報酬委員会の設計・運営上の留意点
- ・報酬委員会の構成
- ・報酬委員会の検討事項の範囲 ・報酬委員会が最終決定すべきではない事項
- ・報酬委員会において検討・検証すべき要素・ 車項
- ・報酬委員会への情報提供
- ・報酬委員会の活動計画

#### 5 実務運営上のその他の留意点等

- ・委員会の議事録
- ・委員会の事務局の要否・人選

## 取締役会評価の実務 ~評価の最新動向と事例から見る課題への取組み~

#### セミナー概要

講師の経験をもとに実例をあげながら、企業価値の向上につながる実効性評価の在り方を具体的に解説。

#### 講義時間:約2時間

### 高山 与志子 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 副会長

1987 年、メリルリンチ証券会社ニューヨーク本社投資銀行部門に入社。ニューヨーク、ロンドン、東京にて、日本企業の国内外での資金調達、M&A などに関するアドバイスを行う。トムソン・ファイナンシャル・インベスター・リレーションズを経て、2001 年から、ジェイ・ユーラス・アイアール㈱にて、コーポレート・ガバナンス、及び、IR活動に関するコンサルティングを行う。2015 年、日本初の取締役会評価の専門会社であるボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社を設立、代表取締役に就任。数多くの日本企業の取締役会評価を支援。 また、金融庁の有識者会議のメンバーとして、コーポレートガバナンス・コード、および、スチュワードシップ・コードの改訂作業に携わる。東京証券取引所・経済産業省「なでしこ銘柄」の選定基準検討委員会メンバー。

#### 宮地真紀子 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 ディレクター

大手総合電機メーカー入社後、米国におけるIR・SEC 対応、上場子会社における連結決算・事業計画等に携わる。 2005 年ジェイ・ユーラス・アイアール㈱入社。国内・海外株主判明調査のほか、機関投資家の意識調査を企画・運営するなど、日本企業のIR の現状と内外機関投資家による認識との格差を主軸としたコンサルティングを展開する。2014 年の日本における本格的な取締役会評価第一号企業から評価に参画、以降ジェイ・ユーラス・アイアールが支援する取締役会評価の支援全般に携わる。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年11月28日(木)10時~2025年1月31日(金)17時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年1月24日(金)●受講料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆取締役会の実効性評価は、取締役会の現状と課題を把握し実効性を高めるうえで、非常に有効なプロセスです。コーポレートガバナンス・コード (CG コード) で要請されていることから、現在、多くの上場企業で評価が実施されています。
- ◆一方で、評価について様々な課題も生じています。毎年同様な内容の評価を実施してきたが従来とは異なる視点・手法が取締役会から求められた、CGコードにおける取締役会の在り方と自社の取締役会の現状の違いをどのように評価すべきなのか迷っている、評価方法が形式的になりがちで本質的な課題に直接的に取り組むことが難しい、毎年の実効性評価を踏まえ体制整備・改善に取り組んできたがその結果実効性があがっているのかどうかの判断軸が分からない、など、企業ごとに多様な課題がある中で、より実効性のある評価をどのように行うべきか、試行錯誤している企業も少なくありません。
- ◆また、第三者評価を実施する企業が増える、社外取締役を含む取締役個人の評価を求める声が高まる、社外取締役に対して活発な議論への参画に加え議長や指名・報酬等の委員長への就任を含む一層の活躍が求められるようになる、投資家から取締役会の実効性に関して社外取締役との対話を求める声が増える、など、取締役会を取り巻く環境も大きく変わっています。
- ◆本講では、企業が現在抱える課題への取り組み、変化に対応した評価の実施方法、投資家との対話の在り方などについて、これまで多数の日本企業を支援した実績に基づき、実例をあげながら、企業価値の向上につながる実効性評価の在り方を具体的に解説します。

- 1 取締役会評価の実施状況
- 2 評価における最近の注目テーマ
  - ・議長の役割と属性、その評価
  - ・社外取締役を含む個人の評価
  - ・取締役会におけるサステナビリティ経営の監督
  - ・非上場企業・子会社の取締役会とその評価
- 3 取締役会評価(第三者評価・個人評価も含む)のプロセス
- 4 ケーススタディ ― 評価の実例から見る取締役会の課題と取り組み
- 5 取締役会評価の開示
- 6 取締役会と投資家との対話
- ※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座(セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でご受講いただけます)。

# アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか ~押さえておきたい重要ポイント~

#### セミナー概要

上場会社として、同意なき買収等に対してどのように向き合うべきか、アクティビストからの株主提案やキャンペーンにどのよ うに対応していくべきかにつき、具体的な事例を交えつつ、解説。

講義時間:約2時間

## 太田 洋 弁護士(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)

1991 年東大法学部卒業。 2000 年ハーバード・ロースクール卒業、 01 年ニューヨーク州弁護士登録。 2013 ~ 16 年 東大大学院教授。専門は M&A、コーポレートガバナンス、税務など。日経新聞「企業が選ぶ 2023 年に活躍した弁護士ランキング」企業法務総合及び M&A 企業再編の各分野でともに 1 位。同じく「企業が選ぶ 2022 年に活躍した弁護士ランキング」で企業法務総合 1 位。主著に『敵対的買収とアクティビスト』(岩波新書)。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年12月4日(水)10時~2025年2月18日(火)17時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年2月10日(月) ●受 講 料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆ 2023 年 8 月 31 日に経済産業省から「企業買収における行動指針」(指針) が公表されたことを受けて、同意なき 買収(TOB)提案や同意なき対抗買収(TOB)提案を巡る実務は大きく変わりつつあります。指針の原案段階で公 表されたニデックによる TAKISAWA に対する同意なき買収提案から数えて、最新の 3D インベストメントによる東北 新社に対する買収提案に至るまで、約1年の間に、同意なき買収(TOB)提案や同意なき対抗買収(TOB)提案は 既に合計 6 件を数えるに至っています。また、このような M&A 市場の活性化も背景に、アクティビストによる活動は 従前にも増して活発になっており、本年6月定時株主総会シーズンにおける株主提案を受けた上場会社の数は、昨年 に引き続き過去最高を更新しています。
- ◆このような傾向は、今後、強まりこそすれ、弱まることは当面考えられず、上場会社としては、同意なき買収(TOB) 提案やアクティビストからの攻勢に直面する可能性を考慮しつつ、経営を行っていかざるを得ない状況になっていると 考えられます。また、友好的な M&A ディールを行う場合でも、同意なき対抗買収(TOB)提案がなされ、又はアク ティビストによる介入がなされる可能性を常に念頭に置かざるを得ない状況になっています。従って、上場会社としては、 平時から準備できることは準備をしておいた上で、有事の際にどのように対応すべきかを常に想定しておくことが必須 となっています。他方、適切な機会があれば、同意なき買収(TOB)提案や同意なき対抗買収(TOB)提案をする ことも、今後の経営戦略を考える上では、有力な選択肢となってきているように思われます。
- ◆本セミナーは、企業買収防衛事案やアクティビスト対応事案に数多く携わる講師が、企業の経営支配権獲得や株主ア クティビズムを巡る現在の情勢や事例を整理した上で、「同意なき」買収等を巡る一連の司法判断を前提に、上場会 社としては、企業を守るためにどのような教訓が導き出されるか、逆に、経営戦略の一環として「同意なき」買収等を 活用する際にはどのような点に留意すべきかを解説します。
- ◆また、TOB 制度・大量保有報告制度についての一部改正法の成立を受けて、その概要や予想される今後の M&A 実 務への影響についても解説予定です。

#### 主要講義項目

- ・経済産業省「企業買収における行動指針」の概要とポイント
- ・同意なき買収(TOB)提案を受けた場合、取締役会としてはどのように対応すべきか
- ・「指針」原案公表後における同意なき買収(TOB)提案の事例(ニデック対 TAKISAWA 等)と それらの事例から導き出される教訓
- ・「指針」原案公表後における(同意なき)対抗 TOB の事例(第一生命ホールディングス対ベネフィッ ト・ワン等)とそれらの事例から導き出される教訓
- ・近時におけるアクティビストの動向と各アクティビストの特徴
- ・アクティビストに対してどのように対応していくべきか(有事導入型「買収への対応方針」の活 用も含めて)
- ・平時において上場会社は同意なき買収(TOB)提案やアクティビストによる株主提案等に備えて どのような施策を講じておくべきか
- ・TOB 制度・大量保有報告制度の改正の概要や今後の M&A 実務への影響について

(順不同)

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座(セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でご受 講いただけます)。

## 役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ~企業価値向上へのつなげ方~

WEB 配信

#### セミナー概要

報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報 酬の実務対応について、最新事例とともに解説。

講義時間:約2時間

## 講師紹介

#### 高田 剛 弁護士(和田倉門法律事務所)

東京大学薬学部卒。2000 年弁護士登録。鳥飼総合法律事務所を経て 2016 年和田倉門法律事務所を設立。経営者報酬に関しては、株式報酬を始めとするインセンティブ報酬の導入・運用支援に多数従事。その他、会社法・金商法関連の法律問題、係争案件を得意とする。最近の著作として、『実務家のための役員報酬の手引き〔第 2 版〕』(商事法務、2017 年)、『取締役・執行役ハンドブック』(商事法務、2015 年・共著)がある。

#### 視聴期間等

●視聴期間:2024 年 12 月 6 日(金)10 時~2025 年 2 月 18 日(火)17 時 ●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限: 2025年2月10日(月)●受講料: 27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆役員報酬の設計にあたっては、会社法を始めとする法規制のほか、役員給与の税務に対する正確な理解とと もに、報酬開示に関する規制についても留意したうえ、最新動向の把握を踏まえることが、重要なポイントに なります。
- ◆特に、上場企業グループにおいては、株式報酬の導入も一巡し、経営戦略の実現や企業価値の向上につながる報酬体系の実現に向け、設計・開示の見直し、精緻化を図る試みがみられます。
- ◆そこで、本セミナーでは、まずは報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を 踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、最新事例とともに解説します。
- ※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座 (セット)」の対象セミナーです (特別割引セット価格でご受講いただけます)。

- 1 報酬制度に関する法務・税務の基本 事項
- (1) 報酬決定に関する規制の枠組み
- (2)報酬方針の策定
- (3)報酬委員会の設置・運営
- (4) 報酬開示に関する規制の枠組み
- (5)役員報酬と法人税・所得税
- 2 株式報酬設計・開示の見直し・精緻化
- (1) 株式報酬の会計・税務
- (2) 技術的な留意点
  - ・事前交付型と事後交付型
  - ・現物出資構成と無償交付構成
  - ・在任時報酬型と退任時報酬型
  - ・株式と現金
- (3) 業績連動の設計

- ・非財務指標の取り込み
- ・成長シナリオとのリンク
- クローバック条項
- (4) ストック・オプションのゆくえ

## 企業価値向上につなげる SR 活動 ~投資家が取締役会にいま本当に求めているもの~

#### セミナー概要

機関投資家出身である講師が、機関投資家が望む実質的で実効的なガバナンス改革と SR 活動について事例を交え て解説。本講後半では、対話形式で論点を深掘り。 講義時間:約2時間

藏本祐嗣 日本のせんたく立案支援工房株式会社代表取締役/日本投資環境研究所客員研究員

1985 年東京大学経済学部を卒業し住友銀行(現三井住友銀行)入行。1990 年住銀バンカース投資顧問(現三井住友 DS アセットマネジメント)に異動。ファンドマネジャー、クォンツヘッド、リサーチヘッド、運用企画担当執行役員、責任投資オフィサーを歴任。2022 年に日本のせんたく立案支援工房株式会社を設立するとともに、日本投資環境研究所(みずほ証券子会社)の客員研究員を務める。経済産業省、厚生労働省の各種委員会、研究会に委員として参画したほか、金融庁、東京証券取引所、経済産業省、日本経済団体連合会、日本監査役協会を始め様々なセミナー、研修等で講演。

<対談登壇者> 太子堂厚子 弁護士(森・濱田松本法律事務所)

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024 年 12 月 17 日(火)10 時~ 2025 年 2 月 18 日(火)17 時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年2月10日(月) ●受 講 料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆東京証券取引所におけるPBR(株価純資産倍率)1 倍割れ問題や市場区分の見直し等を背景に、上場企 業には「形式的な体制整備」にとどまらないコーポレートガバナンス改革の「実質化」が求められています。
- ◆金融庁・東京証券取引所は、ガバナンス改革の実質化を通じた企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を求め、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」を本年 6 月に公 表しました。また金融事業者の受託者責任に抵触しうる不適切な事態が明るみになったことを契機として、政 策保有株の縮減を強く迫っています。
- ◆このような環境下で、企業は、機関投資家が望む実質的で実効的なガバナンス改革を実現するための IR / SR 活動を実践することが重要となっています。
- ◆本講前半では、IR / SR 部門はどのような取組みを進めてガバナンス改革につなげるべきか、また機関投資 家及び市場に向けてどのような情報発信を行うべきかを機関投資家出身の講師より事例を交えてお話ししま す。後半ではコーポレートガバナンスに精通した太子堂厚子弁護士を聞き手として、対話形式で論点を深掘 りします。
- ※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座(セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格で ご受講いただけます)。

## 主要講義項目

#### I 直近の状況の整理

- 1「コーポレートガバナンス改革の実践に向け たアクション・プログラム 2024」をどのよう に理解すべきか
- 東京証券取引所の「PBR 1倍割れ問題」の 提起と市場区分の見直し、TOPIX 見直しの 意味するものは
- 3 「同意なき買収」の活発化

#### Ⅱ 株主とは

- パッシブ投資家とアクティブ投資家の違い
- アクティブ投資家の価格発見機能と経済合 理性の観点

#### Ⅲ SR / IR 部門の果たすべき役割

- 1 会社の持つ二面性の理解
- 2 経営者への情報フィードバックと働きかけ
- 3 株主・市場に向けた必要な情報発信とは

- IV 機関投資家の評価する経営/評価しな い経営

  - 1 経営ビジョンと経営戦略 2 ガバナンス体制 3 サステナビリティ(ESG)への対応
- V 市場の評価が低い場合の企業にとって のリスクとは
  - 1 親子上場などの企業のケース
  - 2 過剰な政策保有株を保有する企業のケース
  - 3 事業ポートフォリオに歪みがある企業のケース

#### VI 参考となる情報発信例

## グループ会社管理における リスクマネジメントとコーポレートガバナンス ~企業はいま何を検証すべきか~

#### セミナー概要

コーポレートガバナンス・コードや CGS ガイドライン等も参照しつつ、グループ会社管理を適切に行うための考え方や仕組みについて解説。

講義時間:約2時間

## 講師紹介

#### |三笘 裕 弁護士(長島・大野・常松法律事務所)

1991 年東京大学法学部卒業、1993 年弁護士登録、1998 年ハーバード・ロー・スクール(LL.M.)卒業、1998 年~99 年 Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton (New York) にて執務、1999 年 NY 州弁護士登録、2004 年~07 年東大大学院法学政治学研究科助教授。経産省・コーポレート・ガバナンス・システム(CGS)研究会(第 2 期・第 3 期)委員。経産省・コーポレートガバナンスに関する研究会委員。M&A 案件、コーポレートガバナンス案件、危機管理案件などを中心に企業法務案件を広く手がける。最近のコーポレートガバナンス関係の論文として、Chambers Corporate Governance Global Practice Guide (Japan Part)(共著)など。

#### 視聴期間等

●視聴期間:2024年12月18日(水)10時~2025年2月18日(火)17時

●視聴方法: Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年2月10日(月)●受講料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆事業領域の拡大や海外への事業展開に伴い、グループ会社数・規模が増大し、親会社単体の売上・利益よりも、親会社以外のグループ会社の売上・利益の合計の方が大きくなっている日本企業も少なくありません。そのため、企業グループ全体を適切に経営管理するためには、親会社単体のみならず、グループ会社の管理にも相応に注力する必要が高まっています。
- ◆各グループ会社については、親会社とは別法人であることを踏まえて、一定の自律性を認めつつ管理を行うことになりますが、一口にグループ会社と言っても、それぞれ規模や機能が異なるため、一律の管理方法を適用することは適切ではありません。また、グループ会社管理においては、各グループ会社の所在国・地域の法制度や特性等も考慮する必要がありますし、上場グループ会社や合弁会社等については、外部出資者との関係も考慮する必要があります。
- ◆「攻め」のガバナンスの観点からは、各グループ会社における経営の効率性を「見える化」した上で、事業ポートフォリオのマネジメントを行うとともに、企業グループ内での人的・物的リソースの分配、企業グループ内での適切な分業、シナジーの創出、重複投資の排除、過大なリスクテイクの抑制などを進めることが期待されます。
- ◆「守り」のガバナンスの観点からは、親会社による監視・監督の目が緩みがちなグループ会社における不祥事を抑止 できるよう、内部統制システムの構築を通じたリスク管理を行うことが期待されます。
- ◆ 本講では、コーポレートガバナンス・コードや CGS ガイドライン等も参照しつつ、グループ会社管理を適切に行うため の考え方や仕組みについて解説します。
- ※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座 (セット)」の対象セミナーです (特別割引セット価格でご受講い ただけます)。

- I 日本企業におけるグループ会社管理 の重要性の高まり
- 1 グループ会社の位置づけの変化
- 2 グループ会社における不祥事の特徴と 影響
- グループ会社管理にあたって考慮すべき要素
- 1 法令・指針等における整理
- 2 基本的な考え方
- 3 海外子会社における留意点
- 4 合弁会社における留意点
- 5 上場子会社における留意点
- Ⅲ 「攻め」のガバナンスの観点からのグループ会社管理
  - 1「攻め」のガバナンス問題

- 2 資本コストを意識した事業収益性の管理
- 3 事業リスクの管理
- 4 事業ポートフォリオの入替え
- 5 経営人材の育成
- IV 「守り」のガバナンスの観点からのグループ会社管理
  - 1「守り」のガバナンス問題
  - 2 企業体質・組織風土の改善
  - 3 グループ会社管理における内部統制システムの位置づけ
  - 4 企業グループにおける三線ディフェンス整備のポイント
  - 5 企業グループにおける内部通報制度整備のポイント
  - 6 グループ会社における不祥事事案の有 事対応

## あらためて考える「モニタリング・モデル」の本質と 進化するガバナンスの工夫 ~企業の取組事例を参考にして~

#### セミナー概要

社外取締役の導入が進むなど、監督機能に軸足を置いた「モニタリング・モデル」の取締役会が志向される中、あ らためて、「モニタリング・モデル」とは何か、そのために何をすべきであるかなどを、実践的に解説。

講義時間:約2時間

#### | 塚本英巨 弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)

2003 年東京大学法学部卒業、2004 年弁護士登録、2010 年~2013 年法務省民事局出向(平成 26 年改正会社 法の企画・立案担当)、2016 年~公益社団法人日本監査役協会「ケース・スタディ委員会」専門委員、2017 年~2020 年経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム(CGS)研究会(第 2 期・第 3 期)」委員、2019 年~2021 年経済産業省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員。最近の著書・論文として、『実務家が語る取締役会のいまと今後の展望』(「商事法務、2024 年)(共同執筆)、「上場を維持し続ける場合に対応すべき論点」(「企業会計」 2024年9月号)(共同執筆)ほか多数。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年12月26日(木)10時~2025年3月7日(金)17時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年2月28日(金) ●受 講 料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆現在、プライム市場の上場会社を中心に、3 分の1以上の社外取締役の導入が進んでいますが、将来的には、 その過半数化が求められると予想されます。これは、取締役会が、業務執行者に対する監督機能に軸足を置き、いわゆる「モニタリング・モデル」を志向することを意味すると考えられます。 ◆もっとも、取締役会の「監督機能」や「モニタリング・モデル」は、一義的ではありません。そこで、社外
- 取締役の過半数化を見据え、あらためて、「モニタリング・モデル」とは何か、何のために社外取締役の過 半数化が求められているのか、また、それに伴い、取締役会がどのように変革すべきであるか、現状の機関 設計のままでよいか、などを問い直す必要があります。
- ◆各論としては、取締役会のアジェンダ設定の見直し、監督機能の発揮の最たる場面である経営トップの解任・
- 不再任に係る基準の在り方、さらに、取締役会だけでなく、執行側における体制の見直しが挙げられます。 ◆本講では、ガバナンス分野を多く手掛ける講師が、「モニタリング・モデル」を志向する取締役会の在り方に ついて、企業の取組事例も紹介しながら、これらの事項について実践的に解説します。
- ※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座(セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格で ご受講いただけます)。

- I 「モニタリング・モデル」の取締役会とは?
- 取締役会の「監督機能」及び「モニタリン グ・モデル」の意義
- ・ 究極的には、経営トップの「クビを切る」こと 2 機関設計ごとにみた「モニタリング・モデ ル」の採用の可否
  - 監査役会設置会社でもモニタリング・モデルを 採用することができるのか?
- Ⅱ 社外取締役の過半数化とその影響
- 1 求められる社外取締役の人数・割合
- 2 業務執行取締役の人数への影響
  - ・「取締役」が出世のゴールではなくなる
- 3 役員人数の最適化に向けた機関設計の選択 ・ 社外取締役と社外監査役の重複感の解消
- Ⅲ 取締役会のアジェンダ設定の見直し
  - 1 取締役会の決議対象から外すべき事項 決議事項のスリム化と執行側への委任の必要性
  - 2 取締役会での審議を充実化すべき事項
  - ・ 監督の観点からの審議が充実しているか?

- 3 取締役会での審議を充実化するための工夫
  - ・ 取締役会の開催時間・開催頻度のメリハリ
- インフォーマルな場の活用
- 4 取締役会と経営会議等との棲み分け
  - ・ 同じことを二度、決議・審議することにはなら ない実務へ
- IV 業務執行者の解任・不再任の基準の実
  - 1 定性基準と定量基準
  - 経営トップの「クビを切る」ための基準として 実効性のあるものとは?
  - 2 解任・不再任の基準の運用の在り方
  - 基準に抵触すれば、直ちに解任・不再任となる のか?
- V 執行側の体制の見直し
- 1 経営会議等の意思決定機能の在り方の見直し
- 2 リスク管理体制の見直し

# 新任担当者のための コーポレートガバナンス・コード解説 WEB配信 ~コードを踏まえた取締役会・株主総会運営の基本ポイント~

#### セミナー概要

新たに取締役会・株主総会の事務局担当となられた方々を対象に、実務対応にあたって最低限押さえておきたいコー ポレートガバナンス・コードの基本ポイントについて解説。

講義時間:約2時間30分

#### 内田修平 弁護士 (森・濱田松本法律事務所)

2002 年東京大学法学部卒業、03 年弁護士登録、08 年コロンビア大学ロースクール(L.L.M)卒業、09 年ニューヨー ク州弁護士登録(Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP ニューヨークオフィスで執務)、10 年~13 年 ン州升暖工豆球(Faul, Weiss, Ricking, Wharton & Garrison LLF - ユーラークスノイスで執務)、10 年~13 年 法務省出向(民事局にて平成 26 年会社法改正の立案を担当)、22 年~東京大学大学院法学政治学研究科客員准教授。 「コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析 2021 年版」(商事法務、2021 年)、「コーポレートガバナンス・コードの実務〔第 4 版〕」(商事法務、2021 年)等、コーポレートガバナンス・コードに関する著書・論文 を多数執筆。

#### 視聴期間等

●視聴期間:2025年1月15日(水)10時~2025年3月17日(月)17時 ●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年3月10日(月) ●受 講 料:33,000円(税込)/1名分





#### 講座開設の趣旨

- ◆コーポレートガバナンス・コードへの実務対応が広く定着した今、上場会社の取締役会・株主総会の運営に おいては、同コードの目的・全体像を理解しておくことが必須の条件となります。
- ◆近時においては、ダイバーシティやサステナビリティへの配慮に加え、資本コストや株価を意識した経営、株 主との対話の推進と開示といった、コーポレートガバナンス・コードにも深く関連するテーマについての東証 の要請などもあり、より幅広く、かつ深度ある対応が必要となっています。
- ◆そこで、本セミナーでは、新たに取締役会・株主総会の事務局担当となられた方々を対象に、実務対応にあ たって最低限押さえておきたいコーポレートガバナンス・コードの基本ポイントについて解説します。

- 1 コーポレートガバナンス・コードとは
  - ・策定・改訂の経緯

  - ・全体の構成(基本原則・原則・補充原則) ・プリンシプルベース・アプローチとコンプラ イ・オア・エクスプレイン
- 2 コーポレートガバナンス・コードの内容
  - 各原則の内容と分類
  - ・主要な原則の考え方
- 3 コーポレートガバナンス・コード適用 下における取締役会の運営
  - <取締役会の構成>
  - ・独立社外取締役の選任
  - スキルの組み合わせ
  - ・ダイバーシティ
  - <取締役会の審議事項>
  - ・コーポレートガバナンス・コードを踏まえた 取締役会付議基準の見直し

- ・政策保有株式関連(経済合理性の検証等)
- ・任意の指名・報酬委員会(委員会の構成、 権限・審議内容、運営・開催時期等)
- ・後継者計画
- 事業ポートフォリオの見直し
- <取締役会の実効性評価>
- ・評価の対象・方法
- ・結果の概要の開示
- <内部監査部門との連携>
- ・全社的リスク管理体制とデュアル・レポーティ
- 4 コーポレートガバナンス・コード適用 下における株主総会の運営
  - ・株主総会の準備に向けた取締役会の対応
  - ・招集通知・事業報告の記載内容
  - ・招集通知の発送・電子的公表
  - ・株主総会の開催時期
  - ・コーポレートガバナンス・コードを意識した 質疑への対応

## 法務担当者のための インサイダー取引規制対応の実務

#### セミナー概要

『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』(商事法務、2024年11月)の編著者を講師に招き、第1部ではイン サイダー取引に関する基礎知識を整理し、第2部では、実務担当者として直面しやすい場面ごとの留意点を分かりや すく解説。

弁護士(森・濱田松本法律事務所)

**久保田修平** 弁護士(森・濱田松本法律事務所)

宮田 俊 弁護士 (森・濱田松本法律事務所)

#### 開催日程等

●開催日程:第1部 2025年1月21日(火)10時~11時(質疑応答込み)

第2部 2025年2月27日(木)14時~17時30分(質疑応答込み)

※ 第1部はLIVE配信、第2部は会場開催を予定。

●開催場所(第2部):株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月26日(水)

●受講料:33,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆インサイダー取引規制は、上場会社である以上、必ず直面しなければならない規制です。インサイダー情報 を知っているときは上場株式を取引してはならない、という規制であることは誰もが知っていると思いますが、 では、具体的にインサイダー情報とはどのような情報なのか、どのような取引が規制されるのか、実際に摘発 されたら何が起こるのかなど、詳しいところまでは常日頃意識せずにやり過ごしてしまっている方も多いので はないかと思います
- ◆特に、インサイダー取引規制は、形式的に適用される部分と実質的に適用される部分が混在するため、直感 に反する部分が少なからずあり、分かりにくく、誤解されている部分も多くあります。また、近年、株式報酬 を導入する企業が相次いでいるなか、株式報酬とインサイダー取引規制との関係について Q&A が金融庁か ら出されるなど、インサイダー取引規制はより複雑化しています。そして、違反したときに被るダメージも大き いため、その内容をしっかりと理解しておくことが必要です。
- ◆また、昨今、金融庁、東証、金融機関等の本来インサイダー取引規制に対して厳格な対応をとっている機関 でもインサイダー取引規制違反が生じているように、いつどこで違反が生じてもおかしくない状況です。違反 した場合は迅速に対応する必要があり、そのためには事前に十分な準備をしておくことが重要です。
- ◆そこで、本講座では、『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』(商事法務、2024 年 11 月)の編著者 を講師に招き、インサイダー取引規制について基礎から分かりやすく解説するとともに、最近の課徴金事例に おける状況や裁判例における考え方などを交えつつ、最終的には実務担当者として直面しそうな各場面での 対応を一通りできるようになることを目標とします。

#### 主要講義項目

#### 第1部 インサイダー取引規制の基礎

- 1 インサイダー取引規制の趣旨
- 2 近年の取締状況
- 3 インサイダー取引規制の全体像
- 4 インサイダー取引規制の各要件

#### 第2部 事例別・インサイダー取引規制

- 1 重要な提携・M&A における対応
- (1) 情報はどこから漏れるのか ~会社関係 者・情報受領者・「知って」とは~
- (2) いつから管理するのか ~決定時期~ (3) 重要事実に該当するか ~バスケット条項~
- (4) 情報管理の要諦 ~情報伝達・取引推奨・ 公表~
- (5) 取引を行うための例外的方法 ~クロクロ 取引などっ
- (6) 取引をしてしまった場合の対応 ~中止~
- 2 株式報酬における対応
- (1) 重要事実への該当性 ~決定時期・公表・ 開示との関係~

- (2) 株式報酬の付与とインサイダー取引規制
- (3) 株式報酬の売却とインサイダー取引規制 ~知る前計画・Q&A ~
- 3 自己株取得における対応
  - (1) 自己株取得における重要事実がないこと の確認 ~業績予想の修正・発生事実~
  - (2) 自己株取得が重要事実に該当する場合
- 4 インサイダー取引嫌疑への対応
- (1) 調査の概要
- (2) 調査が行われた場合の会社の対応
- ※ 本セミナーは LIVE 配信+後日のオンデマンド配信 で開催する第1部と会場開催+後日のオンデマンド配 信となる第2部の2部構成のセミナーです。
- ※ 本セミナーの受講者には参考書籍として講師陣の 最新著書『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』 (商事法務、2024年11月)を無料贈呈いたします。

## ディスクロージャーの実務 ~基礎の確認から近時の動向まで~

#### セミナー概要

株主総会担当者、財務部・法務部担当者をはじめ、非財務情報の開示に関連する業務の担当者の方々を対象として、 我が国の上場会社を巡る開示制度を概観した上で、開示制度と実務の近時の動向を分かり易く説明。

#### 講師 紹介

#### 浜田 宰 弁護士・公認会計士 (DT 弁護士法人)

1999 年 名古屋大学法学部卒、2007 年 早稲田大学大学院法務研究科修了、2007 年公認会計士登録(2022 年再登録)、2008 年弁護士登録(2016 年再登録)、2014 年シカゴ大学ロースクール修了、2016 年ニューヨーク弁護士登録。1999 年トヨタ自動車株式会社(~ 2001 年)、2008 年 長島・大野・常松法律事務所(~ 2016 年)、2016 年 DT 弁護士法人(~現在)。2020 年から 2022 年にかけて、金融庁企画市場局企業開示課にて企業統治改革推進管理官として執務し、コーポレートガバナンス・コードの再改訂や公開買付制度・大量保有報告制度等の責任者を務める。著書として『Q&A 人権 DD』(きんざい、2023 年)、『コーポレートガバナンス・コードの解説』(商事法務、2022 年)、『統合報告で伝える価値創造ストーリー』(共編著、商事法務、2019 年)ほか。

#### 開催日程等

●開催日程:2025 年 2 月 7 日(金)14 時 30 分~ 17 時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順)●申込期限:2025年2月6日(木)

●受 講 料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆非財務情報の開示が大きく拡充され、サステナビリティ開示基準と保証のあり方についての議論が進むなど、 開示制度は大きな変革の中にあります。企業の側では、有価証券報告書を含めた法定開示において開示内 容の充実を図る動きや、統合報告書をはじめとする任意開示への取組みが広がっています。機関投資家も、 企業のサステナビリティ課題への取組みや無形資産に対する関心を強めています。
- ◆こうした変化の中で、開示制度と実務動向を適確に理解することは、SR 担当者を含む株主総会担当者にとって益々重要となっています。また、ガバナンス、人的資本、サステナビリティなど、非財務情報の開示に関与する部門・部署の方々にとっても、開示の役割と実務動向を把握する必要性は増すばかりです。
- ◆本講では、株主総会担当者、財務部・法務部担当者をはじめ、非財務情報の開示に関連する業務の担当者の方々を対象として、我が国の上場会社を巡る開示制度を概観した上で、開示制度と実務の近時の動向を分かり易く説明します。

#### 主要講義項目

#### I 開示の目的・役割

- 1 なぜ法定開示制度が設けられているのか
- 2 企業が開示の充実に取り組む意義は何か
- 3 非財務情報の開示がなぜ重要となっているのか

#### Ⅱ 開示書類・情報の概要

- 1 主な法定開示書類
  - (1) 金商法における開示書類
  - (2) 会社法における主な開示書類
  - (3) 上場規則における主な開示書類

#### 2 任意開示

- (1) 任意開示書類・媒体
- (2) 任意開示と法定開示との関係

#### Ⅲ 開示制度と開示実務の近時の動向

- 1 サステナビリティ開示・保証制度の動向
- 2 非財務情報の開示への取組みのポイント
- 3 サステナビリティ開示対応の実務
- 4 コーポレート・ガバナンスの開示対応 の実務
- 5 開示への取組と社内体制のあり方
- 6 中堅・中小上場企業における開示対応

## 事例で学ぶ適時開示 ~基礎知識から実務対応まで~

#### セミナー概要

適時開示の基本原則を押さえつつ、開示の要否・内容について悩ましい場面に直面した際の考え方を身に付けることを目指す。

## プロスティア が (法律事務所 ZeLo・外国法共同事業)

鳥飼総合法律事務所入所後、株式会社日本政策投資銀行企業戦略部(M&A アドバイザリー業務)、株式会社東京証券取引所上場部(適時開示制度構築・運用業務)、日本取引所自主規制法人上場審査部(上場審査業務)での勤務を経て、2023 年法律事務所 ZeLo 参画。主な取扱分野は IPO、IR、M&A、ベンチャー・スタートアップ法務、訴訟 / 紛争解決など。東証スタンダード市場上場会社社外監査役兼任。著書・論文に『新規株式上場の実務と理論』(商事法務、2022 年)、「適時開示制度の概要(前編・後編)」(月刊監査役 673、675 号)など多数。

#### 開催日程等

●開催日程: 2025年2月12日(水)14時30分~17時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月10日(月)

●受 講 料: 27,500 円(税込) /1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆企業活動における重要な局面で、どのような情報を、どこまで、いつ開示すべきかを適切に判断することは、 企業価値を守り、投資家からの信頼を維持するうえで極めて重要です。
- ◆本セミナーでは、東京証券取引所の適時開示制度を中心に、具体的な事例を豊富に取り上げながら、適時 開示の基本原則を押さえつつ、開示の要否・内容について悩ましい場面に直面した際の考え方を身に付ける ことを目指します。
- ◆上場企業の開示担当者のみならず、これから上場を目指す企業の皆様にも役立つ内容となっており、実務で即使える知識と考え方を提供することを目的としています。

#### 主要講義項目

#### 1 情報開示制度の概要

- ・情報開示制度概要
- ・ディスクロージャーワーキンググループ 報告(2022)
- ・法定開示 (金商法開示・会社法開示)
- ・法定開示制度と適時開示制度の比較

#### 2 適時開示制度

- ・適時開示制度の意義と理念
- ・適時開示が求められる会社情報、軽微 基準とは
- ・開示の要否・内容判断
- ・任意開示とは
- ・注意喚起制度とは
- ・適時開示制度における実効性確保措置

#### 3 適時開示の実務の流れ

- (1) 適時開示の要否の検討
- (2) スケジュールの確認
- (3) 開示資料の作成
- (4) 適時開示の手続き

#### 4 具体例による検討

- (1) 適時開示のタイミングが論点となる場合
- (2) 適時開示の内容が論点となる場合

#### 5 質疑応答

## ベーシック金商法 <開示編>

#### セミナー概要

広範、複雑、かつ難解な企業内容等開示制度のうち、特に開示実務に携わる新任担当者が押さえておきたいポイン トについて分かりやすく解説。

## 谷口義幸 株式会社プロネクサス 執行役員

金融庁総務企画局企業開示課開示法制企画調整官、東北大学大学院経済学研究科教授、証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長等を経て現職 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授(現在)

・般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス 理事(現在)

#### 開催日程等

●開催日程: 2025年2月14日(金)14時~17時30分(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月13日(木)

●受 講 料:33,000円(税込)/1名分





#### 講座開設の趣旨

- ◆上場企業は、金融商品取引法において、その企業やグループ全体の事業や財務に関する詳細な情報を盛り 込んだ有価証券報告書の提出が義務付けられています。特に最近は、有価証券報告書によって開示される 情報はますます充実されてきており、近年のコーポレート・ガバナンスに関する情報の充実に続き、2023 年 3月期からはサステナビリティ情報の開示が義務付けられました。今後、サステナビリティ情報については、 より詳細な開示が求められることになります。
- ◆こうした有価証券報告書等の開示書類による開示情報の拡充は、企業内容等の開示に関する内閣府令等の 関係法令の改正によって行われます。このため、開示実務を行う担当者は、これら関係法令の改正の趣旨や 内容をいち早く理解し、その上で実務を行う必要があります。
- ◆関係法令の改正の趣旨や内容を理解するためには、その土台となる企業内容等開示制度全般を理解してい ることが重要です。しかしながら、金融商品取引法の企業内容等開示制度の範囲は広く、また、複雑な体系 となっており、これらを定める多くの規定は難解なものとなっています。
- ◆そこで、本セミナーでは、広範、複雑、かつ難解な企業内容等開示制度のうち、特に開示実務に携わる新 任担当者が押さえておきたいポイントについて、長年、金融庁において金融商品取引法に基づく開示制度の 企画・立案に従事してきた講師が、企業内容等開示制度全体を俯瞰しつつ、分かりやすく解説します。

- I 金融商品取引法における開示制度
- 1 金融商品取引法における開示制度の意義・目的
- 2 金融商品取引法における開示制度に関する法令等の体系
- Ⅱ 企業内容等開示制度の全体像
- Ⅲ 継続開示制度
  - 1 有価証券報告書
  - 2 半期報告書
  - 3 その他の継続開示書類
- IV 発行開示制度
  - 1 届出義務
  - 2 有価証券届出書
  - 3 目論見書
- V エンフォースメント

# 株式会社法基礎講座 ~ 「会社法」の体系と要点をわかりやすく解説~

#### セミナー概要

激動する社会情勢への対応や経営基盤強化の中で生じる企業体制の変化へ的確に対応するための前提として、株式 会社法の全体像を把握し、基礎知識を短時間で効率的に習得。20 年以上続くロングランセミナー。

講義時間:約9時間30分

#### 川口恭弘 同志社大学法学部教授

1983 年神戸大学法学部卒業。愛媛大学法文学部助教授、神戸学院大学法学部教授を経て、2000 年現職。近著『金 融機関の私企業性と公益性』(2022 年、有斐閣)、『新・日本の会社法〔第2版〕』(2020 年、商事法務)、『アメリカ銀行法』(2020 年、弘文堂)、『金融商品取引法への誘い』(2018 年、有斐閣)など。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年10月31日(木)10時~2025年1月31日(月)17時 ●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年1月24日(金) ●受 講 料:58,300円(税込)/1名分





#### 講座開設の趣旨

- ◆株式会社法を体系的に学ぶ必要を感じておられる実務担当者は多いと思われます。
- ◆しかし、多くの実務担当者は、日々の業務の中で発生する問題への対症的な処理に追われ、株式会社法の 全体像や実務の裏付けとなる法理を勉強することは、どうしても後回しになってしまうのが実情ではないでしょ うか。
- ◆また、激動する社会情勢への対応や経営基盤強化のために、企業体制は常に変化していく必要がありますが、 担当者が的確にそれらに対応するための前提として、現行法制に関する基本的な知識の習得は必須であると いえます。そこで、多忙な実務担当者の皆様が、株式会社法の基礎知識を短時間のうちに効率的に習得で きるよう、川口恭弘教授を講師に招聘し、本講座を開設することといたします。
- ◆本講座では、講座用に作成した詳細なレジュメと下記のテキストを使用し、令和元年の会社法改正や、最新 のコーポレートガバナンス・コード等の内容も盛り込んだうえ、会社法の全体像をわかりやすく解説いたします。
- ◆本講座は、ビジネス・ロー・スクール開催のセミナーのなかでも、20年以上続く、ロングランセミナーです。 初学者の方から、この機会に学び直したい方まで広く受講をお薦めいたします。
- ※ 講義テキストとして、河本一郎=川口恭弘著『新·日本の会社法「第2版」』(商事法務、2020)を配付(無 料贈呈)します。

- 1 株式会社法の目的
- 2 株式会社の機関と権限
- 3 株主総会の招集手続と決議
- 4 取締役の義務と責任
- 5 株主代表訴訟制度
- 6 監査役・監査役会制度
- 7 指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社
- 8 株式の内容の多様化(種類株式)
- 9 募集株式の発行手続
- 10 自己株式の取得規制
- 11 買収防衛策
- 12 企業結合法制

# 新任子会社役員が押さえておきたい「義務と責任」 WEB配信 ~事例を通して役員責任の大枠を掴む~

#### セミナー概要

各講師それぞれの経験に基づき、子会社の新任役員に加え、子会社役員を支える管理部門担当者に対しても、有効な実務の参考となるヒントを提示。

講義時間:約3時間

講師紹介

福﨑剛志 弁護士(日比谷タックス&ロー弁護士法人)

奥山健志 弁護士(森・濱田松本法律事務所)

山田和彦 弁護士(中村・角田・松本法律事務所)

視聴期間等

●視聴期間: 2024年12月24日(火)10時~2025年2月25日(火)17時

●視聴方法: Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2024年2月17日(月)●受講料:33,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆「グループガバナンス」は各社喫緊の課題ですが、親会社にとって、その実効性を高めるためには、まずは 各グループ会社における実務を担う子会社役員に対する意識づけ、すなわち取締役・監査役としての義務と 責任をしっかり理解してもらうことが重要です。
- ◆とはいえ、子会社役員の方々の日常としては、自らの担当部署の業務遂行がメインとなることから、経営の プロである「取締役」として、何を拠り所として判断していけば良いのか、具体的にはどのような対応が求め られるのか、「監査役」として何を指摘すれば良いのか、その伝え方は悩ましいところでもあります。
- ◆そこで、本セミナーでは、経験豊富な3名の講師陣を迎え、主として新たに子会社役員に就任した方を念頭に、子会社役員として理解しておかなければならない基本事項を整理したうえ、現実問題として直面するさまざまな事例をとりあげ、子会社役員として実際にどのように対応しなければならないのか、実務的視点から解説します。
- ◆本セミナーは、子会社役員を支える管理部門担当者に対しても、各講師それぞれの経験に基づき、実務の 参考になるヒントを多数提示します。新任役員ご本人のみならず、それらの方に対して必要情報を提供する 役回りである事務局の方にもご受講をおすすめします。
- ※ 本セミナーでは、1 社 (同一法人内、およびグループ会社の役員に限り) 何名でもご受講いただける法人申込プラン (1 社につき税込 66,000 円) を設定しています。子会社役員研修にご活用ください。また、法人申込では「コーポレートガバナンスに関する実務講座 (全 10 講セット)」受講企業のための割引価格もご用意しています。

- 1 取締役の義務と責任
  - ・取締役の忠実義務・善管注意義務・監視義務・内部統制システム構築義務とは
  - ・経営判断原則とは
- 2 取締役会運営の留意点
  - ・子会社における取締役会とは
  - ・取締役会運営にあたっての留意点
- 3 事例で考える取締役としての義務と責任
  - ・子会社における労務問題と子会社取締役の責任
  - ・子会社の粉飾決算と子会社取締役の責任
  - ・子会社の独禁法違反と子会社取締役の責任
  - ・子会社における偽装問題と子会社取締役の責任
- 4 もう一歩先の実務対応
  - ・今後求められる子会社役員の責務とは
  - ・グループガバナンス(グループ内部統制)の視点

## 激動するビジネスルールの動向 ~新しいルールを経営の武器とするために~

#### セミナー概要

講師が経営トップ向けに実施して好評を得ているセミナーを、法務などの関連部門の責任者や担当役員向けに、最新 の情報に基づき、一段詳細化。ビジネスルールの見直しを単なる遵守の対象から成長・競争の道具・武器にしてい ただくためにその要点を俯瞰。

## 

東京大学法学部卒業。日本取締役協会幹事、「『稼ぐ力』の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会」委員。東京大学客員教授、経済産業省「コーポレートガバナンス・システム研究会」委員などを務めた。著書として、『取締役会運営の実務』(商事法務、2010年)、『コーポレートガバナンスの新しいスタンダード』(日本経済新聞出版社、2015年)、『機 関投資家に聞く』(商事法務、2022年)のほか、執筆、講演多数。

#### 開催日程等

●開催日程:2025 年 2 月 21 日(金)14 時 30 分~ 17 時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月20日(木) ●定

●受講料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆法務や総務、経営企画の責任者や担当役員向けに、企業経営に一定の影響を与えうるルールの見直しの動 向について俯瞰的に説明します。対象とするルールには、法令はもとよりソフトローと呼ばれる法令以外の規
- 範も含めるともに、法令であれば検討段階のものも含め、先読みを意識した内容を想定しています。 ◆経営環境の目まぐるしい変化に伴い、ビジネスルールもかつてないスピードで変わりつつあり、新しいテクノ ロジーを同様に、新しいビジネスルールをいち早く理解し活用することは、ビジネスの成功には不可欠です。 しかも、そのルールは、法令の枠を超え、かつ、単なる遵守の対象から成長・競争の道具・武器に変わり つつあります。このような変化を踏まえ、ビジネスルールの見直し動向の要点を俯瞰的して説明します。
- ◆講師が経営トップ向けに実施して好評を得ているセミナーを、法務などの関連部門の責任者向けに、一段詳 細化し、かつ最新の情報に基づき実施するものです。
- ※ 本セミナーでは法人申込を受け付けています(法人申込は1社につき39,600円(税込))。法人申込では1口の申 込で何名でもご受講いただけます(同一法人内に限る)。また、法人申込では「コーポレートガバナンスに関する実務 講座 (全10講セット)」受講企業のための割引価格もご用意しています。

- I ビジネスルールの変化と経営への影響
- Ⅱ 新しいビジネスルール
- 1 石破政権の主要な経済政策とルール
- 2 人的資本経営時代の新ルール
- 3 労務費転嫁に代表される価格交渉の新ルールと独禁行政の変化
- 4 PBR 問題に代表される資本市場からの規律の拡大
- 5 非同意買収を含む政府の M&A 活性化施策とその影響
- 6 第2次トランプ政権と経済安保
- 7 anti-ESG に関わらず進むサステナビリティ分野のルール動向
- 8 AI・サイバーセキュリティ・データ保護などデジタル分野の動き
- 9 リース基準等の会計基準・監査・開示分野の新ルール
- 10 その他の国内法制の動き(立法・施行が予定される法令等)
- Ⅲ 新しいルールの形態
  - 1 ソフトローを含む現在のルール構造の確認
  - 2 生物多様性を例に新しいルール形成プロセスのスタディ
- IV キャピタルアロケーションに関する新ルール形成の動き

# 経営法務人材養成塾 ~グローバルに通用する GC/CLO を目指して~

本塾は、「ジェネラル・カウンセル (GC)」「チーフ・リーガル・オフィサー (CLO)」として世界で戦える人材に将来なるために、法務担当者が日頃から留意すべき思考過程、組織を動かすためにとるべき行動等についてケースメソッドを通じて具体的に学ぶ、少人数制・全10回の講座です。知識の習得で満足することなく、「先人の知恵」をも継承していこうとする高い志を持つ皆様のご参加をお待ちしています(ビジネス・ロー・スクール事務局)。

## 原玉康平 株式会社日立製作所 エグゼクティブアドバイザー

東京大学法学部卒業。1987年日立製作所入社、1994年コーネル大学ロースクール卒業。1997年より2011年まで日立北米本社の社内弁護士として勤務の後、2018年より2024年まで日立製作所の執行役常務としてGC/CLOを務める。2024年より現職。著書として神田秀樹東京大学名誉教授(公益社団法人商事法務研究会代表理事会長)らとの編著にて、『コーポレートガバナンス改革と上場会社法制のグランドデザイン』(商事法務、2022年)。

#### 開催日程等

●開催日程:第1回 2025年4月17日(木)19時~21時

第2回以降、毎月(6月を除く)第3木曜日19時~21時 第10回(最終回)2026年2月19日(木)19時~21時

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:18名(最少開講人数10名)

●受講要件:法務経験 5 年以上(お申込者にはエントリーシートを提出いただきます)

●受 講 料:275,000円(税込)/1名分 ●申込期限:2025年4月3日(木)

※ 本塾は会場参加限定の講座です。収録動画の配信は実施しませんが、各回は独立した内容となっており、やむを得えず欠席した場合であっても以降の回の受講に影響はありません。

※ 第2回以降、18時30分から希望者に軽食をご用意します(追加料金はかかりません)。講師も交えて、 皆様で食事をおとりいただきながら、前回の内容を振り返るとともに、ネットワーキングの場にもなり ます。任意参加の時間ですが、ぜひご活用ください。

#### 講座開設の趣旨

- ◆わが国企業法務の世界でも「ジェネラル・カウンセル(GC)」「チーフ・リーガル・オフィサー(CLO)」という言葉を当たり前のように見聞きするようになりました。GC/CLOとは、企業が経営判断を下す場面において、法的に正しい結論は何かを踏まえた上で、さらにその結論を絶対視することなく、企業としてどのような結論を出すべきかを、CEOや経営会議、取締役会に対して責任をもって示す存在です。ところが、これまで GC/CLO の重要性や機能が議論されたり、経営の一員としての側面が強調されるばかりで、法務担当者が日頃から何を思考し、調べ、さらにどう行動すれば GC/CLOとしての素養を身につけることができるのか、その具体論が語られることはありませんでした。
- ◆経営法務人材養成塾では、株式会社日立製作所で GC/CLO を 6 年間務めた児玉康平氏を招聘し、GC/CLO と呼ぶにふさわしい人材となるために、法務担当者が日頃から留意すべき思考過程、組織を動かすためにとるべき行動等についてケースメソッドを通じて具体的に学びます。同氏は、長年にわたるアメリカでの企業法務経験をもとに、GC/CLO について日本の企業法務界にオールジャパン目線での発信を続けてきました。先人から知識だけではなく知恵をも継承することにより、本塾から、グローバルに通用する真の GC/CLO となる人材を輩出することを目指します。

#### 講師からのメッセージ

GC/CLO を務めた6年間、次世代法務人材の育成が日本法務にとって、ひいては日本企業の国際競争力を高めるためにも急務であるとの危機感を抱き続けていました。GC/CLO たる者かくあるべし、経営法務人材かくあるべし、という抽象論ではなく、より実践的かつ具体的な学びを提供する場として、本塾において知見のすべてを次世代人材の育成に注いでいく所存です。

## 印紙税の基本 ~事例で学ぶ実務対応~

#### セミナー概要

講義前半では、印紙税の基礎知識や考え方を整理し、後半では、業務委託契約などの日常的に締結する契約だが印 紙税の扱いとしてとくに間違いやすい事例をもとに受講者に考えていただきながら実務のポイントを整理。

## **瀬 山端美徳** 税理士・行政書士(山端美徳税理士事務所・行政書士事務所)

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門(間接諸税担当)、同消費税課諸税係長などを歴任。 2008 年退官、神奈川県相模原市で税理士登録。 2010 年ファイナンシャルプランナー登録(AFP)、行政書士登録。 主著に本セミナーのテキストでもある『間違うと痛い!! 印紙税の実務Q&A [三訂版]』(2021 年、大蔵財務協会発行)のほか、『文書類型でわかる 印紙税の課否判断ガイドブック [新版]』(2020 年、清文社発行)等がある。

#### 開催日程等

●開催日程: 2025年1月17日(金)13時30分~17時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年1月16日(木)

●受 講 料:33,000円(税込)/1名分

※ 本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。

# (申込画面)

#### 講座開設の趣旨

- ◆印紙税の取扱いについては、そもそも課税文書とはどのような文書をいうのか、またどのような場合にどのような文書が課税文書に該当するのかなど、基本的な理解とその全体像を把握することなく、"従前どおり"として判断しているのが実情ではないでしょうか。
- ◆一般的には「契約書には収入印紙を貼らなければならない」という意識はあるものの、契約書(文書)に応じて印紙税額が異なることから、実は誤った対応をしているケースや、作成される通数も膨大な数であることにより、結果として多額の過怠税が追徴されるケースも少なくなく、作成段階においていかに対応していくかが最も重要となります。
- ◆そこで、本セミナーでは、契約書等多くの文書業務を担当する総務部門、法務部門の方々を対象に、改めて印紙税の基本について整理するとともに、実務対応上の留意点について解説します。
- ◆講義前半では印紙税の基本的な知識や考え方を整理し、後半では、業務委託契約などの日常的に締結する 契約だが印紙税の扱いとしてとくに間違いやすい事例をもとに受講者に考えていただきながら実務のポイント を整理していきます。
- ◆講師には、国税局にて印紙税の実務に関与されていた山端美徳税理士を迎え、とくに間違いやすい印紙税の実務については具体的なケースを紹介しながら、課税対象の判断基準のほか、印紙税調査の実情についても解説します。
- ※ テキストとして『間違うと痛い!! 印紙税の実務Q&A[三訂版]』(大蔵財務協会、2021年)を配布(無料贈呈) します。
- ※ 講義終了後、講師への簡易相談会を開催します。講義への質問はもちろんのこと、日々の業務のお悩み相談までできる機会となっています。

#### 主要講義項目

#### 1 印紙税とは

### 2 課税範囲等

- (1) 課税文書とは
- (2) 課税文書に該当するかどうかの判断
- (3) 他の文書を引用している文書
- (4) 原契約の内容の変更
- (5) 申込書、注文書等
- (6) 文書の所属の決定
- (7) 記載金額
- (8) 納税義務者

#### 3 納税地等

- (1) 納税地とは
- (2) 印紙税の納付方法
- (3) 印紙税の還付等

#### 4 課税文書の内容(誤りやすい事例)

- (1) 賃貸借契約書
- (2) 業務委託契約書
- (3) 変更契約書
- (4) 売買基本契約書
- (5) 保守契約書
- (6) 海外で作成される契約書
- (7) その他

## 5 印紙税調査

- (1) 印紙税調査の現状
- (2) 印紙税調査の方法

# 契約交渉ロールプレイング ~実務的な落としどころを探る~

#### セミナー概要

弁護士 2 名によるロールプレイを通じて、契約書作成や交渉術を実践的に学ぶ。契約書の基本知識から、秘密保持や業務委託契約などの典型的な契約類型の注意点を解説し、交渉力を高め、『落としどころ』を見つけるスキルを体感。 実務に役立つ知識を得られ、最後に確認テストで知識の定着を図る。

## 夢 壱岐祐哉 弁護士(長島・大野・常松法律事務所)

2018 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2019 年弁護士登録(第二東京弁護士会)。2019 年 -2023 年中村・角田・松本法律事務所所属、2023 年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A 取引、株主総会対応、コーポレートガバナンス、企業間紛争等を中心に企業法務全般を取り扱うほか、労働法に関するセミナーも多数開催している。

#### 平山直樹 弁護士(平山綜合法律事務所)

2016 年京都大学法学部卒業。2018 年京都大学大学院法学研究科卒業。2019 年弁護士登録(大阪弁護士会)。2019 年 - 2024 年弁護士法人大江橋法律事務所所属、2024 年平山綜合法律事務所入所。M&A 取引、会社法関係争訟、内部通報対応、契約書のリーガルチェック等の企業法務全般を取り扱うほか、人事労務に関する法律相談(内規作成、修正等)・紛争代理、ハラスメント調査など、労務案件も多数取り扱う。その他、立命館大学エクステンションセンター講師も務める。

#### 開催日程等

●開催日程:2025年1月29日(水)15時~17時30分(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年1月28日(火)

●受 講 料:27,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆本講座は、契約審査をご担当される方を対象に、講師の弁護士2名が目の前で行うロールプレイングを通じて、契約書作成・契約交渉のイメージを掴むとともに、交渉術の知見も踏まえた、最終的な「落としどころ」を見つけるための契約交渉の方法を会得することを目的としています。
- ◆契約書を作成して相手方に提示する際、はじめに自社で用意している雛形や、過去に締結された同類型の契約書を参考にすることがあると思います。しかし、具体的な事案において、雛形や過去の契約書をそのまま使用することが適切なのか(事案にあわせて変更すべき点がないか)、また、相手方に提示した後、相手方から修正要望があったときにどの程度であれば変更に応じてよいのかといった、「実務的な落としどころ」が分からないことも多いのではないでしょうか。
- ◆本講座では、はじめに契約書における文言の使い方、実務上頻出の各契約書の特徴といった基礎知識をお伝えし、 契約書作成の基礎を身に着けていただいた後、続いて、交渉術の知見を端的に解説した上で、講師の弁護士が二手 に分かれて、目の前で社内会議の様子や交渉術を活かした契約交渉のロールプレイングも行いますので、契約書のど こに着目して交渉を進めるべきか、どうすれば双方が納得した「落としどころ」が見つけられるのかなど、単なる契約 書作成のための法律知識の習得にとどまらない、実践的な契約交渉の実務まで体感することができます。
- ◆また、本講座では講師の弁護士双方の実体験を踏まえた「ちょっとした疑問・課題」についても紹介しながら講義を 進めます。メインの対象者は法務初心者ですが、後輩・同僚・事業部門へ納得感のある説明がうまくできないと感じ ている方や普段の契約審査で取引相手から毎回同じような反論が戻ってくるがイマイチ腑に落ちていない方にとっても ご参考になるかと思います。本講座を通じて、契約書作成・契約交渉の第一歩を踏み出しましょう。

- 1 はじめに知っておきたい契約書作成の決まり事
  - (1)「良い」契約書とは?一予防法務の観点から
  - (2) 明確性と予測可能性を高めるために
    - ・要件と効果
    - ・原則と例外
    - ・期限の定め方一「明日まで」は明日やればいい?
  - (3) 契約書とは
    - ・契約成立のために「契約書」は必須か?
- 2 典型的な契約類型とその特徴・注意点
- (1) 契約全般について
  - ・雛形の使い方
  - ・契約書のどこに着目するか
  - ・交渉力に応じた対応の必要性
  - ・不合理な要望への対応
- (2) 秘密保持契約書
- ・交渉をスタートするにあたっての大前提
- ・情報を開示する側にも開示される側にもなり得ること
- (3) 取引基本契約書
  - ・取引基本契約が必要なときは?
  - ・基本契約に記載すべきこと、個別契約に記載すべきことの区別
- (4) 業務委託契約書
  - ・請負契約か(準)委任契約か
  - ・契約対象は物かサービスか

- 3 契約交渉のロールプレイング ーそれぞれの契約書を基に
  - (1) 交渉術の概論
  - ・契約交渉のスタンス
  - ・無意味な交渉と、建設的な交渉
  - ・「自身の立場に固執せず、利害を見よ」 一ハーバード流交渉術の例
  - (2) 秘密保持契約書:ある社内会議の一コマ
  - ・秘密保持契約書の必要性
  - ・秘密情報の定義・範囲
  - ・例外的な情報開示や複製をどこまで認めるか
  - ・損害賠償義務を設けることの意義・実効性
  - ・案件終了後の秘密情報の破棄
- (3) 取引基本契約書:契約交渉のロールプレイング①
- ・基本契約書に記載すべき内容一どこまで記載するか
- ・在庫負担や不適合物が納入されるリスク
- ・継続した契約を突如解除されるリスク
- ・信頼関係が構築できていない状態での契約締結
- (4) 業務委託契約書:契約交渉のロールプレイング②
- ・成果物の完成が義務付けられているか
- ・知的財産権の帰属
- ・契約の途中解約を認めるか
- 4 確認テスト

## 契約実務から民法を学ぶ

## ~近時の電子契約等リーガルテックも踏まえた民法の体系的思考プロセスを養成~

#### セミナー概要

契約実務担当者を対象に、膨大な民法の知識を現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、実例や 判例を用いながら解説。

## 齋藤弘樹 弁護士 (岩田合同法律事務所)

危機管理業務(平時の内部統制システムの整備や有事対応)と IT 関連業務を多く扱い、日々契約書や利用規約の作成・

分析に取り組んでいる。 主な著作:『企業が腐る3つの理由 ーインテグリティはあるのか』(共著 中央経済社 2023年)、『ランサムウェア攻撃 に関する論点・危機管理』(月刊監査役 2022年8月号)。

《企画監修》田路至弘 弁護士(岩田合同法律事務所 代表パートナー)

#### 開催日程等

●開催日程:2025 年 2 月 13 日(木)13 時~ 17 時 30 分(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月12日(水)

●受 講 料:38,500円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆契約業務担当者にとって契約実務の前提となる民法の理解は必須となります。しかしながら、基本であるにも かかわらず、膨大な条文数と構造の複雑さから、OJT で習得することは困難といわれます。
- また、民法を学んだ経験のある方でも、実務では慣習や特別法の対応に追われ、一般法である民法が実務ではどのように適用されているかを理解し、活用できている方は多くはないのではないでしょうか。
- ◆本講座では掲記テキストを用い、企業において契約業務を担当されている方を対象に、膨大な民法の知識を 現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、実例や判例を用いながら、現実の企業間の取引 に即して、かつ実際の取引の進行に従って解説を進めていきます。 ◆さらに、2020年4月の民法改正(債権法改正)の論点が、実務上どのような影響を及ぼすのか、普及し
- てきたリーガルテックをどのように取り入れたらよいかについても解説を加えたうえ、企業法全体の体系や契 約書作成上の注意点、紛争処理の流れについても適宜触れていきます。
- ◆新任担当者の皆様にも、民法の知識の整理・理解の場としてのご受講をお勧めします。
- ◆なお、当日は、講義の合間に会場参加者の皆様のご関心事や疑問などを伺いながら講義を進める予定です。
- ◆また、当日質問できなかった方のために事後質問を受付け、後日可能な範囲で回答動画を配信します。
- ※ テキストとして、企画監修者の著書『法務担当者のためのもう一度学ぶ民法(契約編)[第3版]』(商事法務、 2024年)を配付(無料贈呈)します。

#### 主要講義項目

#### 1 民法と契約の関係

- 民法を学ぶための必要なイメージ (物権と知財法は同じようなもの?)
- ② 企業法務の中の民法・契約 (担当者が意識すべきポイントはどこか?)
- 2 契約締結前の法律関係―契約実務に おける信義則(1条2項)の反映-
- ① 契約の存在意義 (なぜ契約書を作成するのか?)
- ② 契約準備段階の責任 (M&Aを題材に)
- ③ 契約交渉・契約書作成のテクニック (譲歩は最後の切り札)
- 3 契約における基本法理―法律行為を 中心に一
- ① 意思表示の理論(詐欺錯誤は実務頻出)
- ② 代理の理論(企業取引の当事者は誰か?)
- ③ 電磁的な方法による意思表示(メール・ Web・プラットフォーム等の場合を考えてみる)

- 4 契約の解釈と効力
- ① 契約の解釈とは何か (土壌汚染は契約不適合にあたるか?)
- ② 典型契約が契約の解釈に与える影響 (委任か請負かが勝敗を分ける)
- ③ 契約書作成のテクニック (ひな形の危険性、基本契約書の重要性)
- 5 契約の終了と履行強制
  - ① 契約解除の注意点 (契約書に記載があっても解除できない!?) 法定解除、約定解除、合意解除の各要件と 効果
  - ② 債務不履行の要件・効果 (「不履行」、「損害」、「因果関係」の要件に立 ちふさがるハードル!) 「不履行」の意義、損害賠償責任の規定と 実務
- ③ 裁判所の利用方法 (裁判所は利用しづらい?)

## 法務力ウンセリングの技術【大阪開催】 ~ケース・スタディを通じてカウンセリングのノウハウを習得する~

会場開催

#### セミナー概要

具体的な相談案件を素材として、法務担当者が法律相談業務(弁護士への相談依頼を含む)を遂行するうえで身に 付けておきたい法務カウンセリングの技法を解説。長年人気を博する実践的セミナーを大阪でも開催。

## 松本伸也 弁護士(丸の内総合法律事務所)

昭和 57 年 早稲田大学法学部卒、昭和 59 年 司法試験合格、昭和 62 年 司法修習修了(39 期)、同年弁護士登録、 平成 13 年 (株) インプレスホールディングス社外監査役 (現任)、平成 17 年~20 年 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官、平成 19 年 澁澤倉庫(株) 社外取締役 (現任)、平成 21 年~23 年 新司法試験考査委員 (民法)、平成 23 年 司法試験予備試験考査委員、同年公益財団法人キリン福祉財団理事(現任)、平成 25 年 大平洋金属 ( 株 ) 社外取締役(現

#### 開催日程等

●開催日程: 2025年3月3日(月)13時30分~17時(質疑応答込み) ●開催場所:大江ビル 13 階会議室(大阪府大阪市中央区農人橋 1 丁目 1-22)

員:20名(先着順) ●申込期限:2025年2月25日(火)

●受 講 料:38,500円(税込)/1名分

※ 本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。

※ 定員 20 名 (最少催行人数 10 名) となっておりますのでお早めにお申し込みください。

経営法友会会員には本講を特別割引価格(27,500円(税込))でご提供します。 備 秀欄に「経営法友会会員」と記載の上、お申し込みください。



#### 講座開設の趣旨

- ◆社内から寄せられる法律相談への対応は、法務部門として日常的に大きな比重を占める重要な仕事です。 法務担当者には、法律問題について悩みを抱えている、あるいは解決策を模索しているクライアントである社 内の諸部門からの相談に対し、常に最適な解決策や対応方針を提示できるような、カウンセラーとしての素養 を備えていることが期待されます。
- ◆しかし、このような素養は一朝一夕で身に付くものではなく、明確な目的意識といくつかの重要な指針を基礎 に置いて、主体的に日常の法律相談業務を積み重ねていくなかで獲得するものです。
- ◆さらに、高度に専門的な知見を必要とする案件について、弁護士に相談を依頼することも法務部門の主管業 務ですが、法務担当者には、社内クライアントと弁護士との単なる伝言板ではなく、会社の意図や実情、必 要な情報を弁護士に伝達するとともに、弁護士との間で専門的レベルでのコミュニケーションを的確に行い、弁護士と協働して解決策を見出していく主体的な役割が求められています。
- ◆そこで本講では、具体的な相談案件を素材として、法務担当者が法律相談業務(弁護士への相談依頼を含む) を遂行するうえで身に付けておきたい法務カウンセリングの技法を解説します。

(受講者には事前に設例を検討していただき、当日はディスカッションを交えて講義を進めます)

#### 主要講義項目

- 1 法務部に求められている役割と意識
- 2 法務部員が備えているべき資質・能力
- 3 法務カウンセリングの技術
- 4 ケース・スタディ(全4ケースを予定)

[設例]

産業廃棄物処理業者X社は、産業廃棄物処理施設を建設するには立地条件その他の理由から、甲 社の所有しているA土地が最適であると判断し、甲社に対し、当該土地を買いたい旨の申し入れを 

当該土地には土壌汚染があり、処理費用や責任問題もあることから、 を覚えていたが、X社は、土壌汚染は処理せずそのままの状態でよく、また、売買価格も市場価格でよいとの条件を提示してきた。

なお、当該土地の周辺には住宅はなく、反対する住民も存在しないものとする。但し、当該土地には、 土壌汚染対策法の適用の余地があるものとする。

[設例への相談事項]

- 本件の売却話を進める場合に留意すべき点はないか。 当該土地を市場価格で売却することは問題ないか。 この土地をX社に売却するとして、売買契約条項として特に盛り込むべき条件はどういう内容 が考えられるか。

### 「似ている、関連する条項・契約」の 相互関係・意味の基本知識と実務のポイント ~契約関係を立体的に理解する~

### セミナー概要

効率的で正確な業務遂行のために、契約実務でよく出会う「同じではないが、似ている、関連する条項間・契約間」 の相互関係等のしっかりした基礎理解を固める。

### 講師 遠藤元一 弁護士 (東京霞ヶ関法律事務所)

立教大学法学部 講師、日本ガバナンス研究学会 理事、日本公認会計士協会 倫理委員会有識者懇談会 委員、著作として、『第三者委員会報告書 30 選』(商事法務、共編著)、ビジネス法務「契約不適合責任をめぐる問題と対応方針」2021年12月号等。企業法務全般をてがけるが、契約法、倒産法、著作権・不正競争防止法、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス関連、危機管理対応、労働法(使用者側)、建築関連訴訟、ソフトウェア訴訟関連等。

### 開催日程等

●開催日程: 2025 年 3 月 4 日 (火) 14 時~ 17 時 (質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年3月3日(月)

●受 講 料:33,000円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆企業の法務担当者の方が契約レビュー業務に携わり始める場合、「同じではないが、似ている、関連するように見える条項」を目にしつつも、まずは個々の条項の個々の内容のレビューに注力し、そうした条項等の条項間・契約間の相互の関係等について正確な理解を持たないまま(若干曖昧な理解のまま)、当面の案件処理を行ってしまうことも、現実的には少なからずあるのではないでしょうか。
- ◆契約レビューについては、個別の条項の内容について丹念に理解・コメントするのももちろん重要ですが、「木を見て森を見ずにならないようにする」「契約関係の立体的で総体的な合意内容を理解する」所作も不可欠です。そのために必要な、契約実務で頻出し、よく出会う「同じではないが、似ている、関連する条項間・契約間」の相互関係等のしっかりした基礎理解を固めておくのは、ベテランから新任担当者まで幅広い法務パーソンにとって、効率的で正確な業務遂行のために有益であると思われます。
- ◆そこで、本セミナーでは、契約実務に経験の深い講師が、契約実務で頻出する例を取り上げて、上記のようなコンセプトのもと、わかりやすく、コンパクトに講義します。

- I はじめに〜契約条項間・契約間の相互関係に留意する必要性
- Ⅱ 秘密保持「条項」と秘密保持「契約」
  - ・なぜ別々に定めるのか、定める場合の留意点 ・関連して理解しておくことが望ましい一般条 項一完全合意条項、優先条項、存続条項等
- Ⅲ 損害賠償条項と違約金条項と補償条項
  - ・それぞれの意味と法的留意点
  - ・重複した規定を定めた場合の具体的適用場面
  - ・契約条項のうちある特定の約定についてのみ 損害賠償条項を規定することの功罪
- IV 約定解除条項と期限の利益喪失条項の定め方の関係性
  - ・解除事由と期限の利益喪失事由はパラレル(同一)がよいのか
  - ・条項の適用(発動場面)における重なり(倒 産法上の処理の基礎知識も含めて)
  - ・約定解除条項が法律上の法定解除規定をどこまでオーバーライドできるか

- ・裁判例で認められる不安の抗弁権と不安の抗 弁権規定を定める場合の留意点
- V 品質保証条項と契約不適合責任関連条項
- ・新法における契約類型に応じた契約不適合責 任条項の状況
- ・「品質保証条項というタイトルの」契約不適合 責任条項
- ・「契約不適合責任というタイトルの」品質保証 条項
- ・双方が定められている場合の具体的適用場面・その他:不適切なドラフティングの例
- VI 不可抗力条項と関連する条項
  - ・効果を追加・拡充した不可抗力条項
  - ・関連条項一価格調整条項、供給数量の調整(いわゆる pro-rating 条項)等

### 契約書レビューのスタートガイド [基礎編+実践編] ~チェックマニュアルを用いて実務に使えるフレームワークを身につける~

会場開催

#### セミナー概要

契約書レビュー初心者でも安心! 基礎知識から実務で役立つチェックポイント、修正ノウハウまでを丁寧に解説。実践的なマニュアルとケーススタディで、業務に活かせるフレームワークを習得します。

| 五島 洋 弁護士(弁護士法人飛翔法律事務所)[基礎編担当]

濱永健太 弁護士(同)[実践編担当] 吉田尚平 弁護士(同)[実践編担当]

### 開催日程等

●受講方法:基礎編= WEB 受講または会場受講/実践編=大阪会場受講または東京会場受講

●基礎編の配信期間:2025 年 2 月 14 日(金)~ 4 月 14 日(月)

※ 基礎編は収録当日(2月4日(火)15時~17時)に収録場所である 大阪会場でも受講いただけます(会場受講者にも後日収録動画を配信しま す)。ご希望の方は備考欄に「基礎編会場受講」の旨ご記載ください。

●実践編の開催日程:2025年 3 月 13 日(木)15 時~ 17 時 30 分[大阪会場]

2025年4月11日(金)15時~17時30分[東京会場]

※ 実践編は会場開催のみとなります(後日の収録動画配信はありません)。

●開催場所:[大阪会場] リファレンス大阪駅前第4ビル貸会議室(大阪市北区梅田1丁目 11 - 4 大阪駅前第 4 ビル 23F)

> [東京会場] 株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋 フロント3階)

●定 員:東京会場30名/大阪会場20名(先着順)

●受 講 料:49,500円(税込)/1名分 ●申込期限:2025年4月1日(火)

### 講座開設の趣旨

- ◆契約書のレビュー経験が浅い皆様においては、どのような視点で契約書を審査すればよいのか、また個別の 条項からどのようなリスクが想定されるのか、なかなかイメージが湧かない方も多いのではないでしょうか。
- ◆本講座では、まず〔基礎編〕で、契約書を審査する目的や契約書レビューに臨む上で押さえておくべきポイ ントを、業務で参照しやすいチェックマニュアル形式で解説します。
- ◆その上で〔実践編〕では、実際にチェックマニュアルを用いながら契約書のレビューを行い、実務に必要なフレー ムワーク(型)を身につけます。
- ◆契約書の基本知識から具体的なチェックポイント、修正の実践的なノウハウまで、経験豊富な講師が丁寧に 指導します。〔実践編〕では、ケーススタディを用いたグループディスカッションを通して、学んだ知識をすぐ に業務で活用できる力を養います。契約書レビューの勘所がわからずお悩みの方や、レビューの質を高めた い方に最適な内容です。

### 主要講義項目

### 【基礎編】

実践編で取り上げる売買基本契約書及び業務委 託契約書に関するものも含めて、契約書に関する 基礎知識・契約書の作成方法やレビューの仕方を 説明し、基本的な条項のチェックポイントも説明し

- 1 会社を紛争から守る「予防法務」の要は契約書
- 2 契約書に関する基礎知識
  - ・基本的な用語
  - ・収入印紙とその節減
  - ・実務的な疑問点と回答
- 3 契約書の作成及びレビュー
  - ・契約書を自社作成するメリット
  - ・契約書の自社作成とポイント
  - ・相手方から提示された契約書のレビューとポ
  - ・弁護士による確認(リーガルチェック)のポ イント
- 4 主な契約条項のチェックポイント

「検収」「不合格品の管理」「支払」「任意解約」「解 除」「損害賠償」「管轄裁判所」その他

### 【実践編】

売買基本契約書及び業務委託契約書を題材とし たグループディスカッションを含む演習を含む講 義を行います。

- 1 はじめに
- 2 「売買基本契約書」を題材とした契約書チェッ クの演習
- (1) 事案説明
- (2) 各自検討
- (3) グループディスカッション
- (4) 各グループによる発表
- (5) 講師によるポイント解説
- 3「業務委託契約書」を題材とした契約書チェッ クの演習
- (1) 事案説明
- (2) 各自検討
- (3) グループディスカッション
- (4) 各グループによる発表
- (5) 講師によるポイント解説
- 4 質疑応答

※ 本セミナーの参考資料として、弁護士法人飛翔法 律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』 (商事法務、2024年)を配付(無料贈呈)します。



## 契約審査における税務の勘所 ~ 印紙税・消費税を題材として~

### セミナー概要

契約審査において留意すべき税務リスクについて、印紙税と消費税を題材に、税務初心者の法務・総務担当者の方にもわかりやすく基礎から解説。

### 講義時間:約3時間

### 要田雄飛 弁護士・税理士 (弁護士法人北浜法律事務所)・元国税審判官

2008年京都大学法学部卒業、2010年京都大学法科大学院修了。2011年弁護士登録。2012年~2016年三宅坂総合法律事務所、2016年~2019年東京国税不服審判所(国税審判官)を経て、2019年北浜法律事務所入所。現在、同事務所パートナー弁護士。

著作に、『対話でわかる租税「法律家」入門』(共著、中央経済社、2024)のほか、「転売目的でなされた居住用賃貸建物取得の仕入税額控除を巡って」(税経通信 78 巻 7 号 83 頁)、「対談 消費税争訟事案の現状と展望」(T & Amaster1010 号 1 頁)、「M & A 準備中の非上場株式の相続税評価(東京地判令和 6・1・18)」(NBL1267 号 35 頁)等。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年11月28日(木)10時~2025年2月3日(月)17時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年1月27日(月)●受講料:33,000円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆「税務」の判断に当たって「法務」の知見の重要性が高まっています。従来の課税実務では取引等の経済 的実質が重視される傾向にありましたが、近年の裁判例においては「課税は原則として私法上の法律関係に 即して行われるべき」という考え方が定着し、課税当局も、課税の前提となる法律関係の検討を重視し、そ のための審査体制を強化しています。
- ◆企業においても、課税関係を正しく判断し、課税リスクに適切に対処するためには、法務部門が、契約審査等に際し課税への影響を理解した上で法律関係を検討するとともに、経理部門と法務部門とが連携して課税関係について判断することが重要となっています。
- ◆本講義では、課税要件と法律関係の結びつきが特に強い印紙税と消費税について、課税要件の基本と典型 的な課税事例を解説し、契約書に付随する課税リスクとその対策の勘所をつかんでいただくことを目指します。

- Ⅰ 「税務」の判断における「法務」の知見の重要性
- Ⅱ 印紙税の勘所
  - 1 課税要件
  - 2 典型的な課税事例の解説
  - 3 課否判定の誤りの主な要因と対策
- Ⅲ 消費税の勘所
  - 1 消費税の仕組みと課税要件
  - 2 典型的な課税事例の解説
  - 3 インボイス制度と法務部の役割
  - 4 課税リスクへの対策

# 基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方 (全3講) WEB配信 ~担当者に必須の実用知識を重点集中解説~

### セミナー概要

業務に直結するポイントを重点的に解説し、裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、AI契約書レビューサービスや ChatGPT 等の近時のトピックについても適宜取り上げ、担当者に求められるリーガルマインド(法的なものの考え方)の向上を目指す。

講義時間:約12時間

### 講師 太田大三 弁護士(丸の内総合法律事務所)

平成3年私立武蔵高等学校卒。平成8年東京大学経済学部経済学科卒。平成8年司法試験合格。平成9年東京大学経済学部経営学科卒。平成11年司法修習終了(51期)。平成11年弁護士登録。平成15年経済産業省特許庁法制専門官。平成18年弁理士登録。令和元年株式会社デコルテ(現株式会社デコルテ・ホールディングス)社外監査役(現任)。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年11月1日(金)10時~2025年2月7日(金)17時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年1月24日(金)●受講料:66,000円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆契約書の管理業務(プランニング、起草、審査、交渉、締結、改訂等)に携わる実務担当者が身に付けて おかなければならない法律上・実務上の基礎知識は、きわめて多岐に亘ります。しかし、それらを短時間の うちに効率良く学ぶことのできる機会は、意外と少ないのが実情のようです。
- ◆そこで、本講座は、多忙な実務担当者の皆様が、契約書の管理業務の遂行に必須の基礎知識を、集中的に、 また、過不足なく習得していただけるよう、全3講・計12時間のプログラムをご提供しています。
- ◆講義は、実用知識の習得を眼目とし、実際の業務に直結するポイントを重点的に解説するとともに、実務の 裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、担当者に求められるリーガルマインド(法的なものの 考え方)の向上を目指します。

### 主要講義項目

### 第1講 契約・契約書の基礎知識

- 1「契約」とは、「契約書」とは何か
- 2 なぜ、「契約書」を作らなければならないのか一契約書の意味
- 3 「契約書」における文言はどのように解釈されるのか
- 4 契約書の形式(その1) 本文以外の形式等
- 5 契約書の形式(その2)署名・記名押印
- 6 契約書の形式(その3)約款について
- 7 契約書の形式(その4)電子契約について
- 8 契約書の内容 契約書に記載したことは全て効力を発するのか
- 9 契約の内容に「執行力」をもたらすためには

### 第2講 契約書の作り方・読み方(総論)

1 各種の契約書における条項の基本的な構成 イメージ

- 2 「何をするのか」・・・当事者それぞれの履行すべき内容に関する条項の例
- 3 主として契約の効力の存続に関する条項の例
- 4 主として何らかの問題が生じる場合に備える条項の例
- 5 その他の一般条項の例
- 6 具体的な条項の作成にあたって

### 第3講 契約書の作り方・読み方(各論)

- 1 売買契約と売買契約書
- 2 (売買)取引基本契約と取引基本契約書
- 3 不動産賃貸借契約と賃貸借契約書
- 4 業務委託契約(システム開発委託契約を含む)とその契約書
- 5 ライセンス契約とライセンス契約書
- 6 秘密保持契約と秘密保持契約書

### 法務スタッフのための 「これだけは知っておきたい」ポイント解説 〔契約編〕

#### セミナー概要

日常取り扱うことの多い売買契約や業務委託契約等の契約条項において、法律上、実務上の基礎知識を整理した上で、知的財産、M&Aをめぐる契約上の留意点も取り上げ、具体的・実践的なスキルを解説。

講義時間:約3時間×3講

上村哲史 弁護士 (森・濱田松本法律事務所) [第Ⅱ講] 藤田知也 弁護士 (森・濱田松本法律事務所) [第Ⅲ講]

企画監修 藤原総一郎 弁護士 (森・濱田松本法律事務所)

### 視聴期間等

●視聴期間: 第I講 2024年7月26日(金)10時~2025年3月10日(月)17時

第Ⅲ講 2024 年 8 月 9 日(金) 10 時~ 2025 年 3 月 10 日(月) 17 時 第Ⅲ講 2024 年 8 月 30 日(金) 10 時~ 2025 年 3 月 10 日(月) 17 時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年3月3日(月)●受講料:66,000円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆法務スタッフとして、契約の作成、審査等の業務に関する一般的知識を身に付けておくことの重要性はいうまでもないところですが、個別・具体的な場面において取引類型や取引実態に応じた契約条項となっているか、過不足なく適切な契約書面になっているかどうかをチェックし、会社にとってのリスクを的確に把握して、想定されるさまざまなリスクに対応した内容の契約書に仕上げることができるかどうかは、その後のリスクマネジメント上も大きなポイントになります。
- ◆日常取り扱うことの多い売買契約や業務委託契約等の契約条項において、法律上、実務上の基礎知識を整理し、実務において有用かつ実践的な契約文言案等を習得していただいた上で、とくに最近問題が多く見受けられる知的財産、M&Aをめぐる契約上の留意点もそれぞれ取り上げ、具体的・実践的なスキルを身につけていただけるよう、解説します。 〈セット申込〉
- ※ 〔紛争編〕と合わせてお申し込みいただくと割引セット価格でご受講いただけます (契約編 66,000 円+紛争編 33,000 円⇒セット価格 88,000 円)。

## 

### 主要講義項目

### 第 I 講 契約条項の基本と実務

- 1 契約とは
- (1) 契約書を作成する意義
- (2) 紛争と契約
- 2 契約の基本条項の検討(売買基本契約を例として)
  - (1) 総論(契約書審査の視点)
- (2) 契約不適合に関する条項
- 3 担保の取得
- (1) 動産譲渡担保
- (2) 債権譲渡担保
- 4 契約類型毎の留意点とチェックポイント
  - (1) 業務委託契約
- (2) 不動産賃貸借契約

### 第Ⅱ講 知的財産権に関する契約条項の基本 と実務

- 1 知的財産権に関する契約の基礎知識
- 2 契約類型毎の問題となりやすい契約条項と実務 対応
  - ① 秘密保持契約
  - ② ライセンス契約
  - ③ 共同研究契約
- ④ ソフトウエア開発委託契約

### 第Ⅲ講 M&Aにおける契約条項の基本と実務

- 1 M&Aとは何か
- 2 株式譲渡契約~非上場会社の買収を念頭に置いて~
- 3 株主間契約〜ジョイントベンチャーの運営を念頭 に置いて〜

### 訴訟の「手続」ではなく「本質」を学ぶ! ~訴訟を主体的にハンドリングできる法務パーソンになるために~

会場開催

#### セミナー概要

訴訟対応を弁護士任せにせず、主体的・自律的にハンドリングするために知っておくべき訴訟の「本質」を経験豊富 な講師が伝授。法務パーソンが訴訟対応を通じて価値貢献するためのエッセンスを凝縮。

### 關於 武井祐生 弁護士 (弁護士法人 御堂筋法律事務所)

06 年京都大学法学部卒業、08 年京都大学法科大学院修了、09 年弁護士登録。訴訟・紛争解決分野に特に強みを有する御堂筋法律事務所にてパートナーを務め、弁護士登録後一貫して、多種多様な訴訟に数多く携わってきた。独占禁止法関連の訴訟や、特許侵害訴訟、システム開発訴訟、PL 責任に基づく損害賠償請求訴訟、株主代表訴訟、発電所建設 稼働差止訴訟、CO2 削減請求訴訟など専門性の高い訴訟なども手掛け、豊富な経験を有する。

#### 開催日程等

●開催日程:2025 年 3 月 19 日(水)15 時~ 17 時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●申込期限:2025年3月18日(火) 員:40名(先着順)

●受 講 料:27,500円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆訴訟対応における法務担当者の役割とは? 法務担当者は、弁護士を選任し、事実調査・資料収集をサポー トするなど、全体のコーディネーターとして重要な役割を果たしますが、訴訟の「中身」については弁護士に 任せきりになることも少なくありません。しかし、法務担当者としても、訴訟の勘所を自ら理解し、争点や構造を理解しポイントを押さえた適切なコーディネートをしつつ、訴訟の「中身」についても、状況を正確に理解しながら主体的・自律的にハンドリングし独自に価値貢献することが期待されます。そのためには、訴訟の 「手続」ばかりではなく、訴訟対応の「要点・勘所」を理解することが必要です。
- ◆では、良い訴訟対応とは何か? 訴訟では、勝ち負けの結果がわかるのみで、追行過程について解説がさ れることはありません。本来なら勝てた事案に負けたのか、負け事案を勝ちに持っていけたのか、和解をした 方がよかったのか、より有利な和解はあり得たのか、訴訟終了後も正解は明かされません。
- ◆依頼した弁護士の仕事ぶりも結果の良し悪しも正確に評価できないまま、何となく終わっていくという経験を された法務担当者も多いのではないでしょうか。それは、「訴訟は水物」と言われるように、訴訟には一つと して同じものはなく、千差万別な事案や証拠状況、更には裁判官によっても左右されるため、正解がわかり づらい(あるいは、そもそもない)からです。
- ◆しかし、多くの訴訟に通底する「勘所」はたしかに存在します。本講座では、訴訟の「本質」を立体的に理 解いただくことを狙いとし、訴訟の勘所・要点を解説するとともに、自社に有利な解決へと導くための、各手 続段階における実務的な要点を解説します。

### 主要講義項目

### I はじめに

- 1 良い訴訟対応とは何か?
- 2 訴訟における法務担当者の役割とは?3 訴訟における獲得目標とは?
- 4 訴訟対応は、初動が最重要である!
  - (1) 勝つ見込みの分析
- (2) 訴訟の対応方針の決定

### Ⅱ 勝つ見込みの分析

- 何が訴訟の勝敗を決するのか?
- 「動かし難い核となる事実」を見つけ出す
- 3「動かし難い核となる事実」(点)をストーリー (線)で繋ぐ
- スジとスワリ
- 5 企業訴訟の種類と特徴

### Ⅲ 訴訟への初動対応

- 訴訟を提起された場合
- 訴訟を提起する場合
- 3 弁護士を選ぶ

- 4 情報の収集(事実関係の調査)と資料の収集
- ストーリーの構築と法的構成の決定 最初の書面(訴状・答弁書)の作成
- 証拠の選択

### IV その後の訴訟対応

- 準備書面の作成
- 書証の申出
- 期日への対応 3
- 証人尋問

### V 訴訟の終了

- 1 和解
- 判決
- 判決後の対応

### 法務スタッフのための 「これだけは知っておきたい」 ポイント解説 〔紛争編〕 〜紛争事例で考える契約条項〜

### セミナー概要

契約条項がどのような主張の根拠となるのか、また、紛争の予防もしくは紛争になった場合に交渉を有利に進める ためにはどのような契約条項が望ましいのかについて講師と受講者の対話も交えながら解説。

講義時間:約3時間

嬲 上村哲史 弁護士(森・濱田松本法律事務所)

藤田知也 弁護士(森・濱田松本法律事務所) 片桐 大 弁護士(森・濱田松本法律事務所)

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2025年1月8日(水)10時~2025年3月10日(月)17時 ●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年3月3日(月) ●受 講 料:33,000円(税込)/1名分 〈申込画面〉



### 講座開設の趣旨

- ◆ビジネス・ロー・スクールでは、2012 年から、「法務スタッフのための『これだけは知っておきたい』ポイン ト解説〔契約編〕」と題して、日常取り扱うことの多い契約条項の基本と実務、知的財産、M&Aをめぐる契 約上の留意点等について、全3講・計9時間の研修講座を開催しています。
- ◆本講座は、その続編として、〔契約編〕で取り上げた論点の中からさらに深掘りして、具体的な事例を通じて 問題となる契約条項を検討します。
- ◆契約条項がどのような主張の根拠となるのか、また、紛争の予防もしくは紛争になった場合に交渉を有利に 進めるためにはどのような契約条項が望ましいのかについて、講師・受講者相互の対話を交えながら講義を 進めます。

※ 〔契約編〕と合わせてお申し込みいただくと割引セット価格でご受講いただけます (契約編66,000円+紛争編33,000円⇒セット価格88,000円)。



- 1 一般的な商取引契約(売買・業務委託 3 M&Aに関する契約条項 等)に関する契約条項

  - ・契約不適合責任
  - · 債務不履行責任
  - ・損害賠償責任
  - ・解除・中途解約
- 2 知的財産権に関する契約条項
  - ・秘密保持義務
  - ・ライセンスの範囲・条件
  - ・権利の帰属
  - ・保証・補償
  - ・損害賠償責任

- ・株式譲渡契約
- ・株主間契約
- 議決権拘束契約 株主間契約違反時の責任追及 プットオプション・コールオプション

### サイバーリスクの基本的な考え方と実務対応上の留意点 ~ 『金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン』を踏まえて~

会場開催

#### セミナー概要

「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえてサイバーリスクの基本的な考え方と実務対応上の留意点について解説(会場開催 + zoom ウェビナーによる LIVE 配信)。

### 期 山岡裕明 弁護士 (八雲法律事務所)

University of California, Berkeley, School of Information 修了 (Master of Information and Cybersecurity(修士))。内閣サイバーセキュリティセンター(NISC) タスクフォース構成員(2019~20、21~22)。「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」構成員(2024)。主な編著として「実務解説 サイバーセキュリティ法」(中央経済社 2023 年)

#### 開催日程等

●開催日程: 2025 年 1 月 30 日 (木) 15 時~ 17 時 (質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

+ LIVE 配信(zoom のウェビナー機能にて開催)

●会場定員:40名(先着順)

●オンデマンド配信:2025年2月14日(金)10時~2025年4月15日(火)17時

●申込期限: 2025年4月8日(火) ●受講料: 19,800円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆ 2024 年 10 月 4 日に「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」が公表され、金融機関として本格的にサイバーセキュリティに取り組むことが要請されました。
- ◆サイバーセキュリティは、技術的取り組みを中心としつつも、ガバナンスの問題として組織的に取り組むことが 重要となります。このことは同ガイドラインにおいて「一般的な3線防衛態勢(業務部門、リスク管理部門及 び内部監査部門)の下、サイバーセキュリティに関する各部門の役割分担の明確化や外部専門家を利用した 検証の 仕組みを構築すること」と記載されていることからも分かります。
- ◆そこで、本講座では、企業のサイバーセキュリティ支援において豊富な実務経験を有する山岡裕明弁護士から、 ガイドラインを踏まえて、サイバーリスクの基本的な考え方と実務対応上の留意点について解説を行います。
- ◆本講は、金融機関を主な対象としたセミナーとなっておりますが、金融機関以外の企業の方にも参考となる内容となっております。ぜひ、ご受講をご検討ください。
- ※ 本講では、LIVE 配信受講+後日のオンデマンド配信受講を前提とした法人申込を受け付けています。 法人申込では同一法人内であれば何名でもご受講いただけます (1社 33,000 円 (税込))。また、法人申込では「コーポレートガバナンスに関する実務講座 (全 10 講セット)」受講企業のための割引価格もご用意しています。

- I サイバーセキュリティガイドライン
- Ⅱ サイバーリスクの実態
- 1 ランサムウェア攻撃の被害実態と近時の傾向
- 2 ランサムウェア攻撃による被害事例
- 3 ランサムウェアにより変容するサイバーリスク
- 4 ランサムウェアの増加の背景
- 5 サイバー攻撃対策
- 6 サイバーセキュリティに関する経営層の責任
- Ⅲ 委託先のサイバーリスク
- 1 委託先のサイバーリスク
- 2 クラウド型のサイバーリスク
- 3 取引先とのサイバーセキュリティ紛争

### 講師の実体験から学ぶ半グレ対応 〜毅然とした態度で臨むための心得と備え〜

#### セミナー概要

長年、反社会的勢力対応に携わってきた講師が、実体験をもとに具体的な半グレ対応の方法や心得を伝授。

講義時間:約1時間30分

### 講師紹介

### 森原憲司 弁護士 (森原憲司法律事務所)

1992年10月司法試験合格、1993年4月司法研修所入所(47期)、1995年4月弁護士登録(東京弁護士会所属)・ 虎門中央法律事務所入所。2000年9月アフラック企業内弁護士(2001年4月より法務部長兼務、2005年9月退 社まで)。

2005年10月森原憲司法律事務所開設。

主著として『内部通報制度調査担当者必携』(経済法令研究会、2020年)、『金融機関の反社取引出口対応』(経済法令研究会、2014年)、『苦情・クレーム対応とコンプライアンス―CS主義の実践』(経済法令研究会、2009年)、『反社会的勢力対策とコンプライアンス―CSR主義の実践』(経済法令研究会、2009年)

メディア出演として TBS 「報道特集」にて名古屋でも講演の密着取材、「ひるおび」にてコメンテーターとして登壇のほか、 YouTube 「本気の内部通報制度 好事例紹介 伊予銀行」にて動画公開中。

#### 視聴期間等

●視聴期間:2024 年 12 月 20 日(金)10 時~2025 年 2 月 20 日(木)17 時 ●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年2月13日(木)●受講料:22,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆暴力団については、暴力団対策法(暴対法)及び暴力団排除条例に準拠した厳格な関係遮断が各企業において進められているところです。一方、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けています。いわゆる「半グレ」と称される反社会的勢力です。
- ◆しかし「半グレ」と呼ばれる存在は、法律や条例の間隙をぬって世の中に巧妙に潜んでいるのが実情です。 反社会的勢力との関係遮断が求められる企業としては、半グレとの関係遮断も当然に重要な課題として位置 付けるべき課題ですが、実際に何ができるのか?どこまでやればよいのか?といったことがよくわからない企 業も少なくありません。
- ◆本セミナーでは、長年、反社会的勢力対応に携わってきた講師が、実体験をもとに具体的な半グレ対応の方法や心得をお伝えします。

### 主要講義項目

- I 反社会的勢力という概念は機能していない
- 1 反社会的勢力の定義も反社会的勢力の公的認定機関も存在しない
- 2 不明確な反社会的勢力との関係遮断をどのように行っていけばいいのか?
- 3 大手銀行の事件を反社対応を誤った事件で片付けてよいのか?

### Ⅱ 半グレ対応の実態

- 1 暴力団構成員が激減する中で台頭する半グレ
- 2 半グレの活動領域は首都圏から全国主要都市へ
- 3 半グレに対して暴力団排除条項を適用することが難しい理由
- 4 反社会的勢力との関係遮断は暴力団排除条項が全てではない
- 5 半グレが取引先の役員になったときにどのように対応すべきか

### 先例から学ぶ 企業不祥事への備え (全 12 回) ~ 『企業不祥事インデックス』を紐解きながら~

WEB配信

#### セミナー概要

過去の不祥事事案 167 件のエッセンスをまとめた『企業不祥事インデックス〔第3版〕』を用いて、これらの事案を 紐解きながら、全12 回の連続セミナーで種々のタイプの不祥事事案を網羅的かつコンパクトに理解していただける よう、経験豊富な執筆陣が解説。 講義時間: 各回約1時間

上谷佳宏 弁護士(弁護士法人東町法律事務所代表社員)※

竹内 朗 弁護士・公認不正検査士 (プロアクト法律事務所代表) ※

上村 剛 弁護士・公認不正検査士(東京丸の内法律事務所パートナー)※ 他

※『企業不祥事インデックス〔第3版〕』の編者。その他の講師については商事法務 HP のセミナー案内を参照ください。

#### 視聴期間等

●視聴期間:2024年11月1日(金)10時~2025年4月30日(水)17時 ●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025 年 4 月 16 日(水) ●受 講 料:132,000 円(税込)/ 1 社

※ お申し込み1口に対し、人数制限なく何名でも視聴いただくことができます(ただし同一法人内に限る)。

※ 参考資料として、『企業不祥事インデックス [第 3 版]』(商事法務、2024 年)を 1 冊無料贈呈します。 2 冊目以降ご希望の方は、1冊目の無料贈呈書籍の送付時に同封する割引チラシよりお申し込みください。1割引価格(送料別)でご提供します。

〈申込画面〉



### 講座開設の趣旨

◆「コンプライアンス」や「コーポレートガバナンス」という言葉が企業に浸透する一方で、近年も検査不正など、様々な不祥事が発生し、企業経営に重大な影響を与えています。2015年以降のコーポレートガバナンスの進展や取締役会の機能強化の流れに伴い、不祥事に対する企業の対応にも大きな変化が見られます。

◆そのように目まぐるしく変化する不祥事対応の時流の中で、あるべき有事対応とはどのようなものか、それを踏まえて 平時からどのような備えをしておくべきか、悩むことが多いのではないでしょうか。その観点からすると、過去の不祥 事事案は、それらを教えてくれる最良の教材、すなわち、有効活用すべき公共財であると言えます。

◆そこで、本セミナーでは、過去の不祥事事案 167 件のエッセンスをまとめた書籍『企業不祥事インデックス 〔第 3 版〕』 (商事法務、2024 年)を用いて、これらの事案を紐解きながら、全 12 回の連続セミナーで種々のタイプの不祥事事 案を網羅的かつコンパクトに理解していただけるよう、経験豊富な同書執筆陣が解説します。

案を網羅的かつコンパクトに理解していただけるよう、経験豊富な同書執筆陣が解説します。 ◆法務・コンプライアンス部門、内部監査部門など、ビジネスパーソンにとって最適なガイドとして、また、実際に発生してしまった不祥事の対応や今後の不祥事予防と発見の参考として、お役立てていただけるセミナーです。

### 主要講義項目

第1回 製品事故・品質偽装・検査不正

講師:名倉大貴 弁護士(弁護士法人東町法律事務所)

第2回 情報セキュリティ

講師:虎頭信宏 弁護士(弁護士法人東町法律事務所

第3回 公正取引

講師:木下雅之 弁護士(弁護士法人東町法律事務所)

第4回金融

講師:大野徹也 弁護士・公認不正検査士 (霽月法律事務所)

第5回 労働・ハラスメント

講師:上村 剛 弁護士・公認不正検査士(東京丸の内法律事務所)

第6回 不正会計・不実開示

講師:河江健史 公認会計士(河江健史会計事務所)

第7回 インサイダー取引等

講師:中西和幸 弁護士・公認不正検査士(田辺総合法律事務所)

第8回 反社会的勢力

講師: 竹内 朗 弁護士・公認不正検査士 (プロアクト法律事務所)

第9回 偽装・不当表示

講師:渡邉敦子 弁護士(渡邉綜合法律事務所) 講師:近藤素子 弁護士(弁護士法人東町法律事務所

第 10 回 交通

講師:菊地将人 弁護士(石本哲敏法律事務所)

第11回 賄賂・腐敗

講師:中村規代実 弁護士(オリゾン法律事務所)

講師:日野真太郎 弁護士(弁護士法人北浜法律事務所)

第 12 回 ガバナンス不全

講師:上谷佳宏 弁護士(弁護士法人東町法律事務所)

### 個人情報関連法令の総ざらい ~ケーススタディに基づいて~

### セミナー概要

ケーススタディも交えながら、適用される個人情報関連の法令を具体的に解説。

### 關於 影島広泰 弁護士 (牛島総合法律事務所)

ー橋大学法学部卒業。2003 年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『法律家・法務担当者のための IT 技術用語辞典〔第 2 版〕』(商事法務、2021)、『これで安心! 個人情報保護・マイナンバー〔新版〕』(日本経済新聞出版、2022)ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2023 の「TMT (技術、メディア及び通信)」で Leading individuals。

### 開催日程等

●開催日程: 2025年1月24日(金)14時~17時30分(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年1月23日(木)

●受 講 料:33,000円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆個人情報の取扱いに関する案件を検討する際、個人情報保護法以外にどのような法令が問題となるのかがよ く分からないとの声を聞きます。
- ◆本セミナーでは、個人情報に関する案件を検討する際に問題となり得る法令やガイドラインのポイントを、ケーススタディをベースとして総ざらいします。
- ※本セミナーは、昨年ご好評頂いた「個人情報関連の法務相談でチェックすべき法令総ざらい」(2023 年 12 月 15 日) を再構成したものです。
- ※参考資料として、上記セミナーをきっかけに刊行した『個人情報関連法令スピードチェック』(商事法務、 2024年)を1冊無料贈呈します。

### 主要講義項目

### 第1章 一般的に適用される法令

- Case 1:顧客に向けてダイレクト メールを送信する場合
  - ①電気通信事業法
  - ②特定商取引法
    - ・通信販売
  - ③消費者契約法
- ④特定電子メール法
- ⑤民法の定型約款
- ⑥個人情報保護法(マイナンバー 法)
- ⑦刑事罰があるもの
- Case 2:位置情報を使ったマーケティングを行う場合
- ①独占禁止法
  - ・優越的地位の濫用
  - 特定デジタルプラットフォーム透明化法
- ②プライバシー権・肖像権(不法行為)

### 第2章 労務・人事分野

- Case 3:採用応募者のリファレンス・チェックを行う場合
- ①職業安定法
- Case 4:従業員の感染症に関する情報を社内で共有する場合
- ②労働安全衛生法
- Case 5: 従業員のモニタリング を行う場合

### 第3章 金融分野

- Case 6: 金融機関に対して IT サービスを提供する場合
- ①個人情報保護法の金融分野ガイドライン
- ②安全管理措置等実務士心
- ③金融庁の監督指針
- ④ FISC 安全対策基準

### 第4章 ヘルスケア・医療分野

- Case 7: スマートウォッチの生体 情報を使ってサービス提供す る場合
  - ①個人情報保護法の医療分野ガイダンス
- ②経済産業分野のうち個人遺伝 情報を用いた事業分野におけ る個人情報保護ガイドライン
- ③次世代医療基板法
- ④薬機法
- ⑤各種倫理指針
- ⑥3省2ガイドライン
  - ・医療情報安全管理ガイドライン・医療情報を取り扱う情報システ
- ・ 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン
- ⑦民間 PHR 事業者による健診 等情報の取扱いに関する基本 的指針

### 3時間でわかる 利用規約・プライバシーポリシーの作成・見直しの実務ポイント

#### セミナー概要

利用規約やプライバシーポリシーの作成・見直しをそれぞれのシーンごとコンパクトに解説。

### 競 殿村桂司 弁護士(長島・大野・常松法律事務所)

2004年京都大学法学部卒業、2006年京都大学法科大学院修了、2007年弁護士登録(2014年再登録)、2013年 Columbia Law School 卒業(LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar)、2013年~2014年Kirkland & Ellis (Chicago) 勤務。

主要な著書・論文:『日米欧 個人情報保護・データプロテクションの国際実務』(共著。商事法務、2017年)、『詳説・カーブアウト M&A』(共著。商事法務、2023年)。

### 水越政輝 弁護士(長島・大野・常松法律事務所)

2009 年中央大学法学部卒業、2011 年弁護士登録、2017 年 Columbia Law School 卒業(LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar)、2017 年~2018 年 Covington & Burling LLP(Washington, D.C.)勤務 主要な著書・論文:「GDPR の最新実務動向」 NBL 連載 (共著)、『LegalTech』(共著。金融財政事情研究会、2020 年)、『Q&A 民法改正の要点 企業契約の新法対応 50 のツボ』(共著。日本経済新聞社、2017 年)

#### 開催日程等

●開催日程: 2025年2月25日(火)13時30分~17時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月21日(金)

●受 講 料:33,000円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆物品の売買、金融取引、音楽や映像データの提供などの様々な分野において、オンラインサービスが人々の日常生活に欠かせないものとなり、その取引条件を定める利用規約の重要性は増しており、それに伴い、重要な立法や法改正が相次いでいます。また、個人情報保護の分野においても、個人情報の利活用と保護のバランスを踏まえた議論の進展が目覚ましく、プライバシーポリシーの内容も、大きく変容しています。そして、国際的な取引においては、域外適用の問題や国際私法のルールとの関係で、検討事項は更に複雑化しています。
- ◆このような状況の中で、自社が提供するサービスに適切かつ必要な内容の利用規約やプライバシーポリシーを作成することは必ずしも容易な作業ではありません。また、既存の利用規約やプライバシーポリシーを見直すに当たっても、どのようなタイミングでどのような見直しをすべきかわからない、といった悩みを抱えている企業のご担当者も多いのではないでしょうか。
- ◆この講座では、近時の法改正の動向等も交えながら、利用規約とプライバシーポリシーのそれぞれについて、 新規作成時及び見直し時における実務上のポイントを基本から解説し、書籍『利用規約・プライバシーポリシー の作成・解釈 国内取引・国際取引を踏まえて』(商事法務・2023年)とあわせて、社内での利用規約及 びプライバシーポリシーの作成・改訂作業に役立てていただくことを目的としています。

### 主要講義項目

### I 利用規約の新規作成

- 1 利用規約の必要件
- 2 利用規約に関する主要な法規制の概観
- 3 定型約款
- 4 利用規約の構成
- 5 国際取引を踏まえた考慮
- 6 利用規約の新規作成時のプロセス

### Ⅱ プライバシーポリシーの新規作成

- 1 プライバシーポリシーの目的・機能
- 2 プライバシーポリシーの構成
- 3 作成のための事前準備
- 4 プライバシーポリシーの主要な項目
- 5 クッキー情報の取扱い
- 6 国際取引を踏まえた考慮

### Ⅲ 利用規約の見直し

- 1 利用規約の見直しを検討するタイミング
- 2 定型約款の変更要件
- 3 利用規約の見直し時のプロセス

### IV プライバシーポリシーの見直し

- 1 プライバシーポリシーの見直しを検討する タイミング
- 2 プライバシーポリシーの見直しを検討する項目
- 3 プライバシーポリシーの変更方法
- ※ テキストとして、講師の著書『利用規約・プライバシーポリシーの作成・解釈』(商事法務、2023年6月)を配付(無料贈呈)します。

### 3 時間で分かる 個人情報保護法の基礎と実務

#### セミナー概要

個人情報保護法の考え方から説き起こし、法律が想定している場面の中で、実務上どのように対応すればよいかを 身につけられるように具体的に解説。

講義時間:約3時間

### 講師紹介

### 影島広泰 弁護士 (牛島総合法律事務所)

ー橋大学法学部卒業。2003 年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『法律家・法務担当者のための IT 技術用語辞典〔第 2 版〕』(商事法務、2021)、『これで安心! 個人情報保護・マイナンバー〔新版〕』(日本経済新聞出版、2022)ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2023 の「TMT (技術、メディア及び通信)」で Leading individuals。

#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年11月18日(月)10時~2025年1月31日(金)17時

●視聴方法: Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年1月24日(金)●受講料:33,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆個人情報保護法は、BtoC 企業のみならず BtoB 企業にとっても、企業が事業を営む上で必ず接することになる規制の一つです。ビジネスそのものの対象ではないとしても、従業員や取引先とのかかわりの中でも守るベきルールです。さらに、企業が保有するデータをビジネスに利活用する動きが近年特に高まっていますが、データの代表格としても個人情報がまず意識されるでしょう。
- ◆この講座では、個人情報保護法というルールを守り、データとしての個人情報の有用性を発揮していくためのポイントを掴んでいただくことを目的としています。まずその軸として理解しておきたい基本の考え方から説き起こし、法律が想定している場面の中で実際にどのように対応すればよいのかをイメージいただけるところまで解説します。
- ◆グローバル社会の中での価値観や技術などの変化に伴い、「個人情報」と日本語で呼ばれるデータをめぐる ルールは今後も進展していくものです。この講座を通じて、変化にキャッチアップできるようなしっかりとした 基礎を身につけましょう。

### 主要講義項目

### I 個人情報保護法とは

- 1 そもそも何のためのルールか~有用性に配慮し つつ、個人の権利利益を保護~
- 2 押さえておきたいキーワード~「個人情報」とは、 「個人データ」とは~
- 3 いわゆる「プライバシー」との違い
- 4 個人情報保護委員会とは
- 5 国際的なルールとの関係、日本の独自性
- 6 個人情報保護法と併せて守るべきルール

### Ⅱ 場面でわかるチェックポイント

- 1「取得」の場面
- ・利用目的の特定と通知等~閲覧履歴を分析して広告を出す場合~
- ・利用目的の変更~ダイレクトメール目的を後から追加 できるか~
- ・不適正取得~提供元が同意を得ていないのに取得したら違法か~

### 2「利用」の場面

- ・目的外利用の禁止
- ・不適正利用の禁止~不当な行為を助長するおそれとは?
- 3 「保存・管理」の場面

- ・安全管理措置~外国の個人情報保護法制を調査しなければならない場合とは~
- ・委託先の監督~委託契約の条項のチェックポイント~

### 4 「提供」の場面

- ・第三者提供~社内での情報共有に同意が必要か~
- ・委託〜委託(同意不要)と第三者提供(同意必要) の切り分けの基準は〜
- ・共同利用〜過去に取得済みの個人データは共同利用 できるか〜
- ・外国にある第三者への提供〜外国の現地法人と共同 利用できるか〜

### 5 本人からの権利行使

- ・開示請求~「私の個人情報を全て開示せよ」と請求 があった場合の対応~
- ・利用停止等の請求~「私の個人情報を全て消去せよ」 と請求があった場合の対応~
- 6 社内ルールとプライバシーポリシー
- ・個人情報取扱規程
- ・プライバシーポリシー

### 7 万が一、漏えい等が発生した場合の対応

・氏名と住所しか分からなければ、全員に郵便を送付 しなければならないのか?

### ベーシック独占禁止法 ~事例で学ぶ独禁法の考え方~

### セミナー概要

主要な独禁法違反行為である不当な取引制限について具体的な事例を交えつつ、法務担当者として押さえておくべ きポイントを元公正取引委員会事務総長である講師が分かりやすく解説。会場限定パートでは、講師のこれまでの経 験も踏まえて、かつ、出席者からのご意見・ご質問もいただきながら、より一歩踏み込んだ独禁法の世界を示す。

### 

1983 年 東京大学経済学部卒業、同年に公正取引委員会事務局入局。以降、在ベルリン日本国総領事館領事、審査局 管理企画課長、官房総務課長、消費者庁審議官、公正取引委員会事務総局取引部長、経済取引局長、事務総長等を経て(2022年7月退官)、2022年8月から現職。主な著書(いずれも商事法務):『独占禁止法〔第5版〕』(編著)(2024 年)、『はじめて学ぶ独占禁止法 〔第4版〕』(編著) (2024年)、『独禁法の授業をはじめます』 (著) (2021年)。

#### 開催日程等

●開催日程:2025 年 2 月 4 日(火)14 時~ 17 時(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

員:40名(先着順) ●申込期限:2025年2月3日(月)

●受 講 料:33,000円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆最近、「独禁法 (独占禁止法) | をいうコトバを以前よりしばしば目に耳にするようになったし、仕事の中でも 「独 禁法」に絡んだり、絡んでそうなことに触れることがしばしばあるけれど、分かっているようで、なんかいまひとつピンときていないという法務担当者の方々、いらっしゃるのでは?「同業他社と変な示し合わせをしては いけない」とか「取引先に変な圧力をかけてはいけない」んだろうなあ、とは思っているけど、正確に「独禁法」 を理解しているという自信はないので、自社の活動で違法行為になり得るものを見落としているのではないだ ろうか、逆に、厳しくアドバイスし過ぎて、かえって自社の活動を無用に狭めてしまっているのでは、と懸念 している向きもあるやに聞きます。
- ◆本セミナーでは、主要な独禁法違反行為である不当な取引制限(カルテル・入札談合)と私的独占、そして、 不公正な取引方法の基本的な考え方を整理して、具体的な事例を交えつつ、法務担当者として押さえておく べきポイントを元公正取引委員会事務総長で現法律事務所シニアコンサルタントである講師が分かりやすく解 説します。
- ◆また、会場限定パートでは、講師のこれまでの経験も踏まえて、かつ、出席者からのご意見・ご質問もいた だきながら、より一歩踏み込んだ独禁法の世界をお話しします。
- ◆経験の浅い担当者の方々から一定の知見をお持ちの方々まで、ぐっと視座を高められる(であろう)セミナー です。

### 主要講義項目

### Ⅰ 独占禁止法で禁止していること

- 目的と2つの「競争」
- 競争制限行為
- 不当な取引制限と私的独占と不公正な取 引方法の関係

#### Ⅱ 不当な取引制限

- 1 独禁法 2 条 6 項 2 共同して相互に、拘束
- 一定の取引分野
- 4 競争の実質的制限
- 5 カルテルと入札談合の違い
- 入札談合等関与行為防止法
- 7 通常の取引と入札取引と制服の取引 8 カルテル・入札談合は、なぜいけないのか 9 事例(9 社会等を開催して合意/ハブ& スポーク型/入札談合等関与行為防止法適 用事件)

### Ⅲ 私的独占

- 独禁法 2 条 5 項
- 排除と支配
- 3 一定の取引分野

4 事例(排他条件付取引による排除/様々 な手段での排除)

### IV 不公正な取引方法

- 法定5類型と一般指定・特殊指定
- 公正な競争を阻害するおそれ
- 垂直的制限行為
- (1) 適法・違法性の考え方
- (2) 価格制限行為
- (3) 非価格制限行為
- 4 優越的地位の濫用
- 5 事例(再販売価格の拘束/拘束条件付取 引/抱き合わせ販売/優越的地位の濫用)

### V まとめ

### ■会場限定パート■

- ・公正取引委員会の立入検査について
- ・独禁法コンプライアンス意識が高まる最大 のきっかけは? そして、それを持続する には
- ・価格転嫁の円滑化の取組み

### 裁判例を通じて学ぶ 事業者のための製造物責任法の実務と応用

### セミナー概要

実務対応に当たって押さえておくべき製造物責任法の裁判における具体的な運用ないしその解釈の在り方について、 実際に起きた事故に対して裁判所が現実に下した判断に基づいて、裁判での勝敗を分けたポイントを交えて解説。

講義時間:約3時間

### 原戸稲男 弁護士(協和綜合法律事務所)

1992 年弁護士登録。損害保険会社、製造販売業者、建設業者等の顧問、また、地方公共団体の登録弁護士として、不 法行為法、国家賠償法、保険法等の民事分野を主に取り扱っており、これまで多数の製造物責任に関する損害賠償の訴訟案件のほか不当要求等のクレーム対応を含む交渉案件の受任経験を持つ。2010年には大阪弁護士会民事介入暴力及 び弁護士業務妨害対策委員会委員長を務めた。

これまでに講師が担当した事件のうち公表されている事件としては、「茶のしずく石鹸」訴訟(事業者側、東京地裁平成 30年6月22日判決、福岡地裁平成30年7月18日判決、大阪地裁平成31年3月29日判決等)、製造物責任法上、 接着剤の「通常予想される使用形態」の解釈が争点となった訴訟(大阪高裁平成24年1月13日判決)等がある。

### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年11月20日(水)10時~2025年1月31日(金)17時 ●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025 年 1 月 24 日(金) ●受 講 料:33,000円(税込)/1名分



#### 講座開設の趣旨

- ◆本講座は、製造物の製造・販売に関わる事業者の法務部に配属された後、実際に具体的な事案を複数担当した経験 のある実務担当者を対象としています。
- ◆本講座では、抽象的な法律や学説等の説明よりも、実際に起きた事故に対して裁判所が現実に下した判断を中心にし て、製造物責任法の具体的な裁判での運用実態ないしその解釈の在り方を見ていきます。
- ◆現実の製造物責任の裁判では、事故をめぐる消費者対事業者(B to C)の紛争や事業者対事業者(B to B)との間 の紛争がありますが、B to Bの紛争においても、完成品製造業者対部品・原材料製造業者、製造委託先対製造委 託元(販売者)の紛争など、同じ製造物事故でも異なる立場によって製造物責任法というツールの運用ないしその解 釈の仕方には違いがあります。
- ◆また、製造物責任法は消費者のためだけの法律ではありません。製造物による事故で被害を被った事業者が製造物 責任法を積極的に活用して自社の損害の回復のための手段として用いる場合もあります。
- ◆このような現実の様々な利害対立を背景として示された裁判例において、いかなる場合に製造者が責任が認められた のか、また、いかにして責任を否定することができたのかを、事業者の実務担当者の視点に立って具体的に何が勝敗 を分けるポイントであったのかを見ていきます。
- ◆さらに、製造物事故がときに大規模消費者被害をもたらすことがあることを考慮して、特にB to Cの事案で、深刻な事 件の拡大を避けるために必要なことは何だったのか、事件化してしまった後の実践的かつ戦略的な対応として何をなす べきかについて、実際の大規模消費者被害の事案を振り返ってアイデアないしヒントを探っていきます。

### 主要講義項目

### 第1 製造物責任法の全体像

- ・製造物責任法の趣旨・目的
- ・過失責任から欠陥責任へ(被害者保護の流れ)・欠陥の判断方法(総合的判断)

### 第2 欠陥の判断基準

- ・欠陥と事故発生との間の因果関係
- ・通常予見される使用形態と使用者の誤使用
- ・欠陥の判断基準時(製造物引渡の時期)における科学技術水準
- ・欠陥と製造物の特性
- ・欠陥と指示・警告上の表示

### 第3 製造物責任法の責任主体の範囲

特に、実質的製造業者の判断基準

第4 部品・原材料製造業者の抗弁

特に、部品・原材料製造業者からの独自の免責主張の可否(いわゆる汎用品の抗弁)

第5 損害の評価上の問題点

第6 事故発生後の対応上の留意点

### 法務・総務部門が知っておきたい カスハラ対策の現況と課題 WEB配信 ~従業員の離職を防ぎ、会社の生産性を上げる~

### セミナー概要

カスハラの傾向と対策に精通し、その予防と解決に経験と知見を備えた講師が、カスハラの傾向や企業が採るべき 事前及び事後のカスハラ対策を中心に解説。

講義時間:約2時間30分

### 中山泰章 弁護士・弁理士(日本橋法律特許事務所)

1992年3月早稲田大学政治経済学部政治学科卒業、1992年4月日本生命保険相互会社入社、2000年4月司法

2023) など著書多数。各所でカスハラ対応をはじめとする講演も多数行っている。

### 視聴期間等

●視聴期間:2025年1月16日(木)10時~2025年3月17日(月)17時

●視聴方法:Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限:2025年3月10日(月) ●受 講 料:33,000円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆カスハラとは、厚労省より出された『カスタマーハラスメント対策企業マニュアル』(カスハラマニュアル) に よれば、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該 要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の 就業環境が害されるもの」と定義されています。2023年9月には、カスハラが労災認定基準に追加され、 カスハラで精神障害を発症したとの労災認定は、同年度では、52名にのぼりました。
- ◆カスハラは、従業員に過剰な心理的負担を与え、休職や退職の原因となるだけでなく、それによって、企業 の生産性が低下したり、レピュテーションが毀損されたりするなどの深刻な影響が生じることが指摘されており、 企業の重大なリスク要因となっています。企業には、従業員の離職を防ぎ、企業の生産性を高めるために、 こうしたカスハラを予防し、発生したときの毅然とした対応が求められます
- ●『カスハラマニュアル』において従業員(被害者)のための相談対応体制の整備として相談窓口が、「人事 労務部門や法務部門、外部関係機関(弁護士等)と連携できるような体制を構築するとともに、具体的な対 応方法をまとめたマニュアルを整備し、相談対応者向けに定期的に研修等を実施することが有効です。」との 記載もあるように、法務・総務部門もカスハラ対策に積極的に関わることが重要です。
- ◆このように、近時は、B to C ビジネスを中心に、カスハラへの対処方針が打ち出されており、東京都が 2024年10月4日にカスハラ防止条例を制定するなど行政の取組みも注目されています。
- ◆本講座では、カスハラの傾向と対策に精通し、その予防と解決に経験と知見を備えた講師が、カスハラの傾 向や企業が採るべき事前及び事後のカスハラ対策を中心に解説します。

### 主要講義項目

### I カスタマーハラスメントとは

- 概念の整理
- カスタマーハラスメントの分類 2
- Ⅱ カスタマーハラスメントの現況と傾向
- 1 近時の傾向
- 2 業界別の傾向

### Ⅲ カスタマーハラスメントの具体的事例

- 1 裁判例
- 2 業界別の事例分析

### IV カスタマーハラスメントの原因

- 1 社会的背景
- 心理的要因 2
- 3 組織の問題点
- V カスタマーハラスメント対応の必要性 と法整備の動向

- 従業員への影響 1
- 2 企業への影響
- 3 顧客への影響
- 4 近時の法改正の動向
- 5 活用できる現行法
- 6 整備中の法令、条例

### VI カスタマーハラスメントの予防策

- 1 予防策を講じる上での視点
- 2 社内体制の整備
- 3 従業員への周知

### Ⅶ カスタマーハラスメントの事後対応

- 1 事後対応での視点
- 2 具体的な対応フロー
- 3 エスカレーションの手続き
- 4 ハラッシーへのケア
- 5 ハラッサーへの措置

### サステナブルなビジネス展開のための 廃掃法・古物営業法等のリサイクル規制 AtoZ

### ~規制の概要から産業廃棄物処理委託契約書の留意点、行政対応まで~

### セミナー概要

サステナビリティを重視したビジネスを展開するために企業が押さえるべき要点を整理した上で、廃掃法等の環境法規制や実務で見落としがちな産業廃棄物処理委託契約書の重要なポイントを解説し、企業がリスクを回避するための具体的な対応策を伝える。

講師 猿倉健司 弁護士 (牛島総合法律事務所)

上田朱音 弁護士 (牛島総合法律事務所)

### 開催日程等

●開催日程: 2025年1月21日(火)15時~17時30分(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年1月20日(月)

●受 講 料:27,500円(税込)/1名分

※ 本講では、オンデマンド受講を前提として 1 社(同一法人内に限り)何名でもご受講いただける法人申込プラン(1 社につき税込 55,000 円)を設定しています。



### 講座開設の趣旨

- ◆近年、サステナビリティへの関心が高まる中、多くの企業では、サステナブルなビジネス展開に向けた施策について、事業部門から法務やサポート部門に相談が寄せられることが増えています。一方で、企業が環境法令を遵守しつつ、廃棄物の適切な管理やリサイクルの促進を行うことが求められる現状において、違反が発覚した場合の罰則や企業イメージへの悪影響は深刻です。廃掃法(廃棄物処理法)や各種のリサイクル法や古物営業法といった環境規制は多岐にわたる上、各自治体ごとに条例の規制があり、またその解釈や適用には専門的な知識が求められ、実務担当者にとって非常に複雑です。
- ◆たとえば、リサイクル目的の処理であっても、場合によっては廃掃法の対象となる廃棄物の再生処理とみなされることがあり、事業者が意図せずに規制違反を犯すリスクがあります。また、産業廃棄物処理委託契約に不備があると、罰則や行政指導のリスクが高まる点も重要です。さらに、古物営業法についても、リユースやリサイクルビジネスが同法の対象となるかどうかの判断は難しく、特にこの分野で事業を展開する企業にとっては、法令遵守が不可欠です。
- ◆本セミナーでは、まず、サステナビリティを重視したビジネスを展開するために企業が押さえるべき要点を整理します。次に、廃掃法(廃棄物処理法)や各種のリサイクル法および古物営業法の概要を解説し、企業が遵守すべき法的基準や留意点について詳しく説明します。また、実務で見落としがちな産業廃棄物処理委託契約書の重要なポイントを、契約書の雛形を用いて解説し、企業がリスクを回避するための具体的な対応策をお伝えします。
- ◆さらに、行政対応に関するケーススタディを通じて、監査や行政指導に対する適切な対応方法を学びます。 またに、国内外の最新の法改正や条例の動向について、環境規制に精通した講師が実務経験を基に解説します。

- 1 環境規制における企業のサステナビリティなビジネス展開サポートの要点
- 2 廃掃法 (廃棄物処理法) の留意点とリサイクルにおける重要性
- 3 古物営業法の適用範囲とリユースビジネスへの影響
- 4 産業廃棄物処理委託契約書、マニフェストの留意点
- 5 行政対応のポイントとケーススタディ
- 6 最新の法改正や条例動向の解説

### 中国ビジネス再検討

### ~再編?撤退?激動の中国に翻弄されないために~

### セミナー概要

実際の状況を見極めたうえで、冷静に対中投資のあり方を再考するために、現在の中国の投資・事業展開に関連する状況を概説すると同時に、いま日系企業が中国ビジネスを再検討するうえで知っておくべき最新の対中投資法務のポイントを、実例を交えつつ解説。

### 

中国メインランドにおける投資・撤退・再編・現地法人オペレーションに関する日系企業向けのアドバイス、中国法人に対する 法務デューディリジェンス調査対応、中国当局に対する事業者結合届出対応等の中国関連法務を専門としている。仏国の大 手法律事務所への出向、豪州留学の経験も有し、中国以外の諸外国との各種のクロスボーダー案件も幅広く取り扱っている。

### 中川裕茂 弁護士 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)

20 年にわたり中国関係の法務を専門として、主として中国メインランド・台湾・香港その他アジア各国に関連する投資案件、経済安全保障分野(特に中国メインランド)、独禁法、企業不祥事対応、各種調査事案、内部通報対応、アンチダンピング等の通商問題、国際仲裁案件のアドバイスを専門的に行っている。

### 開催日程等

●開催日程: 2025年1月20日(月)15時~17時30分(質疑応答込み)

●開催場所:株式会社商事法務会議室(東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階)

●定 員:40名(先着順) ●申込期限:2025年1月17日(金)

●受 講 料:27,500円(税込)/1名分



### 講座開設の趣旨

- ◆ますます激化する米中摩擦や経済安全保障問題の深刻化を受けてのサプライチェーンの「脱中国依存」の動き、 反スパイ法の改正を含む国家安全保障強化の動き、人口減少・高齢化による社会構造の変化や若年失業率 の急上昇、長期化する不動産不況、中国電気自動車メーカーの世界的台頭、急速に進む中国 AI 産業の発展、 中国政府による国産化政策の強化、蘇州の日本人学校スクールバス襲撃事件や深圳の日本人男子児童刺殺 事件を受けて現地日本人社会で広がる動揺と不安…近時、中国を取り巻く情勢はますます複雑化しています。
- ◆日本国内でも「チャイナリスクの回避」や「脱中国」という声が大きくなっており、中国ビジネスの再編や撤退を検討する日系企業が増えているのも事実です。しかし、多くの日系企業にとって、中国は今なお重要な市場・投資先でもあり続けています。このような状況にあっては、周囲の声に踊らされることなく、実際の状況を見極めたうえで、冷静に対中投資のあり方を再考する必要があります。
- ◆本講座では、既に中国ビジネスを展開している日系企業の総務・法務担当者、中国現地法人の管理・経営担当者や法務担当者、及び、中国ビジネスの展開について頭を悩ませている全ての方を対象に、日常的に中国への進出・再編・撤退案件を取り扱っている弁護士が、現在の中国の投資・事業展開に関連する状況を概説すると同時に、いま日系企業が中国ビジネスを再検討するうえで知っておくべき最新の対中投資法務のポイントを、実例を交えつつ解説します。
- ※ 本セミナーでは法人申込を受け付けています(法人申込は1社につき 39,600 円 (税込))。法人申込では1口の申込で何名でもご受講いただけます(同一法人内に限る)。また、法人申込では「コーポレートガバナンスに関する実務講座 (全10 講セット)」受講企業のための割引価格もご用意しています。

- I 中国ビジネスの「現在」を俯瞰する
- 1 中国ビジネスの「再検討」の背景事情
  - ・中国の経済・社会の状況
  - ・中国の地政学的問題
  - ・中国の国家安全保障の強化とその余波
- 2 日系企業による中国進出・再編・撤退のトレンド
  - ・数字で見る中国進出・撤退
  - ・近時の中国進出・再編・撤退の具体例
- 3 中国の外資導入政策の状況
  - ・外商投資法の制定とその影響
  - ・外商投資参入ネガティブリストの現状
  - ・進む外資差別の是正
- 4 中国ビジネス概観
  - ・経済安全保障上の懸念からのサプライチェーン の見直し
  - ・中国の「国産化政策」による製造業への影響
- Ⅱ 中国ビジネスの再編・撤退の最新実務
- 1 中国ビジネスの縮小局面における様々なニーズ
  - ・何を目指すのか(完全撤退、事業縮小、連結外し等)
  - ・中国ビジネス縮小の近時の事例紹介
- 2 中国現地法人の再編・撤退
  - ・再編・撤退で生じる労務問題
  - 法律論とは異なる現地事情

- -経済補償金の要求と会社側が取るべきスタンス -交渉のポイント
- ・撤退において生じうる当局との問題
- 当局の許可が本来不要なのに求められる局面
- ・持分譲渡
- 持分譲渡契約のポイント
- 買主の相違による規制の違い(送金規制、譲渡対価の柔軟性)
- ーディールのスケジュール
- セラー DD の必要性
- 許認可への影響
- 知的財産権とライセンスの処理
- 商号変更とブランド価値の維持
- 再編後のガバナンス(2024年7月施行の改正会社法対応)
- -事業者結合届出
- ・合弁事業化・合弁関係の解消
- ・資産譲渡
- 3 中国現地法人の解散・清算
  - ・清算に必要な資金と増資のニーズ
  - ・従業員対応、当局対応、取引先対応
- 4 中国現地法人の破産
  - ・中国の破産法の概要
  - ・おける外資企業の破産の可否
  - ・休眠会社化や夜逃げのリスク

### 「従事者」と会社のための10か条の心得

内部通報

### セミナー概要

内部通報制度を「仏造って魂入れず」にしないための「従事者」と「会社」の双方の立場の心得を 10 か条として伝授。 (本講は 2024 年 6 月 10 日収録セミナーの再募集です)

> 講師 森原憲司 弁護士(森原憲司法律事務所)

(申込画面) 講義時間:約1時間30分 **同学表法** 



#### 視聴期間等

- ●視聴期間: 2025年1月15日(水)10時~2025年3月31日(月)17時
- ●申込期限: 2025年3月24日(月)まで ●受講料: 16,500円(税込)/1名分
- ※ 本講は「公益通報対応業務従事者のための講座(全5講セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でご 受講いただけます)。

セミナー番号 64250115

### ベーシック公益通報者保護法

内部通報

### セミナー概要

消費者庁において公益通報者保護制度の企画立案に従事し、改正公益通報者保護法や同法に基づく指針案の立案を担当した講師が、公益通報者保護法全体の基本的な知識を分かりやすく解説。

(本講は2024年7月3日収録セミナーの再募集です)

| | | 中野 | 真 | 弁護士(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業) | 講義時間:約2時間



#### 視聴期間等

- ●視聴期間: 2025年1月15日(水)10時~2025年3月31日(月)17時
- ●申込期限:2025年3月24日(月)まで ●受講料:27,500円(税込)/1名分
- ※ 本講は「公益通報対応業務従事者のための講座(全5講セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でご 受講いただけます)。

セミナー番号 65250115

### 公益通報対応業務の実務ガイド 2024 ~従事者・担当者のための Q&A ~

内部通報

### セミナー概要 -

公益通報対応業務従事者の実務を中心に据えて、法的な義務と実務上のポイント・悩みどころ、各社の実務対応に ついて詳しく解説。

(本講は2024年7月29日収録セミナーの再募集です)

講師 中村克己 弁護士(国広総合法律事務所)

(申込画面) 講義時間:約3時間 **回数数**[回



#### 視聴期間等

- ●視聴期間: 2025年1月15日(水)10時~2025年3月31日(月)17時
- ●申込期限:2025年3月24日(月)まで ●受講料:33,000円(税込)/1名分
- ※ 本講は「公益通報対応業務従事者のための講座(全5講セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でこ 受講いただけます)。

内部通報

### 内部通報制度 調査・認定・フィードバックの技術

#### セミナー概要

内部通報の調査からフィードバックまでの一連の取組みを適切に行うためのポイントや技術について、数多くの内部通報の調査やフィードバック等に関する相談を受け、また自ら調査等を行う弁護士が、自身の経験をもとに分かりやすく解説。 (本講は 2024 年 8 月 28 日収録セミナーの再募集です)

関 大月雅博 弁護士 (阿部・井窪・片山法律事務所)

講義時間:約2時間30分 ■



セミナー番号 67250115

#### 視聴期間等

- ●視聴期間: 2025年1月15日(水)10時~2025年3月31日(月)17時
- ●申込期限: 2025年3月24日(月)まで ●受講料: 33,000円(税込)/1名分
- ※ 本講は「公益通報対応業務従事者のための講座(全5講セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でご 受講いただけます)。

内部通報

# 本気で取り組む! 内部通報の実効性向上 ~経営トップ・役員を巻き込んでの施策とは~

セミナー概要

実効性の高い内部通報制度を実現させるため、経営層を本気にさせるにはどうすべきか、また、経営層が社内に「本気」を示すにはどうすべきか、内部通報担当者として留意すべき点は何か等について解説。

(本講は 2024 年 9 月 27 日収録セミナーの再募集です)

講義時間:約2時間

講師 沖田美恵子 弁護士 (島田法律事務所)

〈申込画面〉



セミナー番号 61241203

#### 視聴期間等

- ●視聴期間: 2025年1月15日(水)10時~2025年3月31日(月)17時
- ●申込期限: 2025年3月24日(月)まで ●受講料: 27,500円(税込)/1名分
- ※ 本講は「公益通報対応業務従事者のための講座(全5講セット)」の対象セミナーです(特別割引セット価格でご 受講いただけます)。

取引法務

### 脱初心者のための 一緒に考える **英文契約実践講座**

セミナー概要

英文契約に必要な知識や考え方を習得できるように、初心者から次のステップに進みたい方を対象に設計されたケースメソッド形式の講座。

(本講は2024年6月28日収録セミナーの再募集です)

講義時間:約3時間

講師 辻野篤郎 弁護士(あしたの獅子法律事務所)

(甲込凹)



#### 視聴期間等

- ●視聴期間: 2024年12月3日(火)10時~2025年2月13日(木)17時
- ●申込期限:2025年2月5日(水)まで ●受講料:33,000円(税込)/1名分

セミナー番号 62241203

### 電子契約・電子文書管理の法律・実務 の重要ポイント

取引法務

#### セミナー概要

電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイントについて、わかりやすく整理。法制化の最新動向についても、 簡単に紹介。

(本講は2024年6月13日収録セミナーの再募集です)

〈申込画面〉

講義時間:約3時間



### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年12月3日(火)10時~2025年2月13日(木)17時

| 宮内 宏 弁護士(宮内・水町 IT 法律事務所)

●申込期限:2025年2月5日(水)まで ●受講料:33,000円(税込)/1名分

セミナー番号 61250115

### 営業担当者に伝えたい

取引法務

### 契約書の重要リスクポイント [営業担当者編+管理部門編]

#### セミナー概要

営業担当者向けにリスクポイントだけを伝える30分講座と、管理部門向けにその背景や管理部門として押さえるべ き法的知識を解説する2時間 30 分講座で、契約書に潜む重要リスクポイントについてわかりやすく解説。お申し込 み1口につき何名でもご視聴いただけますので(同一法人内に限る)、営業担当者編を社内研修にご活用ください。 (本講は2024年3月18日収録セミナーの再募集です)

講義時間:約3時間



#### 視聴期問等

●視聴期間: 2025年1月15日(水)10時~2025年3月17日(月)17時

●申込期限:2025年3月3日(月)まで ●受講料:44,000円(税込)/1社分

セミナー番号 61241216

### ベーシック下請法

独禁法・下請法

#### ヤミナー概要

下請法の初学者にも、下請法に日頃携わっておられる方にも役立つよう、どのような場合に下請法違反となり、どのような場合に下請法違反とはならないのかについて、その基本原理に立ち返って全体像が理解できるよう解説。さらに収録後のフォローアップ動画として、本年5月に公表された「買いたたき」に関する下請法運用基準の改正ポイントや、来年予定されている下請法改正の動向についても追加解説。

(本講は2024年2月1日収録セミナーの再募集です[フォローアップ動画付])

**關於 長澤哲也** 弁護士(弁護士法人大江橋法律事務所) 講義時間:約3時間30分



### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年12月16日(月)10時~2025年2月28日(金)17時

●申込期限: 2025年2月21日(金)まで ●受講料: 33,000円(税込)/1名分

### 消費者対応

### ベーシック景品表示法

#### セミナー概要

実務対応に必要な景表法を「ざっくり学ぶ」ことを目的に、事例を通じて、景表法の違反行為の要件を中心に解説。 (本講は2024年6月7日収録セミナーの再募集です)

**蒸於 古川昌平** 弁護士(弁護士法人大江橋法律事務所)

〈申込画面〉



#### 視聴期間等

●視聴期間: 2024 年 12 月 3 日 (火) 10 時~ 2025 年 2 月 13 日 (木) 17 時 ●申込期限: 2025 年 2 月 5 日 (水) まで ●受講料: 33,000 円 (税込) / 1名分

### 法務入門

### リーガルマインド 法律入門 ~法学未履修の総務・法務ご担当の皆様へ~

セミナー番号 64241203

### セミナー概要

体系的に法律を学んだ経験のない総務・法務担当者を対象に、身近な素材や最近の時事問題を例に、雑多な情報から法的に重要なポイントを見極めるために必要な「考え方」を涵養していただく。

(本講は2024年5月23日収録セミナーの再募集です)

講義時間:約3時間

講義時間:約3時間

關於 弥永真生 明治大学会計専門職研究科教授

〈申込画面〉



### 視聴期間等

●視聴期間: 2024年12月3日(火)10時~2025年2月13日(木)17時 ●申込期限: 2025年2月5日(水)まで ●受講料: 33,000円(税込) /1名分

その他

## 信託法務・信託実務の基礎講座

セミナー番号 62250115

~金融機関・事業会社・法律事務所で信託を初めて学ぶ人のために~

世の中で広く使われており、今後ますますの活用が見込まれる制度でありながら、正しい知識を身に着けることが難しい 信託法務・信託実務について、元大手信託銀行・法務部長の弁護士が経験に基づき勘所を分かりやすく解説。

(本講は2023年9月14日収録セミナーの再募集です)

講覧 小野祐司 弁護士(リンクパートナーズ法律事務所) 慶應義塾大学法科大学院講師 講義時間:約5時間



#### 視聴期間等

●視聴期間: 2025年1月15日(火)10時~2025年3月17日(月)17時

●申込期限: 2025年3月10日(月)まで ●受講料: 49,500円(税込) /1名分

### 申込要領・注意事項

- ■受講のお申込みは、弊社 WEB サイトの各セミナー案内画面からお申し込みいただくか、専用申込書に必要事項をご記入のうえFAX・郵便にてご送付ください。
- ■受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込みください。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- ■キャンセルは、会場受講の場合、開催日以降(複数講のセミナーの際は第1講の開催日以降)はお受けいたしません。WEB受講の場合、視聴用URLのご案内後のキャンセルはお受けいたしません。また、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについては講義資料等発送後のキャンセルはお受けいたしません。
- ■ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- ■反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- ■一部のセミナーについては法律事務所に所属されている方の受講をご遠慮いただいております。弊社 WEB サイトの各セミナー案内画面でご確認ください。
- ■上記のほか、講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- ■新型コロナウイルス、インフルエンザ等の市中感染状況や感染症蔓延防止のための政府方針、また天変地異の発生等の諸事情によりセミナーの開催・配信を中止・延期する場合がございます。
- ■会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
- ■発熱、ひどい咳等体調不良の兆候がある場合は、セミナーへのご出席をお控えください。なお、受付時等に前記のような兆候が認められる場合、ご退室をお願いする場合がございます。

### お問合せ先

〒 103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 (日本橋フロント3階)

株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール (URL: https://www.shojihomu.co.jp/) 電話: 03 (6262) 6761 (ダイヤルイン) Eメール: law-school@shojihomu.co.jp

### 実務必携 契約書チェックマニュアル 関連セミナーは 本カタログ38頁



弁護士法人 飛翔法律事務所 [編]

### 各種契約書の記載例を売主・買主双方から解説した 「契約書チェックの友」

ビジネスの現場にて頻繁に直面する契約書の条項例を紹介し、そのチェックポイン トと変更例を示してわかりやすく解説。Q&Aや用語解説も内容を充実させた「契約 書チェック」においての必携書。2019年に経済産業調査会より刊行された『改訂3版 実践 契約書チェックマニュアル』の全面改訂版。

A5判並製/400頁/4.180円(稅込) ISBN978-4-7857-3126-7 2024年12月刊

〈主要目次〉 第1章 初めての契約書チェック

第2章 いまさら聞けない 契約書に関するQ&A30ポイント

第3章 契約書チェックポイント

第1節 共通事項 第2節 売買基本契約 第3節 業務委託契約書(準委任型)

第4節 請負契約書(システム開発契約書)

第5節 代理店契約書……他

第4章 印紙税の基礎知識

資料編

### 商事法務 新刊

## 法務担当者のためのもう一度学ぶ 民法(契約編)〔第3版〕



田路至弘:齋藤弘樹 [著]

関連セミナーは 本カタログ35頁

### 契約実務に役立つ、民法を体系的に理解するための基本書

ビジネス社会で経験する具体的な事例をもとに民法の知識を整理するための「民法 再入門」。契約実務を時系列的に並べて段階ごとに解説を加えることで、民法の横断 的な理解を助ける。電子契約をはじめとするリーガルテック、債権法改正により新設 された定型約款制度、民事訴訟法改正等を踏まえた第3版。

A5判並製/280頁/3,080円(税込) ISBN978-4-7857-3125-0 2024年12月刊

〈主要目次〉 第1章 企業法の体系と民法

第2章 契約締結前の法律関係

(信義誠実の原則の問題)

第3章 契約の締結

-意思表示と代理(民法総則の問題)

第4章 契約の解釈(契約総論の問題)

第5章 債権の効力と消滅(債権総論の問題)

第6章 取引の終了

第7章 契約を巡る紛争解決(裁判と執行の問題)

